

報告第9号

平成22年度伊丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 初めに、報告第9号を議題といたします。

本件につきましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

○櫻井委員 それでは、質問させていただきます。

国民健康保険については、ちょっとそもそもいろんな国の制度でいろんな難しい点があるかと思えます。そうした中で、市としてできることを最大限取り組まれてきているというのが今の状態だと思えますけれども、まず第1に、徴税強化ということ、昨今財政基盤部を中心に頑張っておられるというふうに聞いておるところなんです、国民健康保険については未収額が34億4700万円程度だというふうに認識しておるんですが、これで正しいでしょうか。

また、徴税機能の強化、徴税の強化ということで頑張っておられると聞いておるんですけれども、その効果というのはどうでしょうかというのを1点目お尋ねさせていただきます。

○健康福祉部 まず、先ほどの未収額につきましては、委員おっしゃるとおり、34億円ということでことしの決算はなっております。22年度につきましては、36億円の未収額からスタートして、22年度、結果は34億の未収金ということで、若干未収額については下がったということです。

徴収率につきましては、22年度の現年度の徴収率につきましては、21年度と比べますと0.86%マイナスとなりまして84.75%となりました。あいにく下がってしまったんですけれども、逆に滞納の収納率は前年度よりも、8.01%になりまして3.57%プラスということになりました。

かなり収納率が低迷しておりまして、22年度から徴収強化ということで、市税経験者3名を動員しまして計8人の徴収体制で22年度は頑張ってきました。

このように低迷する大きな原因としていろいろ考えられるんですけれども、一番大きな原因は、医療費がどんどん上がっていく中で税負担が上がっていくと。皆さん、被保険者の皆さんの担税力のほうはこの不況の影響で下がっていきっていると。そういう中で納期限内に保険税を納めることができない方がどんどんふえているということが現状です。つまり、納期限内に納められなくて分納誓約という形でおくれながら納めていく方が、その数にしましたら22年度は3600世帯ほど、21年度に比べたら2800世帯から3600世帯にふえているんですけれども、この世帯の方が滞納分の納付に精いっぱいになって現年度の納付には至らないという、そういう状況がありまして、どうしても現年度収納率が低迷していると。

そういう中で、分納誓約者の収納管理を徹底するというので、そこを中心に滞納強化していきました。

まず、窓口を一本化にしまして、今までは、21年度までは国保課全員が納税相談を受けていたんですが、納税相談については徴収担当職員が一本で受けるという形にして、できる

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

だけいろいろときめ細かな納税相談を実施して、その方の生活状況に応じた分納額を設定して、いち早く滞納を完納していただいて現年の納付へ導くように、分納管理の徹底をしていったと。

もう一つは、滞納処分の強化ということで、納付能力がありながら収納されない方につきましては、そのまま放置しておくわけにはいきませんので、公平性の確保のためにも滞納処分の強化に努めました。具体的には、今までは十分でなかったんですが、預金調査を昨年は始めまして、まずは預金、預金債権を差し押さえしていこうということで取り組んでいきました。結果的に、なかなか残高もないということもあったりするんですが、4件だけの預金の差し押さえにとどまりましたけども、22年度につきましては分納収納の徹底と滞納処分の強化という、その2つの両輪で徴収体制の強化に努めてまいりました。

○櫻井委員 確かにいろいろ努力されているということはわかるんですけども、そもそも構造的な問題があるのではないかというふうにも私、思っております、すなわち健康保険、これは国民健康保険に限らず健康保険一般的にそうだと思うんですけども、若いうちはあんまり病気をしないと。だから若いうちは保険料をたくさん払って、それに見合うほどの医療サービスは受けない。つまり、お金を納めているというか、掛けている状態がずっと続いて、70歳ぐらいを超えてくると段々病院に行く回数というか、医療サービスを受ける回数なり程度がふえて、納付している保険料以上に医療サービスを受けるというような状態になってくるというふうにあるんですね。

そうしますと、料金は、保険税は大体一定ということになると、若いうちにたくさん掛けておいて、70過ぎてから、高齢者になってからそのサービスを受けると。ある種年金と同じような仕組みになっているんじゃないかというふうにあるんですが、ただ一方で、その国民健康保険は年金のような何かその大きな基金を持って高齢者になったときの、何ていうんですか、蓄えみたいなものを持っているというわけではなくて単年度主義でやっている。しかも、時効が3年で消滅するということになってくると、例えば若い世代からすると、今払わなくても将来医療費かさむようになってから、年とってから入れればいいじゃないかということになると思うんですね。その損得勘定だけで考えれば、年とってから入れればいいと。そうすると、若い世代にとって余り入るメリットというか、インセンティブがないんじゃないかと。本来的には国の制度としてライフサイクル、ずっと一生涯で見たときにちゃんとバランスするんですというはずなんですけれども、そういう制度にはなっていないというふうにも考えるんですけども、こうした私の仮説に立てば滞納者であるとか保険税を納めてないという方は、若い世代に相当数いるんじゃないかというふうにも思うんですけども、その辺、その点のデータみたいなものはお持ちでしょうか。

○健康福祉部 まず、じゃあそのデータ、年齢別の滞納の状況ということの説明しますと、おっしゃっているとおり、年齢が高齢に行くに従って収納率は高いです。それが下に下がるに従って収納率が低下しているという状況なんですけども、具体的に言いますと、22年度の現年度の結果でいきますと、65歳以上の方の収納率は96.1%です。40歳から64歳までになると81.4%、本当に厳しい状況なんですけども、40歳未満の方になると68%ということで7割を切っているということで、これは非常に危惧する状態だと思っております。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

あと、先ほどの櫻井委員のお考えなんですけども、一応先に申し上げておくと、これは社会保険ですので強制加入ということが前提になっていますから、委員のおっしゃっている言葉、そういう意見が出てきても仕方ないんじゃないかという問題提起であると承りますけども、そもそもおっしゃっている単年度主義なので、今払っていた保険税が将来の給付に直結するわけではありません。それはもう所得の再分配機能というのがそこでも働いているわけですけども、そもそもは保険技術を利用した社会的な相互扶助精神にのっとっているというのがありますんで、今確かに若い方が払っているのは自分の給付には直結しませんけども、それは今現在困っていらっしゃる方のために使われている税金で、保険税で、将来自分が高齢になって医療を受けるようになったときに、また逆に若い世代から支援を受けるといふ、そういう相互扶助の精神のもとで成り立っている制度だということだと認識していますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○櫻井委員 その制度趣旨は理解しておるんですけども、ただ現実問題として制度趣旨に沿った形で実態が動いていないと。つまり、よく中国なんかで言われるのは、「上に政策あれば下に対策あり」というような形で、幾ら制度論として善意に基づいてこういうふうにやってくさいと、お互い助け合いの精神でと言われても、そうは言ったって団塊の世代、大きなボリュームの世代が若年、つまり若い時代、つまり若年者層が多いときには医療保険税も安かったと。それが高齢化がどんどん進むに従ってどんどん高くなっていくと。という現実を目にしたときに、何じゃこれはというふうになって保険税を納める気にならなくなるという状況もあるんじゃないかと。

一方で、この国民健康保険の会計を預かる基礎自治体としては、実際とり得る手段としては短期的には保険税を値上げどんどんしていくしかないという状況の中で、一体どういうふうにして頑張っていけばいいのかなというのがこれからの課題だと思うんですけども、現在滞納もある、それから一般会計からの繰り入れも相当あるという中において、こういう状況をどのようにとらえていらっしゃるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○健康福祉部 国保の財源構成は、その医療費を医療機関に支払う、伊丹市でいけば120億円ぐらいあるんですが、そのうち公費等除いた部分を税で賄わなければいけないという財源構成で、このまま医療費が、全国平均レベルで3%ずつぐらいふえていくとしたら、伊丹市の場合3億6000万、7000万ずつぐらい医療費の支出がふえていくと。それを税で賄うことになると、1.5億円ずつぐらいまた税収をアップしていかないと追いつかないという状況が、この団塊の世代の方が75歳に到達するのが平成35年と言われてはいますが、そこまではそのままの状態がどんどん上がっていくんじゃないかなと。税負担もお願いしなくちゃいけないんじゃないかなという認識はあります。

ただ、そうは言っても、一方で被保険者の皆さんにつきましては、今でさえ重い負担をお願いしている状況が現実にあると思っています。そのためには国保の財政基盤の強化策をもっと充実していく必要があると思っています。

今回の社会保障と税の一体改革の中でもかなりその財政基盤強化策が盛り込まれていまして、そこに新たな公費が2000億円ほど投入されるという案で、それが実際どうなるかわかりませんが、そういう財政基盤強化策が実現されれば、伊丹市国保もかなり助かる

のではないかと考えていますが、それまでについては保険者の努力内のできる範囲で、具体的に言えば徴収率を上げて歳入を確保するというのと、医療費の適正化で歳出を抑制することを懸命に努めて、被保険者の皆さんにできるだけ税負担をお願いすることのないように努力していかないといけないと思っています。

○櫻井委員 一方で、先ほどのちょっと話に戻るんですけども、不況の影響もあってなかなか支払い能力が、納税者のほうの支払い能力というのが下がってきているという話でしたけれども、一方で、短期被保険者証の発行の対象枠、特に若い世代といいますか、子供世代に対する枠が、たしか平成22年度の途中から枠は拡大されたんでしょうか。これはどの程度そもそも周知されているものなのかということと、それからこれによって仮に対象拡大になったということであれば、それは保険を、子供の方々、医療を受けられないと思っていた方が安心して受けられるようになった点で非常にいいことだと思うんですけども、一方で国民健康保険の会計からするとどういふ影響があったのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○健康福祉部 今おっしゃっているのは資格証の交付対象除外の年齢層が、まず平成21年4月中学生以下というのが、22年の7月から高校生世代以下ということになったので、資格証の交付世帯の中に高校世代以下の方がいらっしゃればそこから外れてしまうということで、いろいろ影響が出ているということがいろいろ新聞とかでも報道されていたんですけども、伊丹市の場合は、今現在、短期被保険者証の交付世帯数というのは5月末現在で1164世帯なんですが、そのうち高校生世代以下の方がいらっしゃる短期証交付世帯というのは221件ですので、その世帯については保険証の有効期限、保険証の切りかえのタイミングをとらえての納税折衝をすることができないということになります。影響はそういうところで、金額等、収納率等についてはちょっとまだ分析ができてないんですけども、実際、本来であれば直接お会いして保険証を取りに来ていただいて窓口で納税相談をしたい方についても、高校生世代の方がいるということで保険証を送っているという状況です。

周知については、全員の方に、被保険者全員の方にこういう制度だということは周知はしておりませんでして、その対象者の方、短期証の対象世帯の方で高校生世代の方がいる方について、お手紙で、滞納税があるんですけども高校生世代の方がいらっしゃるんで保険証は郵送しましたと。ただし、滞納税があるので来庁していただいて納付相談をお受けいただくようお願いするというような文書を保険証と一緒に送付しているという、そういう形で周知はさせてもらっています。

こういう方につきましては、保険証の更新の機会をとらえての納税折衝はできませんので、別の形で、電話をかけるとか、催告文書を別な形で送るとかという形で納税相談をして納付に導くように努めています。

○櫻井委員 この周知の話と、それから先ほどの一番最初の滞納の話とちょっと両方なんですけども、そもそもこの対象者になる人たちは、伊丹市のほうでしっかりと把握できているのかどうかということなんですけども、つまり、引っ越ししてきましたと。しかし手続はしませんということになると、なかなか把握するのは難しいところもあるのかなと。最初からある種確信犯的に払う気のない人は、一番最初の国民保険の手続もしないんじゃないのかなとい

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

うふうにも思うんですけれども、その点対象者の把握状況というのはどのような状況でしょうか。

○健康福祉部 対象者の把握は、国保の加入されている方の中では全部把握しています。あくまでも短期証世帯の中で、当然短期証世帯はどれだけいるかは把握していますし、その中で高校生世代以下の方がどれだけいらっしゃるかというのは十分把握していますので、そこについては必ず保険証をお送りするという事で把握漏れはないんですけども、その転入をされたとか、社会保険を離脱されたとか、国保に加入されていない方がどれだけいらっしゃるのかというのは、実際把握はできてないと思います。基本的には届け出しないといけないということになっていますので、そのようにしていただいているとは思っているんですけども、実際現場にいますと、それはそうではないということはわかっていますんで、機会あるごとに届け出の勧奨をしているということが現状です。いろんな広報とかで届け出するようにというのをお願いしているということが現状です。

○櫻井委員 例えば、さすがに転入届、いわゆる住所変更はしている可能性は結構あると思うんですけども、転入してきた場合。しかし国保には入るべき人なのに入っていないということも間々あるんじゃないかという気もするんですけども、そういった場合、いわゆる住民基本台帳とそれから国保の情報を照らし合わせて、該当なのに手続をしていないとかということを探したりという努力はされているんでしょうか。また、それはそもそも法的にそういうことをするのは許されているのかどうかも含めて、ちょっと教えてください。

○健康福祉部 転入届を出されたときには、市民課のほうで従前の市町村で国保かどうかというのはわかりますので、市民課のほうで案内していただいて国保の窓口に来ていただいているということなので、ほとんど漏れはないと考えていますけども、逆にこちらのほうから、国保のほうから、高校生以下の方がいらっしゃって届け出を出したかどうかというところまでは今まだ調査はしている状況ではありません。

○櫻井委員 次に、国民健康保険、医療費の適正化というのは大きな課題だと思うんですけども、ちょっと私ばかりずっと質問していてもよろしい……。

○林委員長 いいですよ。

○櫻井委員 ほかの、よろしいですか。ちょっとまだたくさんあるんですけども、じゃあいろいろ質問させていただきます。

尼崎市の例なんですけれども、尼崎市は、例えばかつて、何年前、5年ぐらい前でしたでしょうか、メタボリックシンドロームとかってというのがはやるきっかけとなった保健指導の方がいらっしゃって、それでいろいろ頑張られていると。最近は今度、腎臓の病気というか、人工透析になると大変なので、そうならないように予防するというところでいろいろ頑張っておられるという話も聞きます。

こうした活動は、特に人工透析の場合、1年間ずっと受けるとなると相当な金額になると思いますので、そうした観点から国保における財政への影響って非常に大きいと思うんですけども、こうしたことは、まずそもそも尼崎の事例、最近の話だと思うんですけども、勉強されているのかどうか、それからこういったことを伊丹市でも頑張ってみてやるようなことは可能なのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○健康福祉部 先日テレビで、9月14日NHKで放送をされていたこともあったと思うんですけども、いろいろやっているんですけどね、例えば特定健診の受診の診査項目の中で、国の基準でいえば、その腎臓に関するところというのは基準ではないんですけども、伊丹市独自で尿酸値の基準、テレビでもクレアチニンの検診を尼崎市がやっているということいろいろとニュースでやっていましたけども、伊丹市でも独自に特定健診の項目の中で腎臓機能の検査には力を入れています。

ホームページでもそういうことを紹介したりだとか、尼崎市の場合、フローチャート式ですごいわかりやすくホームページもつくっているということなので、そのあたりについてはいいところは見習っていききたいと思っているので、ホームページについても改善していききたいと思っています。

○櫻井委員 人工透析以外にも、伊丹市におきましてはいろいろな取り組みをされているかと思いますが、市民の健康づくり推進という施策も、これは一般会計のほうかと思いますが、いろいろされていると。

この施策のほうを見ますと、市民の健康づくり推進という施策におきましては、さまざまな事務事業が行われていて、500万円以上の大きなものとしましても、成人健康診査事業ですとか健康教育事業、高齢者インフルエンザ予防接種事業、医師会衛生行政協力補助事業、それから健康づくり啓発事業といった事業がいろいろされておるんですけども、こうしたものが医療費の適正化といいますか、にどの程度貢献しているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○健康福祉部 考え方なんですけども、20年度から特定健診というのを始めまして、健診を受けていただいて、その異常のある方については健診の指導を行う、保健指導を行うということで医療費の抑制をしていこうということなんですけども、ただ、その受診率を上げようとか指導をしていこうとかということだけに力を入れていくだけではなかなか受診率とかは向上していかないと。実際低迷しているわけなんですけども。そのためにはいろいろな環境づくりが必要になってくるわけで、行政と医療機関とか学校とかの連携を深めるとともに、地域組織の活動を強化していくと。その3つの連携を強化して初めて健康づくりを徹底できるような環境整備ができるのじゃないかなと考えますが、まさにこの事業についてはその環境づくり、直接その健診の費用も入っていますけども、そういう市民の皆様の健康をつくる環境づくりのために支出されているという意味では、健診の受診率の向上、ひいては医療費の抑制につながっていく事業だと考えています。

○櫻井委員 例えば最近伊丹市で力を入れていらっしゃると思われるその事務事業の中で、健康づくり啓発事業というのがありますけども、これはまちの地図をつくって、一生懸命伊丹市内を歩きましょうということなんですけども、一般的に歩くことは健康増進に大変効果があると思うんですけども、これと疾病予防といいますか、そして医療費の適正化というふうになどの程度つながっているのかなというのが、ちょっと非常に力を入れて頑張っているだけに興味のあるところなんですけども、どういう御認識でいらっしゃいますでしょうか。

○健康福祉部 健康づくり大作戦というのは、健診と食育と運動という3本柱で進めていく

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

考え方なんですけども、そのうちのウォーキングというのはもちろん運動をしていくということで、運動はかなり重要な部分で、歩いていただくことによって自分から健康づくりを進めていこうと、そもそもみずから健康づくりを進めていこうという個人個人の意識を高揚させていくというのが一番の、10月1日でも広報を折り込みで出しますけども、一番最初の見出しのところにもそういうことが書いてあると思うんですが、自分の手でみずから健康意識に目覚めて健康な生活を実現させていこうというのが精神にありますので、そのためには歩くということは大変重要なことで、意識高揚のきっかけになると考えます。

○櫻井委員 あとそれから、医療費適正化ということだと、高齢者市バス無料乗車証支給事業というのは、高齢者の社会参加を促しつつということが目標になっておりまして、さらにできた経緯というのの中には、高齢者にまちに来ていただいて、それで健康でいていただいて、結果として医療費の適正化につながるという話も、議論もあったやに聞いておりますけれども、これ金額的に非常に大きいと。5億3000万円という大変大きな予算を使っておりますけれども、これだけの予算を使ってやっているということですから相当程度効果は上がっているんだというふうにも思うんですけれども、どの程度の効果が……。

○林委員長 櫻井委員、その話ちょっと、国保の会計なんで、何かそれにあれですか、重要なくだりが……。

○櫻井委員 あくまでその医療費適正化という観点から、どういうふうにつながっているのかなというのを聞きたいということなんですけれども。

○林委員長 答えられますか。

○健康福祉部 額的に、数値的にどのような効果が上がっているかちょっとわからないんですけども、金額もかなり大きな事業みたいで、先ほど言ったように、地域の基盤でそれぞれの地域地域が結びつく必要が、連携が必要なわけですけども、まさに高齢者の方がこの無料バス乗車券を交付申請していただいて、それを使うことによって、地域の拠点が物理的にも結ばれていくということであれば、環境整備には大きく貢献していると。それぞれの健康づくりに役立っている事業だと考えていますけど。

○櫻井委員 ちょっと個別の事業についてはむしろ一般会計で聞けというような御示唆を委員長がされているのかなというふうにも感じましたので、一般会計のほうです以降議論されるものと期待して、ちょっと一たん私のこの案件についての質問を終わりにしたいと……。

○林委員長 質問のためにその一般会計のことを聞きたいということがあれば別に構いませんけど、それでお願いします。

○櫻井委員 はい。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○林委員長 ほかにございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。御意見のある方、どうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号は、認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

○休憩

○再開

○林委員長 休憩を解いて、会議を続けます。



報告第10号

平成22年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第10号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 この後期高齢者医療制度の中で収入未済額が多分1500万円程度だったと思うんですけども、これでよろしいでしょうか。

○健康福祉部 22年度の収入未済額は1500万でございます。

○櫻井委員 増加率が18%程度増加してるというふうに認識しておるんですけども、金額自体はまだ被保険者数も少ないということで未済額も少ないとは思いますが、今後被保険者数がどんどん増加していったときにこのような増加率で伸びていくというふうになると、これはこれでちょっと大きな問題になるのかなというふうにちょっと今から心配をしておるんですけども、その点の認識はどのような認識を持たれてますでしょうか。

○健康福祉部 収入未済額についてでございますが、22年度のこの1500万という未済額の中には20年度、21年度の2カ年から繰り越しされたものと、そして22年度も新たに現年度分の中で未収が発生したものとございまして、制度は20年から始まっておりますけれども、年度が進むにつれましてそれ以前の年度で未収といいますか、取れていない分については、どうしても年度が進めばその分積み増されるような形にはなってまいります。

ただ、今年度、22年度で3年目を迎えておりまして、23年度新たにですけども、このような滞納といいますか未収額の状況を見る中で、もう少し徴収といいますか、その部分にも強化はしていかなければならないということで、23年度から、従来は職員のみで、例えば電話の督促ですとかそのような徴収活動をしておりましたけれども、23年度新たに臨時職員2名雇用いたしまして、いわゆる電話による督促を集中的に行っていると。その際には督促状送付の前後にねらいをつけるような形でお電話をさせていただいて、75歳以上の方でございますので、基本的には非常に納税意識といいますか納付意識の高い年齢層の方でございますので、未納といいますか単に払い忘れておられるとかそういった御事情の方が多々ございますので、そういった方の場合には、督促状を送ることに加えてその前後にお電

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

話をさせていただくことでかなりの分回収が進んでいると考えておりますので、23年度、徴収自体は7月から後期高齢の保険料の納期限が始まりますので、まだ7月、8月ということで2カ月ほどしか実績はございませんけれども、前年と比べましてもその督促状発送後の徴収率自体は若干上昇しておりますので、このまま継続して行って1年ぐらいちょっと様子を見ていきたいと考えております。

○櫻井委員 済みません、電話をかける方として臨時に2名雇われたというのは、これは国民健康保険でも何か雇われたという話とはまた別個に、後期高齢者のこの、これのために別途雇われたということでよろしいのでしょうか。

○健康福祉部 さようでございます。

○櫻井委員 こちらの伊丹市一般会計特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況調書審査意見書の111ページを見ているんですけども、先ほどおっしゃっていたのは、そうすると過去から未済額の分が積み上がっているというお話でしたけれども、もしかして同じ方が、ずっと払えない方がそのまま払えないままずっと続いているのかなとも思ったんですが、特定の方が払っていないというわけではないのでしょうか。

○健康福祉部 20年度から、20年度分の保険料からずっと残ったままという方もいらっしゃいます。

ただ、そのような方については分納誓約といいますか分割納付等も納税相談する中でさせていただいて、基本的にはその年度の古い分から納めていただいているという形ですので、お一人の方が何期にもわたって滞納状態にあるということもございます。

○櫻井委員 この後期高齢者医療制度がどうなるかというのも今後わからないところではございますけれども、いずれにしてもどこかの健康保険には入っていただくことになろうかと思っておりますので、引き続き徴収の努力を続けていただければと思います。ありがとうございます。

○林委員長 ほかございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。御意見のある方はどうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の討論が行われました：中略）

○林委員長 ほかございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

本件は、起立による採決を行います。

本件を認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○林委員長 起立多数であります。

よって、報告第10号は、認定すべきものと決定いたしました。



2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

平成22年度伊丹市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第11号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○櫻井委員 この職員の給料、国保とか後期高齢者のほうでは、職員の給料というのも特別会計ですので計上されておったんですけども、こちらの老人保健医療事業については、総務費、総務管理費、一般管理費のところでは人件費が特に計上されていないようなのですが、これは人件費がかかってないのでしょうか。

○健康福祉部 老人保健特会につきましては、老人保健医療制度そのものが平成19年度末で廃止をされておまして、20年度から20、21、22年度の3カ年につきましては精算事務だけをさせていただいております。

実際には後期高齢担当の職員が精算事務を担当しておりますけれども、その職務配分上、老健の精算事務に関与している割合が非常に少のうございますので、人件費につきましては後期特会と老健特会で費用案分するというようなことはしておりませんので、人件費につきましては後期高齢者の特会で見ているということでございます。

○櫻井委員 すなわち、この会計の閉鎖が円滑に進んだということで、もうほとんど人件費がかかっていないというふうに理解しとけばよろしいでしょうか。

○健康福祉部 そのように御理解いただければ結構かと思えます。

○林委員長 ほかがございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第11号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第12号

平成22年度伊丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第12号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 さっきからちょっと同じような話を質問しているんですが、収入未済額、介護

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

保険制度では5400万円程度かなというふうに見ているんですけども、それで合ってますでしょうか。収入未済額。

○健康福祉部 収入未済額が5455万6610円という形になっております。

○櫻井委員 この事業費全体が大体20億円弱だと思うんですけども、国民健康保険はこの10倍ぐらいですかね、事業の予算。それに比べてもこの収入未済額、国保に比べると成績がよいような印象があるんですけども、これは何か秘訣みたいなものはあるんでしょうか。

○健康福祉部 介護保険としましては、1号被保険者の保険料というのは基本的には特別徴収という形になっております。年金からの直接の引き落としになっております。それ以外の特別徴収以外の普通徴収の方は納付書で納めていただくという形になるんですけど、最近では特別徴収の年金受給者がふえておる関係上、上がってるという形になっております。

○櫻井委員 わかりました。

では、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

介護の認定率なんですけれども、伊丹市のいわゆる介護認定率は兵庫県の周辺のほかの市と比べて高いんでしょうか、低いんでしょうか。

○健康福祉部 認定率のことにしましては、伊丹市におきまして、前期高齢者と後期高齢者の割合が全国に比べましても、県に比べましても前期高齢者の割合が多いという状況になっております。

そういう関係上、リスクの高い後期高齢者の割合が少ないという関係上、認定率も低くなっておるという関係でございます。

だから、他市も同じような形で後期高齢者の割合が少ないところは低い状況になっております。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 これまでちょっといろいろなお話出てきておりますけれども、介護保険につきましても国民健康保険や高齢者医療制度と同じように出ていく量、出費を、歳出を図りながら歳入をどうするかということだと思っておりますけれども、その歳出を抑えるという点におきまして、やはり今、中田委員がおっしゃられた介護予防の事業というのが非常に重要なんだろうなというふうに思うところなんですけど、この特別会計の中で行われてる事業としまして、介護予防事業というのが施策名でありまして、例えば特定高齢者把握事業ですとか通所型介護予防事業というのがございます。それぞれで、この事後評価というところで内部評価をさせていただいているんですけど、総合評価ということで、最高が星4つのところ、この2つとも事業、星3つついてると。非常に重要な分野なのかなというには思うんですけど、星が1つ欠けていることについてちょっと御理由を、背景を説明していただけますでしょうか。

○健康福祉部 この行政結果報告書のことですよ。

○櫻井委員 はい、そうです。

○健康福祉部 通所型介護予防事業は、星3つにしています。この星3つの基準が、計画値に比べて8割以上達成した場合は星3つです。

この755に対して612が81.1%ですので3つにしました。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

それから、下のほう、特定高齢者把握事業、これは98.1%で星4つでもいいかなとは思ったんですけども、やはりこのチェックリストというのはほぼ計画値には近かったんですけど、もう少し進めていかなくتهはいけないいう意味で星3つに評価しております。

○櫻井委員 まず、そうしますと、通所型介護予防事業のほうを見させていただくんですけども、こちらですと実績値で平成22年度は612人、これ参加されたということですね。

予算が、事業予算が、経費総計が3800万円ぐらいかかっていると思うんですけども、1人当たりそうすると6万円程度かかっているという理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉部 はい。そうです。

○櫻井委員 一方で、その計画値では755人を計画していて612人しか参加いただけなかったと、計画値より140人ほど足りなかったということなんですけども、これは何か理由があるのでしょうか。

○健康福祉部 済みません、ちょっとこの計画のほうの755の根拠のデータというのはちょっと今手元に持ってないものですから、申しわけございません。ちょっと返答できないんですけども。

○櫻井委員 ちょっと、直観的に1人当たり6万円というのは結構な金額かなという気もするんですけども、といいますのは、普通フィットネスクラブに入ったとすると、健常者の場合、ああ、でもまあそうですね、1人5000円から高いところは、ラストホールとかだと1万円弱しますから、そうするとやっぱりこの程度かかるもんだというふうな理解もできると思うんですけども、要はこの参加者の多い少ないもさることながら、参加された方が本当にこの事業の目的に書いてある要支援、要介護への移行を食い止めるところで、どの程度効果があったというような、なかなか数字ではあらわせないと思うんですけど、どのような印象をお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

○健康福祉部 22年度、この介護予防事業、二次予防事業に参加した人の1年たった結果なんですけども、改善により終了した者、二次予防事業の対象者だったんですけど、介護予防事業に参加してその二次予防事業の対象者から外れたという方が18.6%、それから、悪化により終了した者、つまり介護予防事業に参加して介護認定を受けるようになった方が22年度で14.6%、それ以外は現状維持で66.3%、介護予防事業に参加してよくなった人と現状維持が合わせて84.9%、それ以外の人は介護認定を受ける結果になってしまったんですけど、84.9%の人が現状維持なりよくなったという数字、結果ですので、一定の予防事業の効果はあったものと考えております。

○櫻井委員 済みません、ちょっと不勉強で恐縮なんですけども、この参加される方というのは大体どれぐらいのお年の方で、いわゆるこれ介護事業でやってるということは、その要支援などの認定を受けられてる方が対象になっているということなんでしょうか。

○健康福祉部 この事業の参加者は、介護認定を受けておられない方です。介護予防事業に参加した人のうち、70歳代の方が一番率的には多いです。それからその次が80歳代、その次が60歳代が参加者の年齢構成になっております。

○櫻井委員 そうしましたら、次の事業のほうに話を移させていただくんですが、特定高齢者把握事業ということで、こちらも星3つということになっておりますけれども、こちらは

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

1万3000人程度参加されて、体力チェックをされた。これによって、こちらも要支援、要介護状態に移行する人を減らすという事業目的でございますけれども、どの程度の効果を上げられたというふうにお考えでしょうか。

○健康福祉部 この特定高齢者把握事業は、その介護予防事業に参加される方を把握するための事業です。この事業で二次予防事業対象者いうのを決めていく事業でございます。

○櫻井委員 わかりました。いずれにしましても、介護の予防っていうのは非常に、単に介護保険制度のお金の面だけでなく、そもそもいわゆるピンピンころりというふうにも言われるように、最期、いずれは死ぬとしても、それまで元気に暮らしていくということがやっぱり本当の人間の幸せだというふうにも思いますので、なるべくそういった形でできるようにいろんな施策で頑張っていたきたいなと思いますけれども、一方で、費用対効果も勘案しながら頑張っていたきたいないうふうにも思います。

一方で、最近、これはちょっと介護というところと医療というところの境目だとは思いますが、例えば脳梗塞なり脳卒中なりで非常にいろんな不自由なところが出てくる方に関して、いろんなその最新の医療技術なりリハビリ技術が進歩しつつある中で、より、何ていうんですか、体が動くようになるという方向で改善するということも盛んに、そういう例もあるというふうに言われておりますので、そういった面でもぜひ頑張っていて、市民一人一人が幸せに暮らせるような社会づくりを目指していただければというふうに思います。

またちょっと別の施策のほうに移らせていただくんですけれども、地域包括支援センターの設置と運営という施策、これも特別会計のほうでやっておる事業でございますが、先ほど新内委員のほうからもお話ありましたように、ことし本市におきまして、老老介護ということで、苦勞されたのかどうかはちょっとよそからはうかがい知ることはできませんけれども、自殺をされたと思われる方がいらっしゃるということで、やっぱりこの地域包括支援センターといいますか、地域のネットワークでその老老介護、それから高齢者の世帯に対するいろんな支援というのが非常に重要だろうなというふうに思うんですけれども、またこの地域包括支援センターとそれから例えば民生委員の方はもう本当に大変苦勞されながら頑張っておられると思うんですけれども、そういった方々との連携というのも非常に重要なところだと思うんですけれども、一方で、民生委員の方々もなかなかその高齢者、いわゆる独居老人と言われる方をすべて把握しているわけでもない。実際半分程度、住民基本台帳ベースで把握できる人数とそれから民生委員が把握されてる人数っていうのは、民生委員が半分ぐらいいしか把握できてないんじゃないかという話もありますところ、その辺、どうやってこの支援のネットワークを形成していくのかっていうのが重要なところだと思うんですけれども、この地域包括支援センターの事業において、そうしたこの包括的、継続的なケアマネジメントの実現というのはどの程度実現できているのか、ちょっとこの事業効果についてお話しただけですでしょうか。

○健康福祉部 どの程度実現できてるかという御質問なんですけれども、この行政評価の中でいきましたら、平成22年度で実績のほうは95.3%ってなってますので、それこそ星4つの評価にしています。ある程度包括の役割は果たしているのではないかなと考えております。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

9カ所の介護支援センターと連携しての効果なんですけども、一定の役割は果たしていると考えております。さっき言われた地域の見守り、民生委員さんへの情報提供等については、本会議の中でも答弁しておりますように、情報提供に向けて個人情報保護審査会に諮っていきたいと考えております。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○林委員長 ほかほかございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。

本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第12号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第13号

平成22年伊丹市公設卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第13号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 今、新内委員から、一般会計から繰り入れてる1億3000万とそれから400万円と2つあるかと思えますけど、それについて御質問がありました。それにちょっと関連してということなんですけど、まず、一般会計から繰り入れております1億3100万円のほうなんですけど、これは先ほどイニシャルコストとかそういったものがあるということでしたけども、今後もずっとこの1億3000万円程度の一般会計からの繰り入れをされるんでしょうか。といいますのは、一方で、例えばこの9月の定例会におきまして、総務政策常任委員会に、それからまた都市消防常任委員会におきまして、市長の、これは別の案件でございませうけれども、一般会計から安易に特別会計に資金を繰り入れるべきでないというふうな御発言を繰り返さされていらっしやいました。そうした観点から今後も1億3000万円繰り入れていくのかどうかという、この将来的な計画についてもちょっとお話しただけですでしょうか。

○都市活力部 まず、こちら、結論から申し上げますと、この歳入超過分に当たりましては、本庁の一般会計の負担をちょっとでも減らすということで、繰り入れから相殺した形で減額

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

して調整しようと考えております。市場会計につきましては、22年度の一般会計、商工総務費からの繰り入れを減額するという形で22年度決算につきましては調整させていただいております。あと、23年度の予算に当たりましては約240万超過いたしますので、この超過相当部分につきましては、やはり一般会計からの繰り入れを減額する形で調整させていただこうと予定しております。ただ、将来的にこの繰り入れというのがハードの整備事業の分がほとんどでして、これが24年度以降終わるものがありますので、金額自体は下がっていくかと思いますが、今のところ、こういった分については今後も一般会計からの繰り入れをお願いして、こちらの経営のほうに充てさせていただくと考えております。

○都市活力部 まず、一般会計からの繰り入れの内容なんですけれども、これにつきましては、一般会計からむやみに繰り入れるべきではないという御指摘でございますけれども、地方公営企業に関する繰り出しにつきまして、総務省からの通達がございます。これにつきまして、例えば当該年度における営業費用の30%、あるいは市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金は2分の1ということでルールがございます。この繰り出しを行った場合には、地方交付税等において配慮がされるという通達がございますので、これに基づいたものが一定繰り入れをされておるという状況でございます。

先ほど場長が申し上げました一部調整している部分というのがございますんですが、それにつきましては、特に用地等の一定市の資産になるという部分の起債につきましては、2分の1以外の部分につきましても、一定過去の議会等でも御説明する中で、御理解をいただく中で繰り入れてる部分がございます。超過分についてはその部分で調整しているという状況でございます。

○櫻井委員 これはちょっと漏れ聞いたところで真偽のほどは定かではないんですけれども、現在そのハード面の部分の施設、過去にあったものの償還についてはあと2年ぐらいで終わって、そこから大分その資本的収支も随分楽になるのではないかと、これは公営企業会計っていうか、複式簿記にはなっておりませんが、いわゆる複式簿記的な考え方をしたときに、そうしたハード面での返済の部分が終わって、随分と資金的に楽になるのではないかと話もちょっと漏れ聞いたものですから、その辺の見通しっていいですか、この1億3000万円オーダーというのから今後2年ぐらい先になれば減ってくるのかなとも思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○都市活力部 先ほどちょっと答弁でも申し上げましたように、24年度で大きな用地の償還が一応満期を迎えます、終わります。その関係で用地に係るルール内、ルール外の繰り入れですけれども、総務省通達に基づく繰り入れと、市の政策的な繰り入れですけれども、それが大きく減少するというふうを考えておまして、それ以後、数千万ベースで繰り入れが減少してくるのかなと考えております。

○櫻井委員 1億3000万円オーダーがずっと続くのかと、ちょっと若干心配したんですけれども、もう先は見えてるという話で大分安心いたしました。一方で、437万円の繰り入れというの、農業振興ということでございますけれども、これは多分スマイル阪神に関連する分だと思うんですけれども、事実関係としてそうでしたでしょうか。

○都市活力部 繰り入れの内訳なんですけれども、このスマイル阪神に当たる部分が約392

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

万8000円繰り入れていただいて、あと加工研修室、料理研修室に当たる部分が44万5000円、44万5920円を入れておりますので、合計その分が437万4360円として繰り入れております。

○櫻井委員 このスマイル阪神に係る392万円のところにつきましては、たしか売り上げが5億円か何か達成したら、その分また一般会計から繰り入れる分は減らすという話もあったように思うんですけども、事実関係を教えてください。

○庄田都市活力部長 これは私がお答えしたほうが早うございますので。

スマイル阪神を設置いたしますときに、JAさんとの御協力での覚書っていうのがございます。そのときには、一定5年間は場所代については猶予をさせていただきますという約束をいたしております。ただし、売り上げの目標が達成できて、なおかつ経営上の努力ができて払える状態になったら、その期間であってもお支払いくださいというふうな約束をいたしております。その履行といたしまして、目標を私は常々、過去にも申し上げておりますけれども、とにかく4億を売り上げたら絶対家賃は一部でも払えるはずだと、そういう計算になりましたので、それを常にJAさんにもお願いし、目標を達成してくださいということでお願いしました。

その結果といたしまして、平成22年度は満額農業費のほうから390数万円の繰り出しをいただきましたけれども、23年度におきましては、一定今年度のスマイル阪神の決算が黒字決算、単年決算を打てましたので、それやったら、累積の実質収支はまだ累積赤字になっておりますけれども、単年黒字になったのであれば、一定何らかの形で見てくださいというお願いをしました結果、一定2分の1、平成23年度から御負担いただくということになりまして、23年度予算にはそういうふうに計上させていただきました。それで実際納めていただいております。

なおかつ、今後でございますけれども、それが御指摘ありました5億の売り上げがやはり達成できれば満額いただけるんじゃないかというふうに思っておりますので、とにかくそんだけ早う売ってもらったら何とかかなかなというふうに思っています。あわせて25年度にはそういう協議をしなければならぬというふうに思っております。その25年度からもう満額いただけるようなお話もしたいなというふうには思っておりますので、御理解だけお願いいたします。

○櫻井委員 この公設卸売市場につきましては、いろいろ過去の経緯もあって大変苦勞されたという話も聞いております。そうした中で、一般会計繰入金、徐々に減らしていくということで、いろんな努力をされているということで、大変安心いたしました。

次に、行政評価結果報告書のほうにちょっと目を移して、施策名、都市農業の振興、施策コード4301なんですけれども、このうち都市農業推進拠点施設整備事業ということで、特別会計の、ああ、違うや、これはもう廃止になったということなんですか。

○都市活力部 こちらは、これが、スマイル阪神は卸棟の2階なんですけども、こちらに、2階にJAの兵庫六甲阪神営農総合センター、あと兵庫阪神農業改良普及センター地域普及所、あと平成20年4月にはひょうご都市農業支援センターを整備いたしまして、この一連の事業をこの都市農業推進拠点施設整備事業といたしております、これが廃止ではなくて

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

完了したいということで、事業として終了しましたという表現となっております。

○櫻井委員 済みません、その下の「食・農・プラザ」活用都市農業推進事業っていうのは、これはスマイル阪神に係るものだと理解しておりますが、それでよろしかったでしょうか。

○都市活力部 そうです、スマイル阪神の売上高です。22年度の目標値とこれが、何ていうんですか、実際の売上高、それを記載しております。

○櫻井委員 こちらはスマイル阪神も含め農政ということでされてるんかと思えますけれども、総合評価としては星4つということで、非常に高い評価をつけていらっしゃると思います。一方で、伊丹の農家がどの程度スマイル阪神を利用されているのかという点もちょっと気になるんですけど、すなわちスマイル阪神、この事業の目的のどこを見ますと、近郊農産物の生産を促進し、農地の保全に努めてもらうという話がございます。ということは、伊丹の農家の方が農産物をスマイル阪神に持ち込んで、そこで売ってということだと思えますけれども、伊丹の農産物の出荷に対するスマイル阪神の割合といたしますか、シェアといたしますか、はどうなっていますでしょうか。

○都市活力部 まずは出荷されてる農家の数ですけれども、最近では80軒程度の方々がスマイル阪神に出荷されてる、若干ふえてきてるっていうふうな要素があります。出荷されてるものの割合ですけれども、売り上げにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、年間を見ましたら3億8000万ちょっとというオーダーになってきています。23年度につきましては、それよりも若干ふえそうな感じで、目標は4億4000万円になっております。

市内の農産物に占める割合ですけれども、これはなかなか数字としては難しいんですが、例えば横の、スマイル阪神のすぐ隣に農家がたん野菜を持ってこられて、それをJA兵庫六甲なり、あるいはJA系列の会社が引き受けまして、市内を含めた量販店に分荷するという仕事をされてますけれども、その金額が、野菜部会というグループの方がされてますけれども、市内の方が出されてますので、大体5400万ベースということになります。先ほど申し上げましたスマイル阪神の売り上げ3億8000万のうち、市内の農家が出されてますのは4100万程度ということになります。

○櫻井委員 済みません、もう一度最後の部分を言っただけですか。

○都市活力部 スマイル阪神の出荷の中で、市内の農家が、スマイル阪神クラブの伊丹支部のメンバーが出されてますのは4100万ぐらいと、約4100万ということになります。

○櫻井委員 そうしますと、そのクラブの部分とそれからスマイル阪神の分を合わせると、伊丹市の農家の方は約4億円超、この市場を利用されているということでよろしいのでしょうか。

○庄田都市活力部長 そういうことではございませんで、スマイル阪神の売り上げ、今、3億8000万と申し上げましたのは、いろんな分野がございます。ただ、その3億8000万のうちの、この伊丹を含みます近郷農家といいますのは、従来、卸売市場の青果卸に出しておられた方、といいますのが、伊丹、川西、宝塚、尼崎、こういうふうな方の生産者の方が、青果卸のほうへ出しておられた方が、大体近郷農家と呼んでるんです、そういった方の占めるスマイル阪神の取り扱いの割合が60%ぐらいになると。そのうち伊丹市内のその農家だけに限定いたしますと四、五千万の売り上げ、なおかつ卸売市場のところに

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

集荷、分荷の機能がございまして、それは大量生産農産物、大量に生産しておられる方の、要は流通市場へ回す分があります。それもJAにお願いしてます。その集荷いたしますのはJAがやります、それを流通市場へ回すのが、全農青果センターというところが入っております。そこをすべてひっくるめまして食・農・プラザというふうに位置づけたわけです。

その全農青果センターが大阪の北部市場のほうへ出したり、自分らの販路先へ売ったりというふうな形でやってるのが5000万ぐらいということで、あの中で、伊丹の卸売市場の中で伊丹の農家の方が売って上げられるのが約1億ぐらいかかと、今の数字です。ただ、平成18年の4月までは青果卸業者がおりましたので、その当時の、私の知ってる範囲ですけど、それ以前、そのころまでは大体集荷、分荷の機能で2億ぐらいあったかなと、1億8000万から2億ぐらいの間やったかなというふうに思ってます。それが近郷農家が出しておられた分と。それが集荷、分荷の今の機能に変わり、スマイル阪神のほうに出される機能に変わりで、なったのかなと。ただ、青果卸がなくなってからすべてが残ったかという、そうではありません。池田の丸池であるとか、尼崎の尼果ってというのが、青果卸がおります。そういうふうなところへやはり分散したと。それを何とか取り戻さないかん、やっぱり近郷もんとして地域の特色を出さないかんでということと頑張っておるんですけども、どうも大量生産者の方は手間を嫌がります、なかなか戻ってきてなくて、今の状態になったのかなというふうに思ってます。今後はそういう大量農産物生産者の方の引き寄せっていきますか、いうのもスマイル阪神の売り上げを伸ばす一つの手法かなということで、JAとは協議はいたしております。

○櫻井委員 ちょっといろいろお伺いしてるのは、その農家にとってどうなのかという視点に立ったときに、一方で、スーパーなんかでも、それこそ池尻のほうにもイオンのショッピングモールの大きなものができましたけれども、そちらでも地元野菜ということで実際に農家の方が直で入れられたりしているということで、その産直っていうのは必ずしもスマイル阪神に限ったわけでもないなというところもあり、また農家の方の中には、イオンにも出してくれと言われて持っていき、スマイル阪神も義理があるから出さないといけないと、あちこち持って行って、その生産できる農作物の量は一定だけれども、配送先がどんどんどんどんふえて行って、かえって負担なのかなという話も聞かないわけではないので、そうしたところで本当にそのいわゆる伊丹の農業の振興にどれぐらい貢献できてるのかなというのが若干心配になったものですから、しかも相当額の一般会計からの繰り入れをしているというところなので、その辺をちょっと確認したかったということなんですけれども、はい、じゃあ部長、お願いします。

○庄田都市活力部長 御指摘のとおりかなというふうに思ってます。私たちが一番懸念しておりますのが、やはり今の卸売市場を国の許可を得まして都市農業支援の拠点施設にしようとしてましてや、先ほどちょっと御紹介申し上げましたけど、兵庫県の都市農業支援センターというそういう機能も付加しておりますので、そういったことになりますと、やはり伊丹を初め近郷農家の皆さんの方の農業支援ということに力を入れていく施設、もちろん卸売市場は農林水産省の施設でございますので、そういったことの活用は許可を得てやっておるわけですからいいかなと思うんですが、ただ、いろんなバイヤーさんがいらっしやいまし

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

て、そういうようなバイヤーさんが農家へ直接交渉に行行って買い上げるというふうなことをやられとる方もいらっしゃる。それをいかに食いとめるかというのが、私たちの仕事ではあるんですけども、そもそもがやはりJAさんの、本来、農協たる営農支援というのはそういうところにあるのではないかと。その拠点をやはりスマイル阪神に置いてる以上、一定使い分けはしっかりとしてくださいというふうなことで、JAさんとお話をして、一定その、例えばイオンモールのほうにも、何人かグループを組んでいただいて、イオンモールグループ、あるいはイオン昆陽ショッピングセンター、そっちのほうのグループ、こういうふうなのに分けて対応していこうと。

最近、ああいう大手業者についても、やっぱり礼儀を尽くしておられますので、JAさんにもそういう組織にもきっちり話を持ってこられて、価格競争にならないような、一つは地場産ということで客寄せに使わんとってくれと。御承知かと思いますが、大手スーパーになりますと、やはり流通もんを98円で売って、地場産を128円、新鮮やからというふうな形で売ってはるケースもかなりあります。そういうなんが前面に出てまいりますと、地場産は高いもんばかりやと、それを客寄せに流通もんを売るというふうなケースもあり得ますので、そういったことのないように、できるだけ調整がきくような形で取り組むというふうなことをJAさんと協力してお願いしているのが現状でございますので、余り乱発はされないというふうに思っています。

○櫻井委員 伊丹の農業をどうするかということで、そうですね、政策がかえってその農家の方の重荷になったりしたら、話はもう全くあべこべだと思しますので、その点よくよく私も勉強させていただきながら考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○林委員長 ほかはございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。

本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第13号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第17号

平成22年伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第17号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

質疑のある方はどうぞ。

○櫻井委員 済みません、ちょっと今、ページの準備をしております。

この中小企業勤労者福祉共済におきまして、基金がございますが、今年度、基金から繰り入れた金額は約200万円程度だというふうに理解しておるんですけど、それで間違いないでしょうか。違いますか。

○都市活力部 済みません、遅くなりました。基金の分なんですけれども、まず繰り上げ充用で150万2000円繰り入れております。それと、事業費の部分で家族招待事業の財源としまして当初予算で57万4000円を見込んでおりまして、その分も繰り入れております。あわせまして、基金繰入金としては241万7000円の繰り入れとなっております。

○櫻井委員 一方で、これまで積み上がっていた基金は748万円だというふうに理解しておるんですけど、それで大丈夫でしょうか。

○都市活力部 それで、はい。

○櫻井委員 済みません、そうしますと、ちょっと当初計算しておったのは、748万円割るところの241万円という計算をすると、3年ぐらいで基金が枯渇するのかなと思っていたんですが、ちょっとこの計算、もしかして間違ってるかもしれませんが、間違っていたらちょっと直していただけますでしょうか。

○都市活力部 確かに赤字決算が続きますと基金が減るペースが早くなると思うんですけども、この赤字の解消に向けましていろいろと努力しておりまして、22年度は結果的に赤字になったわけなんですけれども、赤字の主な原因であります家族招待事業、これが全額掛金収入を財源として行っている事業なんですけれども、これが22年度までは500万ぐらい決算額が出ておりまして、当初予定している予算額よりもちょっと超過というのが続いていたんですけども、23年度はまずそこにメスを入れまして、家族招待事業といいますのが、会員さんに希望するチケットをお配りして、その使った分に対して共済をお支払いするという事業なんですけれども、コース単価のほうを一人頭、22年度でしたら大体平均で2500円のコースを組んでたんですけども、今年度は1900円まで単価を引き下げる交渉を各施設としまして、予算額で380万円の予算を組んでたんですけども、大体それぐらいの決算額におさまりそうな感じでして、今年度は収支とんとんを目指しておりまして、基金の取り崩しをなるべくしないような形で進めたいと思っております。

○櫻井委員 これは別の共済事業についての話だったんですけども、市長のお話ですと、都市消防常任委員会におきまして、一般会計からこういう共済事業に対して繰り出すということはあり得ないと、廃止するか値上げするか、それ以外の方策を探すというのが筋だという話もありましたんで、今の話ですと、歳出面を抑えて共済事業が維持できるように努力されているということで理解いたしました。

一方で、ちょっと細かい話で恐縮なんですけれども、職員の給料、職員手当というので800万円弱が計上されているようなんですけども、800万円ぐらいということで正しいでしょうか。

○都市活力部 人件費部分としまして、給料と手当が800万円弱なんですけれども、それとあと職員の社会保険料とかに相当します共済組合負担金とかが157万円ほどありまして、

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

合計で人件費としましては1名分955万6000円が決算額となっております。

○櫻井委員 ちょっとまた細かい話で恐縮なんですけど、1名分をこの共済事業ということで計上されているということは、1名がほぼ専従するような形で働いていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○都市活力部 そのとおりでございます。

○櫻井委員 この業務は一般的に閑繁があらうかと思うんですけども、忙しいとき、それから暇なとき、いろいろあらうかと思うんですけども、周りの職員に手伝ってもらったり、ないしはその専従の方も暇なときにはほかの一般会計の仕事をされたりということはあるんでしょうか。

○都市活力部 確かに行事とかは1人ではできませんので、行事のときには応援を頼んだりとか、あと窓口とか電話も1人ではもちろん回りませんので、そういうときはもちろん私もなりが応援といいますか、一緒に業務をしている状態です。

○櫻井委員 そうすると、それを大体平均すると1名分ぐらいということで、この決算書を組まれているという理解でよろしいでしょうか。

○都市活力部 そうですね、共済事業以外にももちろん、一般の労政の事務ですとか、商工労働課ですので、商工関係の仕事とかありますので、共済の専従といいますが、やっぱり専従の職員もそちらも手伝っていただいたりしますので、大体正規職員1名分ぐらいかなというふうに考えてます。

○櫻井委員 ちょっと、本来ですと勘定をきっちり分けるということで、しかも実質的に勤務とかされてるということであれば、筋論からすると、この時間は特別会計の仕事をしました、この時間はA特別会計の仕事をしました、B特別会計の仕事をしました、ないしは一般会計の仕事をしましたということをつけるべきなのかなと。それは余り別に細かくつけるのではなくて、例えば残業されるときには残業手当でどんな仕事をしましたということを一言書かれるんじゃないかと思うんですけども、本来的にはそうした形で業務管理をすべきかとも思うんですけども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○庄田都市活力部長 業務勘定上はそうだというふうに私は思います。そして、この決算につきましても、その職員1名分を人件費として決算を打たしていただいております。ただし、先ほど主幹が申しましたのは、実態としましては、そう縦に割ってできるものではございません。

この中小企業勤労者福祉共済っていいます基本的な考え方をちょっと申し上げたいと思いますけど、実は伊丹市の産業施策、ほとんどが御承知のように中小企業でございます。中小企業の実態っていいますのが、一番弱い面といいますのが、やっぱり福利厚生です。給与面ではなかなか大手には負けてません、調べましたら。一番弱いのがやっぱり福利厚生面です。そういったことを一定行政が側面支援することで、共済制度というのを立ち上げたものです。したがって、私たちは、産業施策として条例を設けさせていただいたり、その商売を支援させていただいたりいろいろやっておりますけれども、この中小企業に対する共済も一つの大きな柱だと、産業施策推進上の柱だというふうに私は認識いたしております。それを、伊丹市内の産業全般をひっくるめた、その中小企業共済を通じて、産業界との交わり、情報

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

交換、交流、それと福利厚生面を中心とした事業を展開していくということで起こした事業でございますので、今の決算の打ち方は、先ほど申し上げた形で打っております。

○櫻井委員 ほぼお一人分、専従ということで頑張られて、それで中小企業の弱い部分、その福利厚生の弱い部分、これも各中小企業さんが1社ごとに何かいろんな福利厚生をやろうと思っていろんな施設なんか交渉へ行っても交渉力がないけれども、伊丹市と市内の会社を全部束にすることによって交渉力を増し、その結果として中小企業の福利厚生を充実させることができているということで理解したんですけれども、いろいろ頑張られているということで安心しましたといえますか、はい、理解いたしました。

○林委員長 ほかほかございませんか。

それでは、これで質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。

本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第17号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第18号

平成22年伊丹市農業共済事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第18号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○櫻井委員 農業共済っていうのは、これは国の法律で定められた事業だというふうに認識しておりますけれども、しかもある種保険的なものだ。仮に例えば水害が発生しましたということになれば、伊丹市だけではそのリスクをカバーできないということで、県、さらには国ということで再保険が掛かっているものと理解しておるんですけれども、一方で、国のほうで、よその地域で大きな災害などが起きた場合には、そうすると、その国のほうの再保険の部分っていうのは相当毀損するとか、リスクをかぶることになるので、その点で何か若干いろいろ、特にことしといえますか、昨年度は大きな地震もありましたし、それで農地も大きな被害を受けたと。ただ、農作物がどこまで、その昨年度という範囲で影響を受けたのかどうかわかりませんが、そうしたことを考えたときに、国の制度としてどの程度永続性があるのかなというのが若干心配になるとこなんですけれども、その辺はどのような状況と御認識されていますでしょうか。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○都市活力部 先ほどの御質問ですけれども、農業共済制度、国の農業災害補償法という法律に基づいて実施をされております。3段階制の保険制度、共済制度になっておりまして、農家から一たん市が掛金をお預かりし、その掛金の一部を県の共済連合会のほうにお渡しし、それが保険の段階です。さらに県のほうは、全国的に保険に付するために、国のほうに再保険料というのを支払ってます。それが基金というような形で組み込まれて、農家からお預かりしたものがそれぞれ市、県、県とか連合会、それと国、それぞれのところで蓄えられてるという制度です。被害があったときには、その蓄えの中から取り崩しを行うことによって、保険料っていうか、共済金がお支払いされてるという制度になってます。

基本的には、市と県の連合会のほうで通常の災害でしたら共済金をお支払いするわけですが、一定のレベルを超える大きな災害になりましたら、それを、お支払いする分を超えた分につきましては、国のほうがすべて補てんをすると、再保険料に係る基金を取り崩して補てんするという制度になってまして、今、その国の基金のほうは、21年度末ですけれども、積立金残高が1244億円あるということを調べております。そこから補てんされるということが基本になってまして、それが不足したときには借り入れを起こしたりというふうなことも以前あったと聞いてますので、その点は安心した上で共済に入っていただけるものと考えております。

○櫻井委員 一方で、その行政評価結果報告書のほうを見ますと、この農業共済事業につきましては、総合評価が、最高が星4つのところ星3つということで、最高ランクの評価ではないんですけれども、その理由をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○都市活力部 伊丹市が取り組んでおります農業共済制度、こちらのほうは農作物共済の中の水稻共済、お米に係る共済、それと園芸施設共済、ビニールハウスでありますとかガラス温室の共済があります。家畜共済も制度上はありますけれども、実態加入される方がおられませんので、その2つの共済が動いております。その中で、お米につきましては一定の面積基準を満たす方はもうすべて加入されておりますので、そちらについては置きまして、園芸施設共済につきまして、できるだけ加入促進をしていこうという動きを今しております。

園芸施設は、都市部の農業振興といいますか、営農にとりまして非常に重要な施設になってますので、それを振興していこうという立場でこの共済を進めております。そういった中で目標値を一応70棟、70件の契約というふうにしておりますけれども、実態若干それに届かなかったということで、星を3つにさせていただいております。

○櫻井委員 この計画値70棟というのは何か、例えば市内のハウスの数ですとか、どのような根拠によってこの70という計画値が立てられたのでしょうか。

○都市活力部 市内のハウスの棟数はより多いです。100棟を超えています。なおかつ140棟ほどありますけれども、園芸施設共済につきましても、水稻共済と同じく規模の基準がありまして、通常のビニールハウスでしたら200平米以上、ガラス温室でしたら100平米以上が対象になってます。そういったことから、200平米以上あるビニールハウスのうち半数程度は入っていただければいいのかなということで、70棟というふうに設定をさせていただいております。

○櫻井委員 そうすると、140棟程度が対象となり得る中で70棟程度を目標とされたらと。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

しかし、さらに実績値は58棟ということですから、市内で対象となられる約140棟のうち60を引きますと80棟ぐらい、半数以上は入られていないということなんですけれども、そうすると、入られない方の理由というのはどの辺にあるんでしょうか。

○都市活力部 被害の様子を最近見てますと、最近の被害の様子なんですけれども、台風も直撃すること、ことしは1本か2本直撃に近い形のものがありましたけれども、台風の被害が比較的少ない時期が続いているということが一つの原因かと思えます。これはないほうがもちろんいいわけなんですけれども、被害があれば入られるという傾向がどちらかといいましたらありまして、農家の皆様方には大きな被害がないうちに入っといってくださいということは十分啓蒙、啓発しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員 そうすると、伊丹はあんまり災害がないから保険に入るまでもないというのが農家の方の見方なのかなと理解したんですけれども、それはそれでいいことかなというのが一つと、それから特に園芸作物ですと、何ていうんですか、ハウス自体は壊れちゃうと結構大変なのかなと思うんですけれども、その辺、実際農家の方が入る、入らないは検討されるんでしょうけれども、農政課長自身もいろいろ御経験がおありだと思いますので、そういった立場から見て、やっぱりこれは入ったほうがいいものなんでしょうか。

○都市活力部 どんな災害がいつ起こるかわからない、特に最近はゲリラ豪雨でありますとかそういった局地的な災害が非常に多くなってる、これは温暖化の一つの現象かもわかりませんが、そういったことが頻発、毎年のように起こる中で、あってはいけないことなんですけれども、もし伊丹であったときには、また集中的な、1カ所で被害が大きくなるというようなことも考えられますので、そういったことの対策としまして、できるだけ入っていただく。

あわせて、園芸施設共済につきましては、ハウスの骨材、それから被覆以外に苗作、中でつくられる農産物、特にトマトですけれども、の加入もできます。あるいは施設に附属している換気扇でありますとかそういう附帯施設の加入もできますので、そういったものが被害を受けるとまた損害が大きくなりますから、被害を補てんするという意味合いで入っていただくように啓蒙、啓発しているところでございます。

○櫻井委員 例えば水害については金岡川の雨水幹川なんかでもできまして、その洪水の被害っていうのは随分リスクが下がったかなと。そのこと自体は大変いいことだと思いますし、農家の方にもそのようにもう安心していただいているということであれば、農家の方に限らず安心していただいているということは、それはそれでいいことだというふうに思いますし、また台風の被害っていうのも、もしかしたら、例えばトマトなんかですと終わったところに台風が来るということで、農作物そのものに対する被害っていうのは少ない時期なのかなという、ちょうど変わり目の時期なのかなと。そういう意味でも、もちろんハウスが壊れちゃったら大変ですけれども、そうならないように注意していればいいのかというふうにも思いますので、それはそれで農家の方がもう伊丹は安心な場所だというふうに思っているんだとしたら、それはそれでいいのかとも思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○庄田都市活力部長 確かに大きな被害が最近ございませんので、ありがたいかなというふうに思いますけども、つい何年か前でしたんですけど、反省された例がございまして、実は

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

ひょうが降ったわけなんですね。そしたら、ハウス全部直撃を食らったと。共済に入っただけのほうがよかったとかね、こういうような例もあるわけです。

この時期、何があるかわかりません。台風だけの問題ではないと思います。特に施設園芸、施設栽培っていいものは、風が一番怖いんですね。ちょっとタイミングを外してしまいますと、風のときに下手にあけてたり、あるいはあけてなかったりすることで施設全部が壊れてしまったと。これを復元するにしましたら、やっぱり反当たり10万単位でできないお金がかかってしまいます。その中には、トマトだけじゃなくて、最近ではやっぱり計画生産っていいまして、露地栽培を施設栽培に、例えばハウレンソウであるとか軟弱野菜もんでも計画生産で、そのほうが単価が高く売れますからね、そういったこともされてる農家もありますので、そういうところはやはりお入りになってます。したがって、そういうような販売につながるほうに参画される進め方も共済に加入する一つの手法かなというふうには考えてます。私どもは、やっぱりこういう施設を維持して、高いもんですから、やはり何かあったときの保険というような位置づけであればやっぱりお入りいただいたほうがいいのかと思っております。農会長会等を通じまして加入についても促進を推進しているところでございます。

○林委員長 よろしいですか。

ほかはございませんか。

○川村副市長 この農業共済会計ということではないんですが、本日の特別会計の御質疑への答弁に際しまして、委員長のほうから冒頭、的確、簡潔にということをお願いしております。私自身も含めまして、少し冗長する、あるいは具体性に欠けるといふ答弁だった部分もございまして、以後気をつけて答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御願いいたします。

あわせて、資料提供がございまして、例えば介護保険会計におきまして、施設サービスでのその介護度の区分けでありますとかそういったことにつきましては、担当部と委員長で調整をさせていただいて、後刻ということになります。参考として提示をさせていただきたいというふうに思っておりますので、あわせてよろしく御願いをいたします。

○林委員長 はい、よろしく御願います。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。

本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第18号は、認定すべきものと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 それでは、本日の会議はこの程度にとどめ、終了いたします。

以 上



報告第14号

平成22年度伊丹市競艇事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 初めに、報告第14号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 篠原委員のほうからは売り上げが随分減っていると、小西委員のほうからは活性化策についていろんな御議論がございましたけれども、一応その関連で質問させていただきます。

やはり売り上げは平成3年をピークに、平成22年は10分の1以下ということですが、確かに平成22年度は東日本大震災という大きな災害がございましたからその影響と、ボートレースもビッグレースも中止になったということですが、その前の平成21年度を見ましても、売り上げは非常に少ない状況ということで、これは多分リーマンショックなんかの経済状況を受けてと、その影響もあったのかなとも思うんですけれども、やはりバブルのころのお金が潤沢にあったころから比べると、ずっと減ってきているという中において、これは競艇事業のみならず、例えば昔は伊丹も西宮競輪とか競輪事業もやってたかと思うんですけれども、また競輪、それから競馬も、オートレース、いろんないわゆる公営のギャンブルですよ、ございましたけれども、いずれも随分売り上げが落ちてると思うんですね。それは先ほど参事からもお話があったように、嗜好の変化であったり、ファン層の高齢化であったりいろいろあるかと思えますけれども、その中で、収益の見通しとしては今後5年ぐらい先も2億円程度の収益を確保できるんじゃないかというお話でございました。

一方で、やはりリーマンショックのような大きな経済的なインパクトのあるようなことが起きると、その見通しを超えて非常に悪化することもあり得るかなというふうにも思うんですね。篠原委員からも御指摘あったように、今後の見通しということなんですけれども、別に私はやめろとかそういうことを言ってるわけではないんですけれども、どの程度の経済状況になったら、経済状況じゃない、売り上げ状況になったら、収益状況になったら撤退しなきゃいけないのかと。つまり先ほど理事からもお話がありましたように、地方財政の寄与ができなくなるのかというそのある種操業停止点的なものについての分析をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。すなわち西宮競輪のときにもちょっと、このときの撤退のとき

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

の手順といたしますか、経緯もちょっとあわせて教えていただきたいと思うんですけれども、参考までに。

清算金なり幾つか、やめましたと、だからそれで、はい、もうおしまいというわけではなくて、清算するのにもいろいろお金がかかったと。西宮競輪のときには一般会計から繰り出してそのまま何か最後の穴埋めをするというようなことはなく、むしろ残金が残って、最後の最後までもう一回一般会計に対する貢献があったというふうにも聞いておりますけれども、その辺、どの程度だったら一般会計に悪影響を及ぼさないかということについてちょっと教えていただけますでしょうか。

○奥本財政基盤部参事 まず、西宮競輪の撤退の状況ですが、後ほど副参事のほうから詳しく説明をしていただくようにしてありますんやけども、平成13年度末ですから、14年の3月31日に競輪事業から撤退をいたしました。そのときに残っております基金が14億ほどございました。その翌年に競輪事務組合、19市1町だったんですが、解散をしまして、その14億円強のお金を配分率によって伊丹市は1億500万の配分をいただきました。その配分でもって、基金でもって4つの大きな訴訟、阪急電鉄株式会社、西宮競輪ですね、それから甲子園競輪場が甲子園土地企業株式会社、それから選手会、選手ですね、それから競技運営をしていた自転車協議会、この4つの大きな訴訟が、総額140億ぐらいでしたか、の損害賠償請求がございました。先ほど篠原委員の御指摘もございましたように、税金を投入してまで続ける事業ではないということでございますので、撤退するのにやむを得ない理由がございましたので、その理由を裁判所に認めていただきまして、すべて訴訟には勝ったということで、最終的には6100万円ほど残ったということでございます。

○財政基盤部 簡単にでございますけども、西宮競輪、それから甲子園競輪の撤退の状況といたしますか、経過について申し上げます。

まず、11年度決算見込みにおきまして、実質的には2億2000万円程度の単年度赤字になるのではないかとこの予測がまず出ました。ちょうど2月ぐらいなんですけども、その時点で12年度当初予算を組む時点でも実質的な見込みとしましては赤字という形になりました関係で、12年の2月の23日に、これは今でいいますと20市、当時でいいますと19市1町の一部事務組合でございましたので、その組合議会におきまして、当時の管理者であります西宮市長が、今後この競艇事業について続けていくのかどうか、いろいろな視点から研究、検討を加えていきますということを表明されました。

それを受けまして、この事務組合のほうで経済学の専門家とか法律関係の専門家を交えたワーキンググループ的なもので検討をしていただきまして、今後5年間の収支見込み並びに売り上げ見込みを検討いただきました。その結果といたしましては、やはり13年はもちますけども、14年度以降は両方の競輪場におきまして赤字になるという結果が出ましたので、それを踏まえまして、11年の11月13日に開催されました組合議会におきまして、13年度末をもって競輪事業から撤退するという報告をさせていただいたという次第でございます。

これは先ほど参事のほうから申し上げましたけれども、この表明をさせていただいたことによりまして、まずそこで雇用されておりました従事員、それから中にあります売店、それ

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

から、委員御存じかどうか分かりませんが、予想屋さんっていう方もおられます、そういった方の営業が停止をするということで、そちらのほうのまず賠償等を考えていかなければならないという形になりましたので、今でいいます20市の副市長、当時は助役でございますけども、助役で組織をいたします対策委員会というのを立ち上げさせていただきまして、そこにもワーキンググループをつくりまして、従事員組合とかそういったところと交渉を重ねて、一定解決を図っていったという形でございます。それで正式には14年の3月31日に競輪事業を正式に撤退と、廃止をするということになりました。

それを受けまして、先ほど参事が申しあげましたように、4つの団体、甲子園土地企業という甲子園競輪の管理会社がございまして、そこと近畿自転車協議会、これはモーターボート競走でいいますと、競走会というのがございまして、その競技の運営をしているところでございまして、そちらのほうと選手3831人が訴えを起こしました。それともう1個は西宮競輪を管理しております阪急電鉄株式会社が訴訟を起こしまして、4つの訴訟があったという形でございます。

それを受けまして、また同様に、その一部事務組合解散後でございますけども、訴訟対策委員会というのを立ち上げまして、それは20市の市長並びに西宮市の助役の21人で組織するものをつくらせていただきまして、その訴訟に対する対策をずっと検討していった次第でございます。最終的には、阪急電鉄株式会社の訴訟が21年1月29日に判決が出まして、2月13日に判決確定という形で、4訴訟すべてが一定20市の勝訴という形になった次第でございます。その勝訴の大きな原因というのが、先ほど来申し上げておりますような、一般会計からの税金を投入してまでする事業ではないと。あくまでも一般財源、地方財政に寄与することが目的であるので、それができない限り、それは撤退すべきであるという司法判断が出たという結果でございます。

○林委員長 競艇においてはどういうラインで、もし撤退ということがあるんやったらっていう質問。

○奥本財政基盤部参事 西宮競輪もそうだったんですが、外部の方に調査、リサーチ等々をしていただきまして、この競輪の場合ですけど、平成12年に立ち上げてるようです。その中で平成12年度にはもう赤字になるだろうという推計が出ておりまして、以後ずっと赤字っていうことで、すぐに表明をしたということになります。その間、一部事務組合ですので、基金を持っておりまして、その中で何とか運営はしていたんですが、税金の投入がないっていうことで、そういう目安が、難しいんですけども、していかないかん時期も来るんかなとは思いますが、もうあんまり撤退という言葉を使いたくないんです。事業を継続していきたいっていうのが我々の使命でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○櫻井委員 まさにその本来の目的は地方財政の寄与ということで、それはたびたび御答弁いただいとおりなんですけれども、その点が安心してできるためにも、ここまでだったら大丈夫と、西宮競輪の場合はその基金の積み立てが相当数あったということで、14億円あったということで、その清算も何とか赤字にならずにというか、一般会計から繰り出すことなく整理ができたということでございますけれども、この競艇事業においても、同じように一たんもうやめるとなったときに、もうそろそろ危ないからやめたいなど、地方財政の寄

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

与はもう難しいから、逆の方向になりそうだということになったときにやめようと思った段階でやって、いや、実は赤字になりますというふうになって、一般会計から補てんしなきゃいけませんということになっては困るので、一応この辺だったら危ないなと、この辺になったら一応検討しなきゃいけないなという目安はやっぱりちゃんと計算っていうか、頭の体操をある程度しておく必要があるんじゃないかというふうにも思うんですね。

今ここで申し上げてすぐ計算しろと言っても、それはすぐできるものでもないと思いますので、そういう頭の体操っていうのは順次やっていただいて、もちろんその一方でいろいろ売り上げを伸ばすためのいろんな御努力をしていただいて、そのいわゆる操業停止点といえますか、それよりも上にあるから安心してできるということであれば、これまでのほかの委員からも指摘があったように、そういう心配はないんだというふうに胸を張って言えると思いますので、その点ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ちょっと小西委員のほうからもありましたように、その競艇事業が伊丹市の財政に大きく寄与してきたということをおんまり知らない市民の方もいらっしゃるんじゃないかと。私自身、伊丹市立鈴原小学校の出身なんですけれども、本当かどうかは知りませんが、ボートレースの収益金のおかげで建てられた学校だと。その財源のそこはどこから出てきてるんか、まあ一般会計にまざっちゃえばそれはどこからっていう話ではないんでしょうけれども、建てられた時期がまさにそのボートレースで潤沢に一般会計に繰り入れていただいた時期だということもあって、そのようにも聞いておるところなんですけれども、そうしたその歴史的経緯ですね、今まさに中田委員が「伊丹市史」っていう本をちょっとテーブルの上に乗せていらっしゃるんですけども、あの中に入ってるんであればいいんですけども、ちょっと私、あの本読んでないので知らないんですけども、その競艇の歴史っていいですか、というのはどこかまとめられているんでしょうか。

また、できればそういったものをホームページなりにちょっと載せておくだけでも何かきっかけがあったときに見れるのかなというふうにも思うんですけども、その競艇の歴史、また競輪も過去にそうしたいろんな財政的な貢献もあったかと思ひますので、競輪の事業をここでちょっとお話しするのは適当ではないかもしれませんが、いわゆる公営ギャンブルが地方財政、伊丹市の財政に寄与してきたその歴史をちょっとまとめた、事業の内容とそれからそうした歴史をまとめたものってどこかに載ってるんでしょうか。もしあるんでしたら、何かホームページなりに載せていただきたいなというふうに思ひたんですが。

○奥本財政基盤部参事 競艇の市史的なもんはございます。ホームページに載っけるという部分なんです、尼崎市と共同でやっておりますホームページでございますので、多分載っけるということになりましたら、尼崎市のことばかり載ってくるんじゃないかなということもございます。そこは調整をさせていただいて、毎年、尼崎競艇場の概要っていう本を出してるんですが、これには尼崎市、伊丹市の過去の歴史でありますとか、若干割愛した部分もございますが、売り上げ等々の分は記載してございます。これはいつでも出せる書類でございますので、よろしければまた持って……。

○櫻井委員 はい、よろしく。

はい、いいです。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○林委員長 いいですか。

○櫻井委員 はい。

（この間、櫻井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 済みません、先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、1点、先ほどお願い申し上げたことなんですけど、すなわち操業停止点的なものはどの辺になるのかっていう、今は多分お持ちでない様子なんですけれども、計算していただけますでしょうか。

○奥本財政基盤部参事 5年ごとにそういったトレンドをしていきたいなっていう思いはございます。今現在、5年後ぐらいまでは2億から2.5億は一般会計に出せるだろうということでございますので、この間、状況を見ながら、後の5年のトレンドを見てみたいなというふうには思っております。

○櫻井委員 今後5年間は2億円程度の利益を見込んでおるということで、その点では安心なんでしょうけども、ただ、やはり清算するときにもそれなりのコストが発生するという事ですから、ある程度基金を積んでおかないと、その清算コストにも対応できないと。心配なのはむしろ清算コストがどの程度かかるものなのか、またいろんな資産もそれなりに、その機械、発券機とかいろんな資産も持っておられると思うんですけれども、そうした資産の状況もどうなのかというところも気になる場所ですので、そういったものも、清算コストサイドはどれぐらいかかるのか、そういう見通しはありますでしょうか。

○奥本財政基盤部参事 基金のお話でございますが、平成17年度に起債を申請するに当たりまして、県の市町振興課のほうから起債の条件として、競艇会計の中で留保しておきなさいっていう一つの指導がございまして、これは推測ですけども、一般会計に出してしまったらだめよというふうな言い方かなと思ひまして、それ以後、先ほど少し触れましたけども、この9月の補正予算で予備費のほうに9億5400万円積ませていただいております。これも伊丹市の場合、競艇場を借り、ボートモーターを借り、ほかのすべてが、ほとんどがリースという形になっておりますので、その残り3億1000万円がリース残高に今たまたま符合しているということで、机上の計算でいきますと、今やめても1円も出す必要はないのかなとは思っています。が、現実にはそうはいかないと思ひます。いっぱい訴訟が出てくると思ひますので、その辺も将来的に見ながら対処していきたいと思ひしております。

○櫻井委員 済みません、ちょっと資産がどの程度あるのか、ほとんどは基金だと思うんですけれども、資産と、それから、起債しておられるということなんですけど、負債が幾らあるのか、それからいわゆる資本に当たる部分が幾らに当たるのかっていうのをちょっと教えていただけますか。

○奥本財政基盤部参事 競艇場を借りて競艇を施行しているという部分では、民間でいいますと、資産っていうのはないっていう形になります。売却するものもないっていう形です。ほとんどが先ほど言いましたようにリースですので、そのリースの返済さえ済めばというところがあるんです。御理解いただけますでしょうか。

○櫻井委員 いわゆる資産勘定として幾らあるのかということを知りたいということなんですけれども、すなわち基金として内部で積み立ててる部分は、現金としての資産もかなり持ってらっしゃると思うんですね。それからあと、負債っていうのは、起債してるんであれ

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

ばその債権の分が負債になりますし、あとリースの部分で将来払うという約束をしてるんであれば、その分は負債の勘定に入ります。その点をちょっと教えていただきたいなと。

○奥本財政基盤部参事 先ほど来申し上げますように、地方債の償還残っているのが競艇特会の中の予備費に入れてございます。これが総額で9億5000万円強でございます。予備費に留保しているのが9億5000万円強、そのうち地方債の残高が4億2300万円強、それから翌年度に支払います地方公共団体金融機構納付金、これが2億2000万円強で、その他の残金と申しますか、これが3億1000万円、これは経営改善に使える資産というか、そういう部分に当たると思います。

負債のほうですが、現在のところ、従事員さんの退職慰労金の精算を今年度末でいたしますし、負債の部分は、先ほど言いましたリースの残高のみとなります。このリースの残高も22年度末で3億1000万円のリース残がございます。ということで、この予備費の中から清算は可能であると考えております。

○林委員長 基金っていうのは別にはないんですね。

○櫻井委員 わかりましたので、はい。ありがとうございます。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○林委員長 ほかにはございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。

本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第14号は、認定すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

○休 憩

○再 開

○林委員長 それでは、休憩を解いて、会議を続けます。



報告第15号

平成22年度伊丹市交通災害等共済事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 報告第15号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 今のちょっと質問で関連しまして、この施策名、交通安全対策の推進というところで事務事業、交通災害等共済事業ということで、この施策のうちの事務事業の一つとしてこの交通災害等共済事業が上がっているわけですが、この施策目標は交通事故発生数の減少を目指すという目標になっておりますが、この目標に対して交通災害等共済事業はどのような貢献ができてきているのかということをご教えてください。

○都市基盤部 一応、こちらの施策名の分の6つの事業がありますけれども、この6つの事業をトータルして下げていこうということです。交通災害共済事業につきましては、実際に起こった後、事故が起こった後に対して被害を受けた方に対してお見舞いするという形、フォローするという形の制度ですので、これを使わないことが一番いいことだと思います。ですので、一応、交通事故を減らすという施策を事故が起こるまでの施策として上の5つの事業をやる中で、結果的に不幸にして起こってしまったということの場合に、このフォローとしての一つの施策としてトータルとして交通安全、事故に遭っても一定こちらの市のほうでフォローすると、お見舞いをするという形でトータル的な安心といいますかね、そういうものにつながるのではないかとということでこちらのほうに入っているというふうに考えております。

○櫻井委員 1点確認なんですけれども、交通災害等共済事業におきましては、掛金は一律なんですか。つまり、例えば自動車保険の任意保険なんかですと、優良ドライバーに対しては年々割安になっていくというサービスでございますけれども、この交通災害等共済事業においては、そのような割引はないという理解でよろしいでしょうか。

○都市基盤部 そのとおりで、共済でございますみんなの持ち寄りということで、一応、保険業法に適用する保険とはまた別で、補償という、損失を補償するという形ではなくて、一定、被害に遭われた方に対してお見舞いを申し上げるという趣旨のものなので、一定、小さい負担で一定額で500円でやらせていただいております。

○櫻井委員 このぶっちゃけ申し上げて、この事務事業とどの施策の中に入れるかというのは大変苦勞をされてつくっているということは重々承知の上でお伺いするんですが、交通災害等共済事業は、均一料金ということを考えれば、ある種モラルハザードを促進する面もなくはない。つまり、どちらかというと保険があるがゆえに安心して事故になれるという部分、それはもう保険の持つ悪い面ですけども、これは経済学的によく言われるモラルハザードなわけですが、そうした面からすると、むしろ成果指標に対して逆方向に働くということもあり得るんじゃないかと。それに対してそうならないように、例えば普通の自動車保険なんかであれば使わなかったら割安にしますとか、割引制度などを設けてこういう事故に遭わないように、モラルハザードを抑制するという工夫をしているわけですが、この共済事業という観点から、そうしたモラルハザードを防止するというのはなかなか難しいと思うんですけども、そうした何か工夫というのは可能なんですか。

○都市基盤部 確かに一面、本当のところそういう気持ちがあるというのはあると思います。ただ、この共済制度自体がそもそも、さっきも言いましたけど保険という形でやるものではなくて、負った被害に対して補うというようなそういう性格のものではないので、遭われて

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

お気の毒でした、市からもお見舞い、皆さんの持ち寄りですけど、その中からお互いにお見舞いしましょうということですので、ちょっと普通の保険、補償する自動車保険とかとはちょっと性格が違うのかなと思いますので、委員言われてるように、確かに保険があるから安心だからちょっと注意力が落ちる、ちょっとぐらいけがしてもらえるとというような形に思われる方も確かにられるかもしれませんが、そうならないようにほかの5つの事業でこれを使わなくもいように、そういう事業を、そちらのほうにどちらかといえば力を入れるべきかなと考えてます。

○櫻井委員 いろいろ難しい点もあって、またそもそも掛金自体もたしか少額であったと思うので、そういういろいろ工夫するまでもないところなのかもしれませんが、そうしたモラルハザードという問題があるということだけちょっと御認識いただいた上で、ちょっと別の質問に移らせていただきます。

決算附属書類の115ページ、歳出の事業費、款項目、全部事業費の中で、職員の給与、職員手当等とそれから共済費が多分人件費に該当するところだと思うんですけども、これは大体お一人分ぐらいというふうに、何人分に相当するのでしょうか。

○都市基盤部 共済事業自体、この後も審議ありますけども、交通災害等共済と災害共済と2つ持っております、実際に募集をかける時期が事務的にも同じですので、トータルで1名分という形で、それも一番単価の安い職員の給料をベースに要求ということで予算計上させていただいてます。だから、若干全く半分ずつにはなってませんが、それは事務の内容、例えば災害共済のほうはたしか若干高かったと思うんですけども、災害共済は動産と不動産ありますんで、若干その500円、300円みたいな料金の違いもあって、若干事務がふえるということも考えられますので、金額が全く半分ではありませんけども、トータルして1人分を見てやっております。

○櫻井委員 多分この共済事業、後で出てくる災害共済事業、それから交通災害等共済事業、どちらも申し込みの時期に業務が一番大変なのかなと。それ以外の時期は、もうほとんどその支払い事故があったときに支払いに応じるというところぐらいなのかなというふうに想像するんですが、そうすると、業務の繁閑に非常に大きな波があると。忙しいときにはほかのたくさんの人、何人かで仕事をやって、忙しくないときにはほとんどだれもやらないと、ほかの仕事を一般会計の仕事をやってるという状況なんですか。

○都市基盤部 確かに繁忙期、2月から募集かけますので1年分、両共済ともですね。だから、そのときには一応、課総出でかかるという形になりますので、確かにその時期については繁忙という形で、2月、3月、4月ぐらいまでですね。この3カ月は非常に忙しいということになります。たしか募集は随時一年じゅう交通災害なんかも入れますので、件数は少ないですけど途中で入られる方、他市から転入されて来られて入られる方もおられますでしょうし、そういう方もありますけれども、基本的にはその3カ月が一番忙しいと、加入業務につきましてはですね。あとは、支払い業務は年間通じてありますので、繁忙時期というのはいつが多いかっていうのはちょっと毎月でこぼこしますけれども、毎月のように支払い業務はございますので、それは、一応その担当でやってもらってると。全員でかかるわけではなくて、その担当で職員が何名かでやるという形です。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○櫻井委員 一応、何かちょっと細かく聞いている背景には、これは特別会計ということになってますので、人件費についても本来的にはきちっと分けるべきと。ある人が特別会計の仕事をするのであれば、この時間は特別会計の仕事をしました。ここから先はきょうの1時から5時までは一般会計の仕事をしたというように、ある種残業手当をつけるようにきちっと本来的には分けてやらないといけないと、そうしないと、もし実際は1名分、あ、これは0.5人分ということだと思いうんですけど、0.5人分かかってないのに、本当は0.3人分しかかかってないのに0.5人分計上してしまってるということになれば、この共済に入ってる方々に対してちょっと申しわけないということになりますし、もしそれよりたくさん入ってるというんだったら、一般会計からのある種補助になってしまうわけですから、本来的にはきちっとそこは分けなきゃいけないとは思いうんですけども、おおよそ0.5人分ぐらいと、1年間を通して見た場合0.5人分ということ間違いありませんか。

○都市基盤部 予算の立て方になると思うんですけども、一応、人件費については実際にこれ課の職員が一人で担当してるわけではなくて、さっきも申し上げましたけど、受け付けも何人かでやりますし、手のあいてる者がやりますので、項目細かに何分やったとかいうのはなかなか実質問題として難しいですので、一番経費がかからないような計算の仕方の一つとしてこういうやり方をしてるのではないかと思いますので、確かにこの業務について人件費こんだけかかっているから、何人分だからこんだけという形ではっきり出せればいいかなとは思います。

○櫻井委員 一応、最後要望ということで、0.5人分ということで、人件費としては、ほかの一般会計全般の人件費から比べると大きな金額ではないにしても、やはりこの共済事業に占める人件費の割合というのは決して小さくはないですから、そこは市民の皆様から、特に共済事業に加入されている方からきちっと説明できるような状況はつくっておいてもらいたいというふうにお願ひしてちょっと終わらせていただきます。

○川村副市長 今、櫻井委員の御指摘は会計を別にすることについては、特にこの特別会計については特定の収入でもって特定の支出に充てるということでございますので、厳密にはおっしゃるとおりかというふうに思いますし、予算の割り振りに当たっても、繁閑も含めてその業務量を詳細にあるいは緻密に積み上げて、今後、人件費についても積み上げていきたいと思ひます。ただ、複雑な事業を行っておる。これは一般会計事業もそうですし、この特別会計事業も厳密になかなか区分がしづらいというところは業務のふくそうというのもございますので、そんなことから言いますと、今回のこの特別会計での人件費算定についても、今、担当課長が申し上げましたように、押しなべて1年間通じて申し上げますと0.5人分の人件費相当の業務ということでございますので、そういう割り振りをさせていただいておるということでございますが、御指摘のとおり、今後、より詳細に業務量の算定と人件費の算定については心がけてまいりたいというふうに思ひます。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 この話は、既に都市消防常任委員会でもさせていただいてるんで、あんまり詳しくはやりませんけれども、一方で、こういう伊丹という狭い地域の中でこうした事業をやっていくと、つまり大きな大量輸送機関が事故を起こしたときにはたくさんの支払いが出る

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

わけですね。実際、6年前の福知山線の事故のときにはたくさんの支出があったということで、今はまだ基金がありますので大丈夫だとは思いますが、そういったことを考えたときに、リスクをヘッジするというのは幅広くやると、そういう意味では、民間でもやってるし県でもやっていると、そうした中で、市があえて一生懸命やる理由があるのかどうか。基金が維持されてる間はこういうのも続けていただけたらいいと思うんですけども、そういった観点をちょっといま一度考えていただきたいなという要望をしつつ、今の加柴委員のお話の中で、自治会の話ありましたけれども、この半分ぐらいの自治会しかこうした加入活動をやっていないという裏には、一方では、いざ事故になったときに私は加入したはずだと、しかし、実際は加入してなかったり、払った払ってないとか、言った言わないとかそういったのもめごとになる可能性があって、実際、ある自治会ではそういったことや、ややこしい話になって嫌になったという話も聞きますところ、もちろん自治会によっては手数料が入るからうれしいという自治会もあるでしょうけれども、もうややこしいから勘弁してくれという自治会もあるということだと思いますので、その辺はよくよく自治会を吟味していただきたいのと、こちらも御要望させていただきたいと思います。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○林委員長 それではこれで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 異議なしと認めます。よって、報告第15号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第16号

平成22年度伊丹市災害共済事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に報告第16号を議題といたします。

本件につきましても既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 都市消防常任委員会でもるる質問させていただきますので、御要望だけさせていただきますと思います。

先ほど来、交通災害等共済事業におきましても、リスクヘッジという話を申し上げましたけれども、災害共済におきましても、これは特にこちらのほうがリスク、もしものときのリスクっていうのは非常に大きいと思います。水害が仮に、まあ地震は対象外ということでご

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

ざいですが、例えば16年前に起きたような大きな水害が起きた場合支払い額も大きくなると。そのときにいざ災害が起きたけれども、加入しておったけれどもお見舞金がもらえないというようなことになってはいけないと思いますので、そうしたことも含め、また県でもいろんな充実した共済事業がございますし、そうしたことも含め、市、県の役割分担といえますか、それか、ないしは民間での役割分担ということも含め、この災害共済のあり方について御検討いただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど来申し上げておとり、職員の給料について、これは特別会計ということで勘定を分けてございますので、その点もしっかりと共済事業の加入者に対して説明できるようにきちっと管理していただければというふうに思います。

あと、自治会を通じてこれらの事業を両共済事業をやっておる部分もあるということでございますけれども、一方で、自治会の収入になるから続けるというのは本末転倒っていいですか、本末転倒ではないですけども、主たる目的はあくまで安心・安全のためにやっておるんであって、自治会の支援のためにやるのであれば、それは別途自治会の支援がそれが必要だというのであれば、それはそれで別途、別の方策を考えるべきだというふうに思いますので、その点、本来の目的は何かということも勘案しながらこの事業のあり方について御検討いただければというふうに思います。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○林委員長 ほかございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第16号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第19号

平成22年度伊丹市宮ノ前地区地下駐車場事業特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第19号を議題といたします。

本件につきましても既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 中田委員と加柴委員からるる質問があつて大分議論も尽くされてきてるか

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

思いますけども、ちょっと補足する形で幾つか聞いていきたいというふうに思います。

まず、赤字がいつまで続くかという話で、平成29年度あたりがピークではないかというふうにおっしゃってございましたけれども、償還はもうちょっと前から減っていくのかなというふうにも思うんですけれども、現在元金、利息を含め幾ら返済をされていて、ピークになる平成29年で幾らぐらいの返済で、それ以降どのペースで減っていくのかということをやっとざっくり、数千万円単位で、有効数字2けたぐらいで教えていただけますでしょうか。

○都市基盤部 先ほど委員のほうからも言われましたが、大体起債の償還が先ほど申し上げましたように31年度で終わりますけれども、単年度で収支差のマイナスが発生する最後の年が先ほど申し上げた平成29年で、累積額は約9億円ということです。

起債の償還が23年度から26年度までは約大体2億2000万円ぐらいずつお支払いを、返済をしなければいけません。27年度年間大体1億9000万円なんですが、これを過ぎますと平成28年度以降は年間1億円を切りまして、大体7700万とか5700万、4200万というような数字になっております。総額であと残っておりますのが15億ですね。15億1000……。

ごめんなさい。22年を抜かないといけないので12億ですね。12億9380万ほどになります。

23年度以降のそれが総額、あと残っている額ということになります。これ、元金と利子と両方足した、実際にお支払いする額ということです。

○櫻井委員 償還スケジュールはわかりました。

それで、償還が終わった後、鉄筋コンクリート、耐用年数50年ということですから、その残りの部分でしっかりと借金、累積損を消していくという作業をされるということで、この平成30年以降の、例えば大規模修繕等は必要になるんでしょうけども、まあその費用については、それがあるとまたさらに累積損を消すペースが遅くなってしまうということで理解いたしました。

次に、集客の議論もされましたけれども、私が子供のころだったときには、阪急、伊丹の辺には、今もうなくなっちゃいましたけどジャスコとか長崎屋とかいろいろあってもうすごくにぎわっていたのが、それらがなくなってしまうと随分と集客力も少なくなってしまうということでなかなか厳しい部分があるかと思いますが、一方で、今度図書館もできるというのと、それからマンションも近くにたくさん建っていると思うんですね。マンションに住んでる住民の方はその宮ノ前地下駐車場を使うとは思いませんけれども、そこに遊びに来る人はもしかしたら使うかもしれないと。そういった面で、図書館に来る人に路上駐車しないでちゃんとこっちにとめてねという案内であるとか、マンションの住民の方に、路上駐車はしないでちゃんととめてくださいねといったところでも多少の効果はあるのかなというふうにも思うんですが、そういった新しい施設に対するPRとかはどのようにされていますでしょうか。

○都市基盤部 図書館の建設の議論が議会でもされてたときに、駐車場にある程度使っていただけじゃなくというお話を私聞いた記憶があるんですが、確かに全くゼロではなくて、使っていた方が出てくるというのは本当に期待してるところです。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

ただ、それだけでもやっぱりいけないと思いますので、図書館だけ来られてすぐ帰られるというようなことではやっぱり、まちの中を回遊していただくとかそこで遊んでいただくとか、私どもの範疇ではちょっとないんですけども、そういうことがないと、やっぱり一定時間とめていただかないと料金上がりませんので、そういうことを考えると、一たん図書館なんか使用したら来る目的は一定できると思いますので、それとあわせて、また周辺のそういう柿衛文庫であるとか美術館であるとか音楽ホールも、いたみホールもありますので、その辺で魅力的なイベントをやっていただければなおさら長時間たくさんの方が使っていただけるのではないかなと思います。実際に、昔、山下清展、美術館でやられたことがあったんですけど、あのときは満杯になったと聞いてますので、ああいう魅力ある事業なんかをたくさんしていただいたら非常にありがたいなと思います。

○櫻井委員 あとそれから、ちょっと議論ございましたけど、他の市営の駐車場事業との統合ということもこれから多分、10月に入って議論されるころではあるかと思いますが、ただ1点、ちょっとお願いといいますか要望しておきたいのは、他の駐車場事業と統合したからといってこの宮ノ前駐車場自体の赤字が、累積損が消えてなくなるわけではないということですね。あくまでそれはほかの駐車場事業の黒字分が、本来であれば一般会計に入ってきてよかったはずのものが宮ノ前の損失補てんに使われるということでございますから、その点はきっちりとしていただきたい。

具体的に言えば、他の事業は公社等でやってるので複式簿記で管理をされてるかと思いますが、こちらの事業についても、いわゆる公営企業会計でやれというふうになると、またそれはどっかからお金借りてきてとか、またそのために利息が発生してとかややこしい話になるので、そこはまあ、そこまでしろとは言いませんけれども、しかし、財産の区分はきちっとして、宮ノ前の部分でどんだけ赤字があってもほかのところでもどんだけ黒字があってもということは、ちゃんと峻別するように今後もちゃんと管理していただきたいなど。そうしないと、今回のこの元過ぎれば云々ということで、今回の反省が将来にわたってちゃんと残るようにというふうに、それがせめてもの将来世代に対する財産になろうかと、肥やしになろうかと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

○林委員長 いいですか。

○櫻井委員 はい。

○林委員長 答弁、要ります。

○櫻井委員 いや、もし何かございましたらで。なければ結構です。

○寺田都市基盤部参事 今おっしゃったのは外郭団体の駐車場のことをおっしゃってると思うんですが、この部分については、今検討委員会のほうで種々検討をされて、今年度中に一定の方向性が出されるのではないかなとは思っております。

仮に今委員がおっしゃってるように、そういったものが整理されて宮ノ前地下駐車場と一元管理をすると仮になったときには、今後の会計手法、どのようにやっていくかというのも当然関係部局とも協議をしながら市の方向性を定めていきたいと思っておりますので、ちょっと今委員がおっしゃってるように会計をそれぞれ、例えばA会計、B会計、C会計を1つの会計にするという形になるのか、もう一元的に一括してやるのか、こういったものも総合

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

的に検討をして判断をしていきたいと思ひます。できるだけ、今委員がおっしゃってゐるような御意見も十分参考にさせていただきながら検討をしていきたいと思ひますので、ちょっと御答弁のほうがその程度で御勘弁を願ひたいと思ひます。

○櫻井委員 今の私の要望で、ちょっと念押しになるんですけども、宮ノ前地下駐車場の部分がどんだけだったかというの、まあそれはちゃんとした帳簿という形で残さなくてもその分の赤字が、累積損がどれだけなのかというのがわかるようにしていただきたい。例えば下水道、これから議論始まると思うんですけども、下水道会計についても雨水と汚水と、1つの公営事業会計ではございますけれども、その中身についてはきちっと峻別をして勘定できるようになっていると。汚水の部分について引き出してくださいと言へばそれがすぐぱっと出てくるという状態になっておるかと思ひますので、少なくとも下水道会計を参考にしながらそういった峻別ができるようにしていただきたいなど、こういうお願いでございます。

○林委員長 ほかございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第19号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

○休 憩

○再 開

○林委員長 それでは、休憩を解いて、会議を続けます。



報告第26号

平成22年度伊丹市下水道事業会計決算

○林委員長 次に、報告第26号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○櫻井委員 本件につきましても、都市消防常任委員会である審議もされておるところですので、それと重複しない形で質問させていただきたいと思ひます。

まず、未収金なんですけれども、2億4500万円程度あるという理解で正しいでしょうか。

○寺田都市基盤部参事 委員おっしゃるとおり、22年度の決算におきましては未収金2億4504万9526円でございます。これにつきましては、お手元のほうに配付をさせていた

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

だいております各公営企業の決算書の163ページをお開きを願いたいと思います。163ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。そこに未収金状況の内訳を入れております。

まず営業未収金といたしまして、下水道使用料が1億9114万3284円、それとか、あと他市からいただく部分の65万6200円でありますとか、それ以外の未収金といたしまして利益関係の還付金、あるいはそういう建設事業負担金等々、合わせまして2億4504万9526円となっております。これは複式簿記でございますので、3月31日でもってその決算を切っておりますので、4月以降に入ってくる分もでございますので、3月31日の段階で未収となっております金額を示したものがここに書いておる内容になってございます。

○櫻井委員 市税の、一般会計のほうでどういう議論をされてるのかちょっと存じ上げないんですけども、市税の滞納であるとか、あとこちらの特別会計のほうであれば国保の滞納、国民健康保険の滞納であるとかいうことで、いわゆる徴収を強化しなきゃいけないということが言われておって、それぞれの会計においてさまざまな努力はされておるところですけども、この下水道会計につきましては下水道使用料の部分が、1億9000万円の部分がそうした努力が必要な部分に該当するのかなというふうに思うんですが、その取り組み状況について教えてください。

○都市基盤部 ただいま御質問の22年度の1億9100万円の未収金についてでございますが、下水道料金につきましては水道料金と同時徴収をさせていただいてるわけでございますが、3月25日収納分につきましてはまだが当年度ということになっておりますが、この資金につきましては、3月25日に金融機関のほうで振りかえしました金額が3月中に私どものほうに入金がされましたら未収金という形にはならないわけですけども、その1億9100万のほとんどは4月に、当初4月頭にはもう入ってまいりますので、この分につきましては、当年度分につきましては4月の段階でほとんど収入しているという状況になってるということで、対前年で見ましたら前年には3億2600万が残ってるわけですが、これにつきましてはもう振りかえのほとんどの部分が3月中に、資金が私どもの会計のほうに入ってこなかったということを出てるということで御理解いただきたいと思います。

滞納整理部分につきましては都市消防のほうでも御説明いたしました、下水道料金につきましては水道局のほうに徴収業務、滞納整理業務等を含めまして事務委任をいたしておりますので、基本的に市のほうの都市基盤部としては徴収業務を基本的にはやっておりませんので、受益者負担金については別ですが、下水道使用料についてはもうすべて水道局のほうにお任せしてるような形になっておりますので御理解いただきたいと思います。

○櫻井委員 ちなみに、おおよそで構いませんので、3月25日請求分で4月ぐらいに振り込まれている分を差し引いた実質的な滞納額というのはどの程度あるのか教えていただけますでしょうか。

○寺田都市基盤部参事 今ちょっと細かいデータは持っておりませんが、過去の状況から見てまいりますと、当該年度で収入すべき額がその年度で入ってこなかったという額が大体7000万強ぐらいになっております。

1年経過しますとその半分近くは回収をし、毎年回収をしてみると。最終的に、どうしても

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

時効を迎えて取れなかった額が今回申し上げておりましたように364万1000円、これが最終的には本来いただくべき使用料が回収できなかったという額でございます。

○櫻井委員 わかりました。この会計上の整理で大目に見えるような仕組みになっちゃっているということで理解いたしました。

それから、ちょっと次の話題に移らせていただきまして、行政評価結果報告書で、14ページに汚水対策ということで、企業会計の事業がずらりと事務事業として並んでおりますけれども、まず、施策の目標についてちょっとお尋ねいたします。

実質的にもう下水道普及率100%に近づいてきておるということで、この下水道事業、特に汚水部分につきましては、むしろ今ある施設をしっかりと維持管理していくということが重要だというふうに認識しておるんですけども、そうした理解でよろしいでしょうか。

○都市基盤部 今委員おっしゃったとおり、下水道の汚水整備につきましては既に概成している状況でございます、一定の効果も認められてるところでございます。

長年の、長い年月と多くの財源を投じてつくり上げた下水道を確実に保全しまして、下水道サービスの安定供給に向けた取り組みをこれまで続けてきたところでございますし、平成24年度からは長寿命化対策を含めた取り組みでもって先ほどの目的を遂行していきたいというふうに考えております。

○櫻井委員 そうしますと、例えば成果指標はこの面整備率、管渠の調査延長、それから水洗化率ということになっておりますけれども、①の面整備率と③の水洗化率というのは、これはどちらかというときにさらに普及を進めていくということに関する成果の指標で、②の管渠の調査延長という部分につきましては、これはどちらかというとき維持管理と言いますか、今あるものをメンテナンスしていくということの指標だというふうに思うんですけども、先ほどおっしゃったような既にできたものをしっかりと守っていくということが主であれば、この指標の設定の仕方ですね、②が一番重要で、それ以外にその維持管理に関するような指標というのは、むしろここで重点的に取り上げられるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市基盤部 この汚水対策の指標につきましては、第4次総合計画の中で10年間のスパンで組み立てたものでございます。

委員おっしゃるとおり、1番と3番につきましては下水道の面的な整備を主体とした指標になってございます。

2番につきましては、これからの維持管理に資する指標ということで着実に取り組んできたわけでございますが、第5次総合計画の中では指標の見直しを行いまして、下水道の安定的な運営というところでこれまで以上に面整備、それから水洗化の促進、そして長寿命化に関係する施設の客観的な把握と保全というものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○櫻井委員 そうしますと、この施策の中で、その施策を取り巻く環境のところには、まず、ちょっと細かい話なんですけど、第一文、下水道施設はシビルミニマムとして市民意識は定着しており、どのような場所であっても使用可能な状態を望んでいるという文章になってますけど、ちょっと日本語としておかしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○都市基盤部 横文字を使うことがいいかどうかはちょっとわかりませんが、下水道整備につきましては、全国的な整備率としまして73.7%、ほぼもうどこの地域であっても下水道サービスの恩恵を受けるという意味からナショナルミニマムというふうな、また横文字ですけれども、いうことも考えられます。

今委員がおっしゃったように、下水道があって当たり前、水洗トイレを使えて当たり前というふうな市民生活にかなり定着しておりますので、このような文言といたしますか、言葉になっているのかなというふうに考えております。

○櫻井委員 私が指摘してるのは、意味はわかるんですけども、てにをはがおかしいのではないかと。やはり伊丹市はことば文化都市と言っておるので、まずは大人というか、市の当局からその点しっかりしていただきたいなという御要望でございます。

ちょっと質問したかったのは、その下のほうのところで不明水対策が重要だというふうに書いていらっしゃる。そうしたことからすると、そうしたところがむしろこの成果指標といたしますか、こういう力を入れていくべきところなのかなと思うんですが、その認識はそれでよろしいでしょうか。

○都市基盤部 確におっしゃるとおり、不明水対策、これは適切な維持管理をする上で、また処理場の適正な運営、そして有収率の向上に向けた確実な取り組みということになりますので、これまでも管渠の調査を行った上での止水工事、それから平成11年度から一部取り組んでおります更生工事等で一定の成果はあらわれてるんじゃないかというふうに考えておりますが、繰り返しますけれども、平成24年度からの長寿命化対策の中でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○櫻井委員 そうしますと、成果指標のところ、②の管渠の調査延長で、平成22年度は8000メートルのところ358メートルということで達成率が4.5%と、この3つの指標の中で一番重要なところではないかと申し上げたところが、この達成率が非常に低いということがどうなってるのかということについてちょっとお尋ねします。

○都市基盤部 この成果指標ですけれども、確かに平成22年度8000メーターを上げさせていただいております。

先ほど申しましたとおり、管渠調査につきましては過去からやっておるわけなんですけれども、これまでは単独事業として行っておりました。ところが、長寿命化支援制度に沿った形で平成24年度から国庫補助を受けながら事業ができるということがわかりましたので、平成22年度は管の調査の活動を一部中断といたしますか保留した形で、24年度から新たな形で進めていきたいということで実績がかなり少なくなっているというふうなことになると思います。

○櫻井委員 そうしますと、今度事務事業のほうに目を向けますと、例えば先ほど来お話のあった公共下水道管渠更生事業、こうしたものも、予算でこれは4000万円の予算が平成21年度で上がっていったのが平成22年度ではなくなっていると。それから、星も2つになっておるといのは、これは長寿命化計画、一番下にあるところにおおよそ振りかえられたと、金額的には管渠更生事業4000万円だったのが長寿命化計画が1200万円ということで、金額的には随分減っておりますけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○都市基盤部 そのとおりでございます。

○櫻井委員 ちょっと、そうですね。長寿命化計画で取り組んでおられるということで、大変それはそれで頑張っていたいただきたいと思うんですけれども、一方で、その下水管は一応寿命が大体50年ぐらいと、いわゆる鉄筋コンクリートの建物と同様の扱いなのかなというふうに想像するんですけれども、伊丹市でこの下水道が整備が始まったのが昭和40年以降ということで、まだ50年はたっていないということなんですけれども、本来であれば50年みっちり使えるはずということなんですが、その辺、伊丹の状況といいますか、不明水がたくさん出てるということは相当傷んでる部分もあるのではないかと思いますけれども、その辺いかがなんでしょう。これ多分財務的な話とも絡んでくると思いますので、ちょっとよろしくお願いします。

○都市基盤部 委員おっしゃるとおり、下水管渠の標準的な耐用年数は50年でございます。これをそのまま放置しますと、確実に50年たてば改築工事をしなければならない。これまでの布設の状況を見ますと、平成33年度に第一次の大量更新期を迎えることになりまして、事業費としましては年間10億円以上の膨大な財源を投じて、しかも長期にわたって工事を進めていかなきゃならないという背景がございます。

そこで、先ほど申しました管渠の調査を行った上での施設の状態を確実に把握して、評価した上での健全度を求めて、健全度の高いものは状態監視の維持、それから、注意のものは修繕もしくは改築、低いものは当然改築というふうな形で、耐用年数を待たずしてその管渠の状態に応じた修繕なり改築を行うことで施設の延命化を図るとともにライフサイクルコストの最少化を図っていくと、そういうふうな考え方で取り組んでいこうと。

本市が想定しております標準的な耐用年数は68年を想定しております、長寿命化によってそのあたりの効果が促進されるというふうに考えております。

○櫻井委員 68年というのは補修をした上で68年もつということではわかりましたけれども、一方で、減価償却が50年という設定の中でさらに60年、70年ともてば、その分はある種その財務的な面言えば丸もうけという部分だと思うんですね。そういう意味でもしっかりとやっていただきたいと思うんですが、一方で、ちょっと財務のほうに話を移させていただいて、平成33年度に大量更新期をほっとけば迎えると。しかし、ほっとかなくても、いろいろ手を尽くしたとしてもある程度出費がかさんでくるのかなと。一方で、今回下水道の料金改定ということで値上げをしたと。それは、背景には資本的出資においてずっと平成30年ぐらいには一たん落ちつくようなものになるのかなというふうに理解しておったんですけれども、平成何年ぐらいでしたっけ。持ってきてないや。一たんそこで落ちつくのかなと思っておったんですけれども、また平成33年以降、結構また財務的にもしんどくなるんじゃないでしょうか。

○寺田都市基盤部参事 これは、今下水道課長が申しあげましたのは、過去のこれまで整備してきた状況から踏まえて耐用年数等を考えた場合にはそういう更新時期等、大量に迎える時期が来るというのが今33年ごろに出てくるということをお願いを申し上げたわけでございまして、ただ、今後の下水道事業運営をやっていく上では、当然、市の内部の中で第五次総計の内容に沿って事業実施計画等もつくってまいります。そういった状況の中で、各年度の事業

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

経費、こういったものも一定整理をしていく形になろうかと思えます。

だから、今申し上げましたように、大量にそのときに多額の事業費が要ると仮になりましても、今回その長寿命化計画、こういったもので緊急を要するようなところをできるだけ早期に整備していくという、こういうものも見定めながら各年度の事業計画を立てていきたいと考えております。

常日ごろ、私どものほうが技術部門のほうに申し上げておりますけれども、これまで単式簿記でやってまいりました特別会計時代、かなりピッチを上げて何十億もの事業費を投下をして整備率を上げてきた経過がございます。こうなるとまいりますと、かなり経営を意識する上では不安定要素を抱えますので、できるだけ事業費については平準化を図りながらより効率的に実施をすべき、そういうことを念頭に置きながらやってほしいということも内部の中で議論しております。

したがって、今急激な形でそれに相応する事業費をこの事業年度の中にほうり込んでいくかどうかというのは、具体的には、実際にはそうならないと思えます。ある程度平準化をさせながら、部分的にはそれは事業費は膨らむ部分はあるかも知れませんが、できるだけ経営面において支障を来さないように考えてまいりたいと、このように思っておりますので、そういった観点で認識をしていただければと思えます。

○櫻井委員 平成33年といいますと今から10年先ということですから、10年先を見据えて長寿命化計画等を実施しながらそこで工事費、建設費等が、資本支出がふえない、そこで何か急にふえないように今から準備をされてるということで、一つ安心いたしました。

一方、下水道で一応いろんな財務的な話ですとかいろいろ申し上げましたけども、そもそも下水道事業というのは、この施策のときの施策目標のところにもありますとおり市民の快適な生活環境を確保すると。下水道事業が行われる前の昭和30年代というのは河川が随分汚れてしまったりということで大変な状況だったというふうにも、私の生まれる前から見たわけではないんですけども、そういった映像を見たこともございます。

そうした意味で、この汚水の浄化というのが適切に行われてるかどうかが一番重要な点ではないかと、そもそもの出発点ではないかと思うんですけども、汚水の浄化というのはきちっと行われてるんでしょうか。その排出基準と、それからその達成状況をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○都市基盤部 下水が適切にかつ安全に処理されてるかというふうなお尋ねなんですけど、直近の新しいデータはございませんが、武庫川の下流浄化センターの21年度のデータとしまして、BOD、いわゆる有機物の汚濁に係る指標ですけども、これの放流水の平均値が3.0ミリグラム／リットル、それから、SSと申しまして、いわゆる濁り分の指標ですけども、これが平均的な水質が2.0ミリグラム／リットル、それから、今いろいろ話題になっております富栄養化対策に係る総窒素ですね、これの排出量、排出濃度が平均的なものが8.1、そしてトータル燐の排出濃度が0.5ミリグラム／リットルとなっております。

これらの数値につきましては、当然排出基準等々がございますのでこれは当然クリアされとるべきものと考えておりますし、瀬戸内海の、それから海域、湖沼の水質改善に大きく寄与しているというふうな実績もございます。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○櫻井委員 ちょっと基本的なことをお尋ねするんですが、伊丹の下水は武庫川の流域下水と、それから、原田の下水処理場で小学校のときに見学に行った記憶があるんですが、こちらにも行ってるんでしょうか。

○都市基盤部 委員おっしゃるとおり、伊丹から発生します汚水につきましては原田処理区、原田処理場ですね。それから武庫川下流処理区、先ほど申しました武庫川下流浄化センター、この2つの処理場でもって汚水の処理を行っております。

○櫻井委員 BOD等の数値はそこそこの数字なのかなというふうには、気はするんですけども、何かTNの値が8.1ミリグラム／リットルということで若干高いような気がするんですけども、ここは窒素を除去するというような設計にはなっていないということなんでしょうか。

○都市基盤部 今までの下水処理場の処理方法としましては、標準活性汚泥処理法といたしまして、一般的に有機物とそれから濁り成分しか除去できなかったわけなんです。今申しましたように、トータル窒素は流入水質としましたら30ミリグラム／リットル程度、それから、一般的な数字ですけども。トータル磷につきましては3から5ミリグラム／リットル、これが大体流入してきております。

先ほど申しました標準活性汚泥処理法ではこれらが処理できませんので、富栄養化対策に向けて高度処理を導入して、先ほど申しましたが、8.1もしくは0.5というふうな形で処理ができていているというふうにご考えております。

○櫻井委員 多分、TNの値は普通に処理を、つまり有機物を取るというような作業をやって、活性汚泥で有機物を取るような処理をしたときに相当数取れるんじゃないかとも思うんですけども、さらに高度処理をしてその結果8.1という理解でよろしいんでしょうか。

○都市基盤部 高度処理を加えた形で8.1というものになってございます。

一般的な標準活性汚泥処理では溶け込んでおります窒素分が除去できないというふうなシステムでございまして、先ほど、繰り返しますけども、循環型の硝化脱窒、ごめんなさい、ステップ流入式の、凝集材添架型ステップ流入式ですわね、ごめんなさい、ステップ流入式の酸化還元脱窒法ですかね、そういうふうな高度処理を使って窒素と磷を除去してるというふうになってございます。

○櫻井委員 ちょっとテクニカルな話になって恐縮なんですが、そうすると、嫌気工程も設けてその窒素除去を努めてらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○都市基盤部 はい、そのとおり、嫌気、好気、それから脱窒という形での処理を行っております。窒素分はN₂として大気放出するというふうな形で処理させていただいております。

○櫻井委員 大体理解できましたので、適切にいろいろ管理が行われてるということで理解いたしました。

武庫川については、最近アユが遡上してくるということも見られるというような話もありますので、快適な生活環境を確保するという事で後とも頑張りたいと思います。これで終わります。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○櫻井委員 ちょっと先ほど聞き忘れたことを2点ばかり確認させてください。

先ほどの排水の水質について、武庫川の話をお話しいただき、武庫川流域下水のほうをお話しいただきましたけれども、原田浄水場、これは猪名川の流域下水かと思えますけれども、そちらでも似たような状況なんでしょうか。

○都市基盤部 高度処理の幾らかの違いはございますが、処理水質から申しますと同等レベルの処理ができてるといふふうに聞いてございます。

○櫻井委員 2点目の質問なんですけども、活性汚泥法をどちらも使われているという理解をしておるんですけれども、そうすると汚泥が発生すると。汚泥の処理というのは、これはまた以前大変な問題であったかと思うんですが、これどのような処理をされておるんでしょうか。

○都市基盤部 汚水処理で発生します汚泥につきましては、99%が水分で残り1%が固形分になります。この水の多い汚泥をまず脱水をかけまして、処理方法によりまして、およそ80%程度まで、水分がですね、80%程度まで絞り込みます。これをいわゆる脱水ケーキと申します。これでもまだ水分が多いのでそれをさらに今度焼却をいたしまして、水分をおよそ15%まで減少させます。この工程をなぜ行っているかといいますと、体積を減らすということに加えて、取り扱いを容易にするというふうなこともございます。そこまでは一般的な汚泥の処理の方法なんですけども、近年につきましては、下水道の有効利用という観点から汚泥を有効に利用するというので、先ほど申しました焼却処分しました廃油ですね、これをさらに高温で燃やすことで溶融させまして、カレット状に、スラブ状のものに変えていくと。これを建設用の埋め戻し材に使ったり、それから、先ほどの廃油分につきましてはセメントの原料とか、そういうものに加工して使っているというふうに聞いてございます。

○櫻井委員 昨今の環境意識で、特に原発問題と関連しまして自然エネルギーということも言われておりまして、汚泥を嫌気発酵させればメタンガスも発生するかと思えますので、多分費用的には結構厳しいものがあるかと思えますけれども、またそういった研究もしていただければと思います。以上で終わります。

○寺田都市基盤部参事 ちょっと私どもが直接その事業をやるわけではございませんで、今、武庫川のほうにつきましては、武庫川浄化センターから送られたものを兵庫東下水事業で、そこで今下水道課長が申しあげましたように、試験的にそういうものもやっております。

以前、前回でしたですかね、他の委員さんからも同じような御質問をいただきまして、現在試験段階で兵庫東のほうに確認をとりました段階では、現状ではやっぱりその建設資材、例えば道路のアスファルト合材でありますとか、レンガ、タイル、こういったものに加工をするわけなんですけれども、こういったものについては、やっぱりそういう販路、取り扱ってできるだけ販売できるような、そういう開拓の部分がなかなか難しい状況にあるようでございます。なかなか推進してないというのが今の状況でございます。

猪名川のほうにつきましては、今申しあげましたように、焼却処分をしましてこれをフェニックスで処分をしていると。残滓を処分しているという状況でございます。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

県下ではもう一カ所、西に同じくそういう汚泥処理場がございます。こちらのほうにつきましては完全に製品化して、そういうものの内容については一部販売をされてると。すべてがそういう再生利用をされてるとは聞いておりませんが、大半は焼却をされてると思うんですが、一部有効資源ということでそういういろいろ溶融炉を通してつくったスラブ、こういったものを販売をしているということは聞いております。悲しいかな、今、東のほうではまだ試験的な状況でございますので、今後とも関係機関のほうにはできるだけそういう御利用をお願いしたいと。ただ、委員がおっしゃいましたように、コストは若干高くつくものとは思っております。

○林委員長 いいですか。ほかございませんか。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○林委員長 ほかございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第26号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第20号

平成22年度伊丹市鴻池財産区特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第20号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○櫻井委員 この鴻池財産区についてなんですけれども、このそもそも財産区というものは伊丹市全体のものではないと理解しておるんですけども、この基本的な受益者といえますか、権利者はだれなんですか。

○総務部 そのもその権利者と言われるものですが、学説的には旧村大字鴻池に住んでおられた方を指して言われます。その人の権利であると考えております。

○櫻井委員 そうしますと、今はまあ昔から住んでおられた、いわゆる鴻池の地に昔から住んでおられた方というのが対象であるというのはわかるんですけども、一方で、当時住んでいたけどもその地域から出ていかれた方もいらっしゃるし、後から新たに入ってこられた方、こちらのほうが多数だと思んですけども、そういった人の出入りがあることを勘案しますと、実際の権利者というのはどうなるのでしょうか。

○総務部 旧から住んでおられる方、出ていった方は当然その区域にいらっしゃいませんの

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

で権利はないと。

新たに入ってこられた方、この方については、財産区の構成員という考え方からしましたら権利の享受は受けると考えております。

○櫻井委員 鴻池財産区の財産で、使われ方というのは基本的には自治会への補助金ということだと思えますけれども、ことしはどのような使われ方をされてどの自治会に支出されておりますでしょうか。

○総務部 鴻池自治会でございます。

○櫻井委員 鴻池自治会と先ほどおっしゃったその旧村との位置関係なんですけれども、そこはぴったり符合しているのでしょうか。

○総務部 ぴったり符合はしておりません。

新たなところもでございます。

○櫻井委員 そうしますと、いわゆる昔の鴻池村にしながらこの財産区からの自治会の補助を受けられていないという、そういう自治会もあるという理解でよろしいでしょうか。

○総務部 はい、そのとおりでございます。

○櫻井委員 そもそも、そうしますと、この財産区の定義ということと、それから受益者、一部の自治会のみ補助することについての公平性というのがどうなのかなとちょっと心配になってくるんですが、そこはいかがでしょうか。

○総務部 そもそも、この財産区の今あります基金なんですけれども、鴻池財産区の基金と申しますものは旧慣使用権をもって、ため池ですが、それでもって得たものでございまして、旧慣使用権とは言えないんですけれども、旧慣使用権に相当するものと考えれば、旧村の所属する区域が当然得られるものであると考えております。

○櫻井委員 それで、その旧村が属する自治会が得られる権利があるというふうなことだったんですけれども、この補助を受けているのが鴻池自治会だけで、この旧村の区域にあつてこの補助を受けていない自治会というのはどこかあるのでしょうか。

○総務部 南畑自治会、それと鴻池団地でございます。

○櫻井委員 そうしますと、先ほどの財産区の定義からすると、この南畑の自治会と、それから鴻池団地の自治会も補助を受ける権利があるのかなとも思うんですけれど、もちろんその自治会側が請求しなければ権利を主張しないものには権利はないと思いますので、実際はそもそも欲しいという請求があったのかどうか、ちょっと聞かせてください。

○総務部 新しくできた、旧の旧村の人がいわば継ぐものでありまして、財産につきましてはですね、その権利は。ですから、新しく入った方は、財産区の恩恵は受けるんですけれども、その財産でもって得られたものについては旧村の区域、鴻池の方が引き続いて持つていくという考え方でございます。

○櫻井委員 そうしますと、この今課長のおっしゃられた話からすると、その鴻池村にある自治会であつて、昔から鴻池村に住んでたその子孫の方々がいる自治会のみがその補助を受ける対象となるという理解でよろしいのでしょうか。

○総務部 そのように考えております。

○櫻井委員 そうしますと、ちょっと確認させていただきたいのは、南畑自治会と鴻池団地

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

自治会には旧村の住民であってその子孫に当たる方がいらっしゃらないから補助の対象にならないと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○総務部 そこまではちょっと理解できておりません。確認はできておりません。

○櫻井委員 ちょっと私も初めてこういった決算委員会ということに出席させていただいて、また過去の議事録を見ても、財産区というのがよくわからないまま特に議論もされず残っているようにも見受けられたものですから、ちょっと一たん定義を確認しておいたほうがいいのではないかと。

これ、もしその自治会が自分たちで管理されているという、この財産を管理されているというのであれば別にここで議論する必要もないと思うんですけども、一応市のほうで管理を承っているという以上、公平、公正、明朗会計ということが必要なのかなということでもちょっと質問させていただきました。

最後にちょっと一点なんですけれども、自治会、これ伊丹市が管理をしているという以上、その支出されたお金が適正に使われたかどうかという監査も必要なのではないかと思うんですが、鴻池自治会に出されたお金が適正に使われたかどうかというチェックはされているのでしょうか。

○総務部 まず、鴻池自治会というのは鴻池の管理会というのがございます。財産区の管理会。財産区の管理会がそのおっしゃってる監査することはできるんですけども、我々は、鴻池自治会から出てきております決算書でございますが、それでもって確認をさせていただいております。

○櫻井委員 そうすると、管理会が監査したであろう自治会からの会計に基づいて補助金を支出しているという理解でよろしいのでしょうか。

○総務部 そのとおりでございます。

○櫻井委員 まあ一応大分明らかになりましたので、ありがとうございます。

○阪上総務部長 今、櫻井委員からの御質問でございますけれども、そもそも財産区というのがどんなものなのかというのが、これ非常に難しいといえますか、もともと積み上げでつくってきたようなものではなくて、御存じのように昔でしたら林野とか入会権とか、それからため池とか、そういったものが、村で持ってたというものがそもそもございました。これが明治22年に町村制が施行されたときに、実はこのときに整理されるべきものでした。当然その町村のほうへきちっと引き継ぐようにということで協議がされたわけですが、結果としてはその時点で、別に伊丹に限ったことではないんですが、完全な議論の整理ができなくて、結局そのままその地域の、さっき出てきましたけれども地域の中で引き継がれてきたと。それが、現在の地方自治法が施行された時点で、先ほど課長も申してましたように旧慣使用权ということでそのままさらに引き継ぎがこられたと。当然、この財産区の財産というのは、名義人といえますか、所有者というのは財産区になります。財産区が持つてる財産で、その財産区の管理委員会というものが処分を決定するというふうなことです。

それと、市の特別会計、ちょっと非常に複雑なといえますか、すっきりしないような関係にはあるわけなんですけれども、先ほどの補助金1つにしましても、財産区管理委員会の中で補助を自治会に直接するということは認められておらない。例えば、市のほうへ指定寄附とい

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

うような、一応こういうふうな使い方をしたいというふうなことで市に寄附して、市の中で特別会計の中で処理してというふうな、そういうちょっと複雑な処理をしてるということで、非常にあいまいもことは言いませんが、かつてのそういう権利がそのままずっと残ってるというふうな、そういう制度ですので、なかなか法的にすべてが通常のいろんな権利関係みたいな形ですっきり整理されてないというような嫌いはあるかなと思っております。

○林委員長 よろしいですか。

○櫻井委員 はい。

○林委員長 ほかがございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第20号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第21号

平成22年度伊丹市荒牧財産区特別会計歳入歳出決算

○林委員長 次に、報告第21号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○櫻井委員 先ほど財産区というものについての質問は鴻池と同じですので、そこは理解しましたので置いときまして、ほかの2つの財産区にはないものとして、荒牧の財産区、資金の量がけた違いに大きいというのがございます。この基金の運用なんですけれども、どのように工夫されているのかなというものがちょっと疑問でございまして、例えば普通の銀行の定期預金に預けておったんでは、これ昨今の低金利の状況ですからほとんど利息も生まないと。他方、公営企業会計、先ほど来議論をしておるとこなんですけど、例えば公営企業に貸し付けると随分と利息もちょっと取れるのかなと。公営企業も高い金利でお金を借りておりますので、そうすると楽になるのかなとか、いろいろ思ったりもするんですけど、この基金の運用状況について教えていただけますでしょうか。

○総務部 資金の運用状況につきましては財産区の基金の中で運用していただいております。

ただ、荒牧財産区でございまして、事業がこれからまだ財産区の中で行われる可能性もありますので、すべての基金がそのものに使えるというようなこともないと考えております。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○財政基盤部 先ほど管財課長のほうから御答弁を申し上げましたが、荒牧財産区基金の運用につきましては、市の歳計現金と一体として繰りかえながら運用を一部しておりますのと、歳計現金として活用させていただいてますのと、あと一括して繰りかえした資金を外部の金融機関等で大口定期預金等によりまして運用しているというのが実態でございます。

先ほど公営企業等の貸し付けを行うほうが有利ではないかということでございますけど、確かに公営企業へ貸し付けすることによって運用してる部分もございまして、それについては利率は銀行へ預けるよりも有利な状況にはなってるのは事実でございます。

ただ、我々ちょっと慎重に考えなきゃいけないなというふうに考えてますのは、先ほど来議論ございましたけれども、この財産区の財産である基金は管理会においてその管理処分等は決めていくということもございまして、管財課長が御説明しましたように、長期にわたってその基金の残高が取り崩すというんですか、使う用途がなければ、あるのかないのか、その辺も加味しながら運用は考えていかなきゃならないのかなというふうに考えています。

企業への貸し付けとなりますと、一定長期の貸し付けということになろうかと思っておりますので、一定期間その資金は固定で預けっ放しということにもなりますから、その辺も含めた運用というのは必要ではないだろうかというふうに考えております。

それとあわせまして、企業への貸し付けにつきましても、その企業側の貸し付けに要する状況にあるかどうかということもタイミングとして、運用のタイミングが合うのかどうかということもありますし、そもそも企業会計自体が基金からの貸し付けを受けなくてもいいような経営体質、経営環境を維持していくということが大事だろうと思っておりますので、そういったことを総合的に勘案しながら対処すべきものというふうに考えております。

○林委員長 いいですか。

○櫻井委員 はい。

○林委員長 ほかございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して、表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第21号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第23号

平成22年度伊丹市病院事業会計決算

○林委員長 初めに、報告第23号を議題といたします。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

○櫻井委員 では、質問させていただきます。

未収金について、まずお伺いいたしたいと思います。

財務諸表上は未収金が12億6200万円とありましたけれども、健康保険組合からの年度をまたいでの支払いとかの関係もあるかと思えます。実質的に問題になるのは、6月末の時点で未収金が5200万円ぐらいだったかと思うんですけども、まず事実関係として、これで正しい理解でしょうか。

○病院事務局 質問についてお答えいたします。

6月末の時点では、委員御指摘の数字でございます。ただ、9月の直近の分でいきますと、その金額につきましては4962万9800円という未収の残額になっております。

○櫻井委員 そうしますと、6月末の時点で5200万円で9月末の時点で4900万円ということになると、多分いわゆる時期的な、タイムラグの問題じゃなくて、本当に払ってない人が、払う気がないのか払えないのか、いろいろ事情はあろうかと思えますけども、事情があって払えない方が残っているのかなという印象を持つんですけども、これ、どのようにして回収されていく御予定でしょうか。

○病院事務局 滞納者がなかなか払えないという申し出があった場合には、当院のほうで、例えば入院の方でありますとかそういうところでは、事前に滞納にならないような方法としまして、例えばケースワーカーでありますとか、まずそちらのほうから分割なりの方法とか、あるいは直接外来のほうに来られまして、一括には無理だという話であれば、分割の相談、そういったような指導をさせていただいております。ただ、現実、お金がないものは払えないというような話になりますので、そういった場合は、できるだけ細かな分納をしていただく。それで、分納誓約を出していただいて、少しでもいいからそれを減らしていただくというような方法をとっております。

それと、こちらのほうから、そういうお話をいただきましても、実際に不履行という場合もありますので、そういった方につきましては、一定、電話督促、あるいは文書督促をさせていただきまして、それが悪質だということになれば、当院のほうでは、ことしの1月に弁護士法人のほうへ徴収の委託のほうを契約をさせていただきまして、そちらのほうから回収のほうをさせていただいているところです。

○櫻井委員 逆にお伺いしますけれども、これまで、いわゆる払ってもらえなかった、例えば償却といいますか、払ってもらえないまま処理したもののというのは、例えば昨年度でしたら、どの程度あったのでしょうか。

○病院事務局 そういった債権が一定、不納欠損というような処置になりますと、昨年度は5年という時効を待ちまして、時効を、待ちますといいますか、努力はするわけですけども、消滅時効ということで、地方自治法によりますところの時効ということで、不納欠損処理というような形で帳簿のほうから落とさせていただいております。

○櫻井委員 その不納欠損処理をした金額は、昨年度ですと幾らぐらいかわかりますでしょうか。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○病院事務局 平成22年度の不納欠損処分は541件で、776万7365円になります。

○櫻井委員 現時点で5000万円ぐらいあって、それで、不納欠損するのはその10分の1程度ということですから、相当数は今、頑張っただけで回収されてるということですから、とりあえずちょっと安心いたしましたけれども、一方では、回収にも相当コストはかかっているんじゃないかと思うんですけども、そのコストはどの程度でしょうか。例えば……。

○病院事務局 平成18年度から専用の、専任の職員を未収金担当として配置をしております。そういった方の人件費、それと、弁護士費用につきましては出来高制になりますので、例えば100万回収していただくと、一定の料率でその分をお支払いすると。弁護士費用につきましては、通常の経費としては月々は全く出てこない。各月末に弁護士さんのほうに、回収をしていただいた金額について一定の料率でこちらのほうが翌月にお支払いをするというような形になっております。

○櫻井委員 それでコストは、例えば昨年度はどの程度かけたのでしょうか。回収コストです。

○病院事務局 人員が1人ですけれども、この回収業務は委託のほうをしておりますので、委託業者さんの委託料の中に入っておる形になりますので、具体的にその職員が幾らいただいているかと。大体的見当はつくんですけども、はっきりとその職員の給料が幾らというのはここではちょっと控えたいと思うんですが。

○櫻井委員 1人分ということだと、おおよそこれぐらいかなという気はするので、それ以上はお伺いいたしません。

一方で、伊丹市の市役所全体としましては、例えば市税ですとか国民健康保険の税ですとか、いろんなものでも滞納があって、そうしたところでは部署課を越えて回収に努めるということで、効果的に回収に努めるということもありますし、費用対効果の意味で効率的に回収に努めるということもございますけれども、そもそもこの病院の債権というのは、これはいわゆる民法上の債権に当たるんでしょうか。

○病院事務局 従前は地方自治法による公的な債権というような形でございましたけれども、平成17年でしたか、18年に松戸の市立病院というところが、患者さんのほうから債権について、病院の使用料ですけれども、そちらのほうに時効ではないかというような提訴がされまして、最終的な最高裁の判決でいけば、これは一般の病院と同じ債権であると。私法上の債権として、民法の170条の適用で3年というふうにされております。

○櫻井委員 そうしますと、市税で徴収強化をやってるから、そこと全く一緒ということとはちょっと難しいところはあるかと思えますけれども、一方で、伊丹市がやっている、これから審議対象となる水道のところでも一定、未払いという問題ございますから、そうしたところとコラボレーションする。また、公法上の債権っていう意味で税金、市税との滞納とは若干、その扱いは変わるかもしれませんが、ただ、電話をかけて督促をするとかそういった手順は共通してる部分は多分にあるかと思えますので、そういったところでの協力といいますか、一括してやることによるコスト削減ないしは効率化っていうのはできないでしょうか。

つまり、払わない人っていうのは、もしかしたら、病院でお金払ってない人は水道料金も

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

払ってないかもしれないし、市税も滞納してるかもしれないしと。いわゆる、ある種顧客と
いっていいのかわかりませんが、顧客管理の観点からすると、ばらばらにやるより
もまとめてやったほうが効率的なのかなという気もするんですけども、いかがでしょう
か。

○病院事務局 市税等につきましては国税徴収法の適用がありますので、そういった方法で
回収手段というのはあるんですけども、病院としましては、私法上の債権ということで、
そういった手段がございません。あとは支払い督促であるとか少額訴訟であるとか、そうい
った方法によらざるを得ないところなんですけれども、御指摘のように、病院のほうの診療
費が払えないという方につきましては、多くは国保税等の滞納もされてるという方もおられ
ます。

今言われます各照会、例えば税であるとか収税課、あるいは国民健康保険税の滞納状況、
そういったところとのタイアップ等をしますと、どうしても病院の私債権というのは後回しに
なるというようなこともありますし、また、個人情報保護というようなことも検討しなけ
ればいけないと思いますので、今のところは病院独自で弁護士法人等をお願いをして、例
えば少額訴訟であるとか、そういった支払い督促であるとか、そういったのについてはそちら
のほうでお願いをするということにしております。もちろん当院のほうとしては、職員が、
一定期間過ぎたものにつきましては滞納の督促状等のほうは出させていただいているとこ
ろです。

○川村副市長 櫻井委員御指摘のように、今年度から財政基盤部というのを組織をいたしま
して、あわせて新しい行財政プランを策定をし、その推進に努めておるというところでござ
いますが、これまでも公法上の債権、あるいは私法上の債権につきましても、いわゆる名寄
せといったような形で、関係部局いろいろ協議を重ねてきております。その延長線上、特に
今申し上げました徴収強化、あるいは財源確保という観点からも、また公平公正な行政執行
という観点からも、現時点では財政基盤部を中心にですし、今は公法上の債権でございま
す税、あるいは、国保税もシステム化に向けて取り組んでおるというところでございま
す。将来的にはといたしますか、今、御指摘のございますいわゆる使用料、あるいは病院の料金等々
についても、そういった範囲に入れて財源確保なり、公正な行政執行という観点から取り
組んでいきたいというふうには考えてございます。

○櫻井委員 いろいろ市税等のほうで取り組みを進められているということは承知して
おりますので、そういった中で、公法上の債権のみならず、クライアントベースで考えたとき
には共通する部分は多分にあるかと思っておりますので、水道も督促をし、病院も督促をし、
国保税も督促し、市税も督促しと、ばらばらにやっていっては何かこちらとしても非常に手間
がかかってるなという感じもしますので、その点御要望として、工夫をもうちょっとしてい
ただければというふうにお願いたします。

次に、未処理欠損金についてお伺いします。

これは、代表質問なんかでもいろいろ、るる質問があったところですけども、今回はち
よっと具体的にお尋ねしたいと思います。

行政評価結果報告書で、165ページに病院事業経営健全化の推進というのがございます。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

こちらで事業を推進している中で、例えば成果指標のところを見ますと、病床利用率っていうのが上がったり下がったりしていて、結局、平成18年度の82.9%を超えることがなかったようなのですけれども、こういう、これは成果のうちの一部だとは思いますが、こうしたことも含め、病院財政の立て直しについてももう一度ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○病院事務局 病床利用率に関しては在院日数との絡みがありますので、こちらのほうの在院日数のほうが少なくなっていくかわりに病床の単価が上がっていけば収益の改善が行われるということがありまして、当院の場合、健全化計画、それから公立病院の改革プラン等の中では病床利用率を一定、柱にはしておりますが、実際は病床単価の増と。こちらのほうは計算を読むことができませんので、これぐらいの病床利用率を上げることでこれぐらいの額になるというような書き方をしていますが、病床単価を上げることで収益構造が改善されてきたということで、平成22年度の黒字が達成できたというふうに考えています。

○櫻井委員 ちょっと後でまた質問しようと思っていたこととかぶるんですが、病床の単価の上昇という話でしたけれども、そうしますと、ここに書いてある成果指標で、病床利用率よりは今後は病床の単価を指標としたほうがふさわしいということでしょうか。

○病院事務局 病床の単価を軸にすればいいのかといいますと、そうではありません。今お話ししたように、病床利用率、病床単価、この2つの要因で収益というのが決まってきます。ただ、こちらのほうで病床利用率を軸にしているということは、どれだけうちの病院を使っていたかということによって軸にして、こちらを出しておりますので、収益の構造がどう変わって収益がどう上がったという観点でこの病床利用率が出ているのではなく、この病床利用率はあくまでも、どれだけ使っていたかとかかっていうところの軸において、こちらのほうに上げさせていただいております。

○櫻井委員 ちょっと単価、それから在院日数っていうのは、平成21年から導入されたDPCとも関連してくる話だと思うんで、ちょっと後で質問をさせていただきたいと思います。

未処理欠損金のほうといいますか、財務の話でちょっとまた戻らせていただくんだけれども、減価償却費っていうのは、病院にとって非常に大きいものがあるかと思います。うち約半分程度が建物で、半分程度がいわゆる医療機器かなというふうに見ておったんですけれども、ちょっとその辺の数字をもう一度教えていただけますでしょうか。

○病院事務局 当年度では、建物が9500万ほど、機器及び備品が1億5200万ほどになっております。合計で2億4700万ほどということになっております。

追加で、減価償却の累計額でいいますと、建物が1億800万ほど、そして機器及び備品が1億1300万ほどということになっております。

○櫻井委員 建物についての減価償却は、もう建てたものですから、今から変わるというか、減ることはないと思うんですね、修繕等をすれば、またさらにふえる部分があるのかもしれませんが。一方で、機器、備品のほうも相当数あって、さらに昨年度も相当数、新規に購入されておるかと思うんですけれども、この減価償却と、それからその経年動向といいますか、今後どのような見通しで動いていくんでしょうか。

○病院事務局 医療機器の減価償却についてですが、実際、病院の収益向上を考えると

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

につきますと、医師を含む医療従事者をどれだけ集めることができるか、確保できるかということでもありますので、そちらのほうに関しては大体、今、計画というか、見えている部分でいいますと、平均でいきますと3億を超えない程度がずっとしばらく続くかというふうに考えております。

○櫻井委員 建物のほうもちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、行政評価のほうで、45ページの事務事業の中に市立伊丹病院建物施設等保全事業があります。この事業内容としまして、昭和58年3月竣工の病院で、特に設備面で修繕、更新が必要な時期に来ているというお話でしたけれども、減価償却は、これは過去に建設した分のもんだと思うんですが、さらに修繕費がどんどん積み上がっていくということはあるんでしょうか。この事業では、昨年度は約1億円、どうもお金がかかってるようございしますが、ちょっと建物のほうについての見通しを教えてくださいませんか。

○病院事務局 今、先ほど申し上げましたのは、3億円を超えない程度という部分に関しては、建物を含めた額で考えております。

○櫻井委員 建物含めて3億円程度ということですが、そうすると、例えば建物の経年劣化がどんどんどんどん進んでくると。病院はもう30年ぐらいになるかと思うんですけれども、だんだん傷みも激しくなってくると、一般の鉄筋コンクリートの建物でも、修繕費用ってというのはどんどん積み上がってくると。そうすると、3億円の中で減価償却費を抑えようとする、一方で医療機器の購入のほうを抑えざるを得なくなるとか、そういうことになろうかと思うんですけれども、3億円程度というのは、建物修繕費が伸びたら、その分、医療機器を減らすということなのか。それとも、建物修繕費も含め、建物関係の減価償却費ってというのはそれほど伸びないというふうに見ておられるのか。その辺の見通しをお願いいたします。

○病院事務局 建物なんですけど、もう年数がたってますので、相当傷んでくるということは確かにありますが、実質、構造躯体自体は相当しっかりしておりまして、ほぼ配管等の補修改善ということになります。そちらのほうに関しては、長期的に見て改善していくということで、今言われた、ふえるんではないかというようなことはないとは考えております。

ただ、そうではなく、突然新たな設備、今、発発と言われる発電機が9時間、実際、今ある、貯蔵してる重油で稼働するのが9時間というものがあるんですが、これを例えば今、災害があった場合、3日もたそうというふうにしてますが、これを、実は病院だから、もっと1カ月延ばせというようなことの御要望があったというようなことで、発電機をもう1台追加せよというようなことがあれば、そういうこともあると思いますが、今、普通にこのまま事業を継続していく部分に関しては、医療機器を圧迫するようなことはないというふうに考えております。

○山中病院事務局長 ちょっと課長に補足しますが、病院の建物の保全は、第4次総合計画におきましても、伊丹病院は割と小まめに、今の営繕課と調整して、設備関係のメンテナンスやっております。なおかつ、二、三年前に外壁を修繕するとか、必要な部分について保全を行ってきて、過去の10カ年でやっておりますので、それほど大きな保全でなくて、大体1億程度で今後10年間も改修経費は推移できるのではないかなと思っております。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○櫻井委員 建物は丈夫にできてるということで、この点は安心いたしました。

次に、先ほどもちょっと言及いたしましたDPCの導入についてお伺いいたします。

平成21年より導入されたというふうに聞いておりますけれども、平成22年度は、よりこれが定着して、いろいろな業務の中においても成果が上がってきているのかなというふうにも思うんですけれども、この医療従事者の観点から見て、どういった成果というか、メリットがあったというふうにお考えなのか。また、患者にとってどういうメリットがあったのか。財務上の効果はどうであったのかについてちょっと教えていただけますでしょうか。

○病院事務局 DPCの場合ですね、実際、公立病院と民間の病院とで大きく違いがあるかなというふうに考えているところがあるんですが、公立病院の場合は、医療従事者含めて、徹底した無駄な医療をしないというようなことを以前、してきています。必要のない検査、必要のない医療ということはやらないと。そういうことがありましたので、収益が上がりにくいという構造がありましたが、今回のDPCを導入することで、この疾患に対してこの額ということが決まっていますので、今までのような出来高で、無駄なことをして上げるのではなく、ちゃんと一定、その辺を評価されるということで、当院にとっては特によかった点だと思っております。

あと、例えばDPCを入れると、どうしても入院中にする医療を外来に回して、外来のほうの診療単価ががと上がるっていうようなことがよその病院ではあるということを知ったことがあります。当院の場合は、実際、外来診療がどれだけ上がったかといいますと、1000円程度ということで、よく聞く、5000円ぐらい外来診療の単価が上がったと、どうということも聞いておりませんので、このDPCを導入することで、病院としてもよかったと思いますし、市民の皆様にとっても効率的だったというふうに考えています。

○櫻井委員 DPCの導入によって、いろいろ成果が上がっているというお話でしたので、これも安心いたしました。

一方で、先ほどのちょっと減価償却の話とも関係してくるんですけれども、昨年度もいろいろな、高額な医療機器を導入されています。特に高額なものとしては、例えばMRIの装置、アップグレードっていうのは、例えば一式で5100万円かかっていると。これは22年5月10日に導入されたものについてですけれども、それ以外にもいろいろ高額な医療機器はございますけれども、こうしたものの稼働率っていいですか、ほどの程度使われているんでしょう。といいますのは、一般に日本の病院、伊丹病院がどうかというわけではないんですけれども、日本全体として高額な医療機器がたくさん購入されていて、それがゆえに日本の医療費が高く押し上げていると。例えば、米国に比べて1人当たりの医療費っていうのは非常に少ないんですけれども、ただ、押し上げ要因にはなってるんじゃないかという指摘もあります。特に、MRIなどの機械については、世界じゅうのかなりの割合、日本に集中してあるというような話もありますので、その点、どの程度稼働されているのかなというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○病院事務局 MRIの稼働っていうことで、手元に詳しいデータも、今、持ち合わせていませんが、1日24件、26件というような件数をこなしていると思います。また、CT等では50件というような件数で、これは多分、この兵庫県下でも相当の数だというふうに考

えています。

あと、今、委員、医療費の額を上げてるんじゃないかというようなことをおっしゃっていましたが、例えばCT、MRI、これもちよっと詳しい数字を持っておりませんので申しわけありませんが、日本で受けるのとアメリカで受けるのではもう半額ぐらい違うというふうに聞いておりました、国民総生産で考えても、日本の医療費がアメリカの額に比べれば相当数少ないということを考えても、こういうもので医療費が上がっているというふうには考えられないというふうに思っております。

○櫻井委員 よく使われているということなので、その点もちよっと安心いたしました。

それから次に、病床の再編、職員再配置というのが、行政評価でいいますと、後ろのほうで45ページの市立伊丹病院の機能整備という施策の中の事務事業として市立伊丹病院の機能強化ということで行われておりました、具体的には、事業の内容としましては院外処方の完全実施、診療科の病床の再編、職員の再配置、医師の確保などを行うということで、医師の確保については活動指標ということで、平成22年度については計画値55人に対して実績56人ということで、大変成果が上がっているようでございますが、それ以外の病床の再編であるとか職員再配置、こちらのほうについては、成果のほうはいかがでしたでしょうか。

○病院事務局 成果として、どれを指標にすればいいかということで少し難しいことがありますが、病棟の再編に関しては、すごく短期で、必要なときに必要な診療科のベッド数を何床にするというようなことは行っております。こちらのほう、なぜ行っているかといいますと、救急患者さんの受け入れのためには、夜中とか休みの日にベッド数を確保しなければいけないということで、どれだけ効率的にベッド運用をできるかということにかかっております。それでいいますと、半年に1回ないしは3カ月に1回というような形で、小まめに変わるようなところもありますし、結果、平成21年度で3200件の救急車の搬送受け入れ件数が平成22年度では3400件と、200件以上ふやすことが、ふやすことがという言い方はちょっとおかしいかもわかりませんが、受け入れることができました。

○櫻井委員 順次柔軟にされているということで、この点も理解いたしました。

先ほど、市立伊丹病院の機能整備というところで、病床利用率が上がったり下がったりしてるということをちょっと指摘させていただきましたけれども、そもそもこの病床利用率っていうのは、先ほど、救急のために一定数あけておかなきゃいけないという部分もあろうかと思えます。一方で、収益性を考えれば、なるべく100%に近い形で使ってもらうのがいいともいうふうに思うんですけれども、ある種適正な値といいますか、これぐらいの病床利用率だと理想的だといった数字はあるのでしょうか。

○病院事務局 当院の場合ですね、病床利用率が幾らがいいということは一概に言えません。ただ、現在、稼働病床358という形になっておりますので、その中でどれだけの患者さんを受け入れるかということになってくるかと思えますが、病院の機能等、それが飛躍的に機能が今、上がっていった状態ですので、いましばらくはこの病床利用率の上下する幅っていうのはあると思えます。

実際、多くの取り組みをしてきまして、がん診療連携拠点病院の指名も受けました。また、

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

本年度は地域医療支援病院の申請を県に出したところです。このような病院の機能が上がっていった状態で、これぐらいの病床利用率が一番いいんじゃないかということはなかなか難しいかなというふうに思っております。

○櫻井委員 いろいろ機能向上のために努力されている中で、なかなか、今後とも努力されているということによくわかりました。

最後にちょっとお伺いしたいのは、この伊丹病院だけでなく、もう少しちょっと広い範囲で見たとき、阪神北地域というような範囲で見たときに、もしくは阪神地域、神戸市域ということで見た場合に、例えば私自身の個人質問でもちょっと指摘させていただいたんですけども、三次救急病院は南のほうに、県立西宮病院ですとか兵庫医大ですとか、神戸のほうの三次救急病院もおおむね海沿いに配置されていて、仮に津波が押し寄せてきたときには、もうかなり脆弱な体制になってるんじゃないかということもありますし、また、そもそも阪神北地域に今、三次救急病院が現時点において、ないという状況もございます。

一方で、伊丹病院は、単年度では黒字ですけども累積の赤字が40億円以上と、このような状況は宝塚病院も同じような状況だと思いますし、川西病院にいたってはもっと、単年度でも4億円近い赤字と、累積の赤字も伊丹病院よりずっと多いという状況という、そういう阪神北地域の医療病院状況を踏まえたときに、一方で、伊丹病院も築30年ぐらいたって、今後、そう遠くない時期にそろそろ建てかえなりということも検討しなきゃいけないのかなと。そういうことは、市立宝塚病院も同じころに建築されたということで、同じような状況だと思いますけれども、そうしたことを踏まえて、今後の見通しといいますか、大きな累積赤字がある中で、今後どのように見ていけばいいのかということについて、ちょっと展望なり、ございましたら教えていただければと思います。

○病院事務局 まず三次救急病院についてですが、まず、病院に勤める一人の職員として考えると、委員がおっしゃっているとおり、南にあるんだったら北にもというようなことは御理解することもできるんですが、実際、三次救急をするとすると、相当数のコストがかかります。このコストを当病院、もしくは伊丹市で抱えるということはまず不可能だと。あと、三次救急は高度な医療を要しますので、それだけの人材を集めなければいけないと。そうすると、当病院だけで人を採すというようなことではなく、関連大学含めた多くの人たちの協力がなければ、することが難しいと。今、兵庫県におかれましては、この状況の中でも何とかやっつけていけるというように、以前に質問をいただいたように、圏域を越えた三次救急の体制をとってしのいでいるというような状況であります。ですんで、市立伊丹病院だけで三次救急を何とかするという点に関しては、お金と人材の用意があればできると思います、それだけのことをすることが相当難しいということは御理解していただきたいと思います。

あと、宝塚、川西ともに10年後には、宝塚ですかね、10年後に建てかえがあり、伊丹病院も10年後ぐらいたというようなお話がありましたが、こちらのほうに関しても、この圏域での実際、医療がここ10年でどう変わるかということが医療制度改革の中でも見えない部分があります。実際、国のほうで、当院のような病院は平均在院日数10日というような話もありまして、そうなってくると、どれだけの医療圏を賄わなければいけないのというようなことも、等々、いろいろなことを考えないといけないというふうなことになってきま

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

すが、こちらのことに関しては政治的な判断ということで、どちらかという、議員さんに考えていただかねばいけないのかなど。私たちは、どういう状況があっても、それに耐えるためにいろんな視点で計画を立てております。改革プランの中にも書かせていただいておりますが、経営形態の変更とかそれ以外のことにしても、将来に対してどういう形になったとしても耐えられるように、組織強化をしていくということで改革プランの中でもうたっておりまして、当院のほうは、これからも組織強化をどんどん進めていきたいというふうに考えております。

○櫻井委員　そうですね。ちょっと他の地域、宝塚とか川西についてはなかなかお答えしにくい部分もあろうかと思いますが、一方で、私としまして、例えば川西の市議会議員さんからももう、川西の病院大変なんだけども、ただ豊能町とか猪名川町の話もあるので、なかなかこれをやめてという話にもならないし、どうしたもんかという悩みも聞いておりますので、こうしたところでちょっとしっかり勉強をさせていただいて、また、いろんなお話もお聞かせいただければと思います。

とりあえず、一たんはこれで終わります。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員　先ほど病院事業管理者の御答弁の中で、櫻井はお金の話ばかりしとるというお話もありましたので、ちょっと1点、要望させていただきたいと思います。

そもそも病院経営、公立病院経営、どこも厳しいという背景には、やはり国の制度の矛盾というのもあろうかと思うんです。さっき、事業管理者の中田管理者からもお話ありましたとおり、救急やめれば収益性上がると。逆に言うと、それだけ救急に対する診療報酬といいますが、報酬の価格設定、国の価格設定ですからどうしても実際のマーケットプライスっていうのはない部分ですから、非常にどうしてもそこにゆがみが出てしまう。そこは適正なプライシングができてないということも1つ原因だと思うんです。

一方で、じゃあ、医療費を、診療報酬を上げていけば、決算委員会でも審議しました国民健康保険のほうないし、あちらのほうではそちらのほうはしんどくなってくるということもありますから、一方、全体のいろんなやりくりの中で、そのしわ寄せが公立病院にも来ているのではないかという問題意識もあり、また先ほど来、医師の確保という話もございましたけども、伊丹病院は中田先生の大変な努力の結果、医師は確保できた。しかし、お隣の川西病院は医師の確保ができずに、そのこともあって収益は非常に厳しい状況ということなんです。先ほど来おっしゃられてるように、伊丹病院だけよければいいというわけでもないって話もありました。

そうした意味も含めて国に、制度、こうした矛盾があるということも言っていかなきゃいけないと思いますし、一方で地域、特に阪神北医療圏においてどうあるべきかということも含めて考えていかなきゃいけないと思いますので、中田先生にはまた今後ともいろいろ教えていただきたいという要望をさせていただきます。

○林委員長　ほかございませんか。

それでは、これで質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

御意見のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。

本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第23号は、認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

○休憩

○再開

○林委員長 それでは、休憩を解いて会議を続けます。



報告第24号

平成22年度伊丹市水道事業会計決算

○林委員長 次に、報告第24号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

○櫻井委員 そうしましたら、質問させていただきます。

決算審査意見書の77ページを見ますと、有収水量1立方メートル当たりの収支比較ということで、供給単価147円に対し給水原価が157円32銭と、その差は10円32銭の赤字というふうにありますけれども、済みません、ちょっと基本的なことで恐縮なんです、単価ベースで見るとコスト割れなのに営業利益で2億7200万円の黒字となっている、ちょっとその辺のからくりを教えてくださいませんか。

○水道局 供給単価と給水原価の算出の仕方を説明させていただきますと、まず、供給単価につきましては水道料金収入を有収水量で割ったもので、ですから水道の中の収益的収入の中の水道料金の収入だけを対象といたしております。だから水道料金以外の口径別納付金の収入ですとか営業外の収入は入ってございません。

それに対しまして給水原価のほうは、収益的支出の欄の営業費用と営業外費用を対象に算出しておりますので、ですから、水道局の場合は水道料金以外にも収入がございますので、その分供給単価と給水原価で見たら、ここの監査意見書の77ページに書いてますように10円32銭の赤字という形になってまいります。

○櫻井委員 そうしますと、水道料金以外の収入があるから全体として黒字になるというお話だったんですが、ちょっと水道料金以外の収入というのはどういったものがあるのか教えてくださいませんか。

○水道局 決算書の86ページを見ていただいたら収益費用の明細書というのがあ

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

が、ほとんどまず3条の収益的収入の中で、大部分、90%ぐらいが水道料金の収入が占めております。それ以外の収入としましては、大きいものとしましてはその他営業収益の欄の中に口径別納付金収入というのが22年度決算では約1億3800万ぐらいございます。その他営業外収益としましては、雑収入が一番大きいんですけど、1億8000万円程度ございまして、雑収入の内訳では下水道使用料の徴収事務の受託収入が約8200万、退職手当の負担金の収入が約5900万等々、今申し上げましたような収入が水道料金以外の収入でございまして。

○櫻井委員 そうしますと、ちょっと水道でほかとの比較という意味で、比較するのは適当かどうかのかわかりませんが、次に審議予定の工業用水のほうで見ますと、供給単価は57円で給水単価は47円というふうになってまして、随分水道のほうの方が3倍近くのお値段になっておるんですけども、その辺の構造をちょっと教えていただけますでしょうか。

○水道局 工業用水道事業会計のほうは料金体系が責任水量制ということで、基本料金の1トン当たり27円50銭にこれに申し込み水量である契約水量を掛けた分を基本料金という形で徴収をいたしております。ですから、工業用水のほうは使用水量に関係なく、契約水量で水道料金をいただいておりますので、それで若干、昨今の各企業さんの効率的な水使用の促進によりまして実際の契約水量と実使用水量が乖離が生じてきておりまして、実際の使用水量から供給単価を出しますと、本来は27円50銭で基本料金としていただいておりますが、実給水率が約50%ぐらいでございまして、供給単価として見たら先ほど言われました倍程度の50ないぐらいの供給単価となっております。

○櫻井委員 工業用水とはそもそも配水の仕方もいろいろ違うかとも思いますんで、その点は了解いたしました。

次に、行政評価結果報告書のほうで、水道事業経営健全化……。

○林委員長 何ページで。

○櫻井委員 済みません、163ページで、水道事業経営健全化の推進という施策の中で、水道事業経営健全化推進事業という事務事業がございまして。この経営健全化推進事業ということなんですけれども、これで給水事業の経営安定化に取り組んでいるということなんですけれども、これは活動指標が有収水量になっておりまして、これではちょっと本当に成果が上がったかどうかというのが見えてこない部分があるかと思っております。といいますのは、夏が暑かったりすると水道の利用量がそもそもふえると。別に水道事業として頑張ろうが頑張るまいが水の水量が外的要因でふえたり減ったりすると思うんですけども、一方で、経営健全化の推進をいろいろ頑張られていると。この事務事業の効果についてちょっとお話しいただけますでしょうか。

○水道局 行政評価システムの中の水道事業経営健全化の推進ということで、一応指標名では有収水量というのをここでは上げてございまして、先ほども申し上げましたように、水道事業にとって収入に占める水道料金収入の割合が約90%ということで、水道事業の経営していく上で非常に重要なものが水道料金収入になってございまして、ここの指標ではちょっと有収水量を指標として上げさせていただいております。

それで、経営状態を見る指標としてはいろいろあるわけですが、この行政評価シ

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

システムの中で上げておられますのは、経常収支比率であったり、これは経常収入と経常支出を比べておる指標なんですけど、真ん中辺に成果指標というのが載っておると思うんですけど、あと先ほどの料金回収率、これは供給単価と給水原価を比較したもので、こういったもので健全経営ができてるかどうかいのを反映できるように成果指標としては上げておるところでございます。

○櫻井委員 一方で、給水単価当たりの赤字幅ですね。これは供給単価と給水単価の引き算だと思んですけども、赤字は1.6円程度悪化しているというふうに聞いておるんですけども、それで認識は正しいでしょうか。

○水道局 先ほども監査意見書に書いてあるとおり、1.6%赤字幅がふえておるということで間違いはございません。

○櫻井委員 そうすると、単価当たりの赤字がふえてるということは、なかなか経営健全化の推進という観点からちょっと逆の結果が出てるのではないかというふうにも感じます。

それから、あと事務事業のほうの数字で、有収水量はふえてるわけですからむしろ単価当たりのコストは下がる傾向にあって、こういう単価計算をするときには21年度と比較した場合に有利になるはずなのに、それでも赤字幅がふえてるというのはどのように理解すればよろしいでしょうか。

○水道局 供給単価につきましては、ちょっと水道料金の収入をいろいろ分析をいたしますと、どうしても少子高齢化等々の影響、あるいは昨今の経済情勢等々の影響もありまして、水道料金、多く使えば使うほど逓増型の料金体系になっておるんですけど、それに引きかえ一般家庭で御使用いただく口径25ミリ以下の水道料金については、原価より安い金額で単価設計をいたしておりますので、一般家庭で使う使用水量がふえればふえるほど、先ほど申し上げました供給単価は減ってまいりますので、そういったこともあって赤字幅がふえたりすることもございますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○櫻井委員 ちょっとその辺のからくりは今の話で半分理解できたところあるんですけど、またちょっと詳細なデータがないとわからないところもありますので、また今後勉強させていただきたいと思えます。

次に、施策名で水道の安定的供給という施策でございます。行政評価結果報告書13ページですけれども、そもそもこの施策名にあるとおり、水道事業の一番の目的というのは安定的供給だろうというふうに思えます。伊丹市の現状としましては、基本的には伊丹空港の滑走路の部分とかは当然給水はしてないでしょうけども、それ以外の地域には水道は行き届いた状態になってるというふうに理解しておりますので、水道を今後普及させていくということは必要ないんだろうなというふうに思えます。つまり、既に引いてある配管をちゃんと補修しながら確実に安定的に給水されるように努力されていくということなんだろうと思うんですけども、そうした観点からすると、成果指標として最も適切だと私が考えるのは、断水に関する事項なのかなと。断水がどうやって、時間でやるのか、日数でやるのか、件数でやるのか、それはちょっとわかりませんが、断水はどの程度起きていたんでしょうか。

○水道局 今、断水の事故に対しての質問かと思いますが、管路の事故による自然の破裂事故、これはもう前年度1件だけでございます。あと、他工事による、ガス工事等によります

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

事故件数は10数件起きてます。

○櫻井委員 他工事による断水って、すなわち、例えばさっきガスとおっしゃいましたが、ガスの工事などほかの工事で誤って水道管を傷つけたりして、その結果断水が起きたということなんですか。

○水道局 はい、そのとおりでございます。

○櫻井委員 道路の下にはいろんなものが埋まっています、それはそれで工事される方いろいろ大変なんだろうと思いますけれども、まず1点目として、やっぱり目標として安定供給と言っている以上、成果指標として断水っていうのがここに上げられるべきではないかと思っておりますので、その点についてお願いしたいと、御意見をお聞かせいただきたいというのと、それから断水はそこそこの件数あったということですが、それについての改善策についてお聞かせください。

○水道局 断水が起こります原因としまして、管の老朽化がまず上げられます。老朽化の対策につきましては年間大体6000メートル、これを目標に毎年改良をやっておるという現状でございます。

あと、事故に対する対策でございますが、これは他工事におきましては事前に協議をやりまして、できるだけ立ち会い等する中で事故を減らしていくという、こういう努力をやっております。

○櫻井委員 それから、この施策の中で、事務事業の一つとして、水道事業第4期拡張事業というふうにございますけれども、ちょっとこれどういうふうに拡張されているのか教えてくださいませんか。

○水道局 第4期拡張事業の内容でございます。これにつきましては、県営水道、これの受水施設の計画に関する事業が第4期拡張事業になっております。

この計画についてでございますが、現在局で所有しております荻野8丁目の所有地に県水を受水するための受水施設、2000トン規模の配水池、それに伴います施設の建設を平成25年より3カ年という計画で現在持っております。ただし、着工時期につきましては、建設にかかります費用が我々の試算では10数億という試算を上げております。これが水道経営のほうに与える影響が多大であるということもございまして、まずほかの耐震計画、耐震化工事との事業費の絡みもございまして、この辺の経済情勢、長期的な資産運用等検討する中で、着工する時期については今後検討していきたい、このように考えております。

○櫻井委員 済みません、今の荻野の県水用の貯水池は、そうすると本体事業の前の準備のための用地取得のため、用地は取得は済んでるわけですね。

○水道局 この事業計画自体が昭和49年ごろに認可を受けまして計画をしておる事業でございます。それから継続事業として現在に至っておるわけですが、用地の取得につきましては昭和50年に取得済みでございます。

○櫻井委員 済みません。そうしますと、何にお金がかかっているのでしょうか。

○水道局 今回、まだ用地を取得しておるのみでございまして、今までかかっているお金という質問ですね。これに伴います配管網の整備、外側からの整備を順次やっておるといことです。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○櫻井委員 事務事業のシートを見ますと、経費で1億2800万円というふうな数字が上がっておりますけども、これは大体おおむね配管工事に関するものだという理解でよろしいでしょうか。

○水道局 はい、そのとおりでございます。

○櫻井委員 荻野のほうの貯水池の話はわかりました。今後検討されるということで、今度の予算委員会なりでまた審議されることとしますので、またそのときによろしく願います。

一方で、大きな設備投資として言われておるものとしてもう一つ、千僧の浄水場の耐震補強工事というものもあったかと思うんですけども、こちらも相当の金額の工事費が予想されるんですけども、こちらのほうの計画状況はいかがでしょうか。

○水道局 千僧浄水場の耐震化計画でございますけども、平成7年に兵庫県南部地震というのがございまして、施設内も軽微ではございますが被災しております。

まず、それ以後ですが、平成12年度に管理棟の耐震化、これを行っております。あわせて14年には中央監視システム、これの二重化というものを行っております。平成17年には、平成14年から始めました高度浄水施設の整備事業、これが完了いたしまして供用開始しております。この工事のときに高度浄水施設は耐震設計で施工しておりますし、それから沈殿池がございまして、これについても耐震補強をやっておるところです。

残りの施設についてということでございますけども、現在、耐震診断を行っておるところで、平成21年に耐震診断基準というのが改正になりましたので、それにあわせてできるだけ合理的な耐震補強、こういったものを考える上での診断を現在行っておるところでございます。

○櫻井委員 ことしの3月に東日本大震災もあって、地震に対する考え方っていうのもまたいろいろ変わり得ることもあろうかと思っておりますけども、また兵庫県においては東海・東南海・南海地震の三連動地震ということも想定されておりますので、そうしたことと、一方で多額な費用がかかると。金額についてもちょっと教えていただきたいんですけども、そうしたことを踏まえてどのような見通しを持っておられるのか、ちょっとお聞かせください。

○水道局 まず、千僧浄水場の浄水施設、これについての具体的な金額の算定は今のところ行っておりません。今回の東日本大震災も含めてですが、従来の耐震設計、こういったものからいたしますと、それで不十分であってもコンクリート構造物が破損していないというふうなものもございます。それから、現在、東北地方で浄水施設がだめになったところっていうのは、コンクリート構造物が崩壊したっていうものよりも、やはり津波、こういった海水で水がかぶってというところが多いように聞いております。

ですから、従来の考え方でいきますと、非常に多額な費用がかかるわけですけども、そういったものをもっと合理的に、いろいろ実情に合わせて設計していこうというのが平成21年の耐震設計の指針というふうになっております。

○櫻井委員 浄水施設の被害について、津波の被害が大きかったというお話でしたけれども、今回の東日本大震災の特徴としまして、各地で液状化も結構起きていたということがあろうかと思っております。これは揺れの大きさというよりは揺れの時間的な長さが長かったということ

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

で、揺れが阪神大震災に比べて小さくとも揺れてる時間が長いとやはり液状化の被害が起きると。千葉県の浦安市なんかでは大変な被害が出ておるわけですけども、そうした観点での被害の想定っていうのはいかがでしょうか。

○水道局 液状化につきましては、もともとの地層の問題がございます。伊丹は割とかたい地層が多いということなんですけども、地層とそのときの揺れの状況というのが出てきておるんですけども、このあたりについては特に今のところ問題にはなっていないというふうに認識しております。

○櫻井委員 この辺はちょっと高い地域で、昔から陸地だったと、縄文時代もこの辺は陸地だったということで、その点ではそうかなというふうにも思います。

あと幾つかもう少しお尋ねしたいんですけども、一方で水道事業の中で直結給水方式というのを順次進められておるかと思うんですけども、事務事業の中では水道管配水管改良事業というのを、13ページの施策、水道安定的供給の中の事務事業として、水道事業配水管改良事業ということで進められておるかと思うんですけども、一方で特に小・中学校ですね、夏休みの間、長い間水道を使わないと。休み明けて水道、蛇口をあけると赤い水が出てくるといった問題もあって、そうした学校施設においても直結給水方式というののニーズが非常に高いのかなと思うんですけども、これの整備状況について教えていただけますでしょうか。

○水道局 小・中学校への直結給水の件でお答えさせていただきます。

現在、伊丹市では、3階建ての建物まで配水管の直圧で給水可能と。それ以上の施設につきましては、受水槽を設けてもらうかポンプによる加圧と、こういう形になっております。

学校につきましては、大体4階以上の建物になっておりまして、これはどうしても全部が直圧ではできないという構造になっております。ということで、受水槽を設けるか直圧にするかということになってくるかと思われませんが、受水槽といいますのはメリット、デメリット両方ございまして、受水槽をなくして全部直圧にするっていうことになりましたと、先ほどからも出てますように、緊急時にもうそこは断水になってしまうと、こういうデメリットを持っております。

そういうことで、1階部分に水飲み場、手洗い場等を設けまして、ここは直圧で整備すると。それ以外については貯水槽を設けてそこへたん水をためるという2系統にすれば両方メリット、デメリットをカバーできるかなと、こういうふうに判断しておりまして、設置者、教育委員会、学校側ですね、これとの協議の中で、こういう方向で今進めておるところでございます。

○櫻井委員 いろいろ工夫されて進められておるということですが、進められておる状況はどんな状況でしょうか。

○水道局 小学校17校ございまして、そのうち11校がこの形になってると聞いております。中学校につきましては8校のうち3校が整備済みということで、私ども申請が出てきまず、調べた中ではこういう数字になっております。

○櫻井委員 結構現在においても小学校で半数以上、中学校でも半分弱ということの整備状況で、今後これが進められて、残りの学校も進められていくという理解でよろしいでしょう

か。

○水道局 先ほども申しましたように、給水装置という部分になりまして、最終的な設置の管理者というのが教育委員会のほうの管轄になろうかと思えます。そちらのほうの判断で、これからの事業については進めていかれるのかなと、そういうふうに理解をお願いしたいと思えます。

○櫻井委員 わかりました。これはじゃあ、ここから先の質問は教育委員会にすべしということで理解いたしました。

それから、お金の話で先ほど来、ほかの会計でもお尋ねしておるんですけども、未収金について2億4600万円、帳簿の上で計上されておるんですけども、そのうち問題となるのは6月末時点でも未収となっている8900万円かなというふうに思っておりますが、まず、この事実関係、これで正しいでしょうか。

○水道局 貸借対照表上で、2億4640万8921円が3月末現在で未収として計上をいたしております。そこから4月から6月に収入された金額が1億5689万5225円ございますので、6月末現在の未収金は8951万3696円でございます。

○櫻井委員 事実関係を承知いたしました。

先ほど来、これもお尋ねしておるんですけども、8900万円っていうのは決して少ない数字ではないと思うんですが、これらの回収の努力というのはどのようにされているのでしょうかということでお尋ねいたします。例えば、伊丹市全体で見ますと、市税や国民健康保険税などの回収においてはいろいろ努力をしているというところでございます。

一方で、この水道については、私法上の債権という最高裁の判例もあるというふうにも聞いておりますので、市税の徴収と同じようには扱えない部分もあろうかと思えますが、一方で水道料金を払っていない、あと下水も払っていないという方は、市税も払っていないかなという可能性も、共通してる可能性も多分にあるところですので、こうしたある種クライアントと呼ぶのが適切なのかわかりませんが、払っていただけない方があちこちで共通してるのであれば、まとめて督促をするなりという方法も有効かと思えますけれども、その点、先ほど副市長にも既に御答弁いただいておりますけれども、水道のほうでももう一度ちょっとその点確認したいんですが、そうした可能性も含めて徴収の努力についてちょっと教えてください。

○水道局 料金の収入ですね。これにつきまして、まず水道、営業の部分につきまして、検針、要はメーターはかかったりとか、それから、それに基づいて料金を徴収、そういう業務につきまして、今関電サービスというところに民間に委託しているという状況でございます。

徴収の部分もお願いをしている部分でありますけれども、まず業務の中で検針後納付書であったりとか、それから口座引き落としというような形で納付をしていただきます。その納付状況を見て納期までに入っていない場合、督促という形で督促状を送らせていただいております。そこで大分納めていただけるわけですが、委員からも御質問にありますように、なかなか納めていただけない方が結構いらっしゃるというのが現状でございます。

次の段階としまして、私どもの滞納整理の一応手続の要領を定めておるんですが、その中で、未納の方について4カ月分になりますけど2期、あるいは10万円以上の滞納のある方、

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

こういう方につきまして給水停止予告という形でまずお知らせをさせていただきます。一応これが催告という形を兼ねておるわけですが、そこで言い方悪いですが、揺さぶりをかけて納めていただくような形にさせていただいております。

なおかつ、その状況で納めていただけない場合に、いよいよ給水とめますというお知らせを、実際にそういう形を通知をさせていただいて、現場まで行くという形になります。そういう形で、実際にその現場で納めていただける方もいらっしゃるわけですが、そこで大分納めて、ちょっとでも努力して納めていただけるという状況で、少しでも納めていただければその場は給水停止をしなくて、定期的に納めてくださいねということで納付の計画を出していただいたりとか、そういう形で約束をして帰る。この場合にいらっしゃるのか、どうしても納められないという場合についてのみ給水をとめるというふうな形で手順を定めて、実施しているところでございます。

○櫻井委員 そうしますと、例えば3月末の時点でまだ未収になっていて、そこから4カ月程度たつとなると、7月、8月ぐらいにそうしたちょっといわゆる厳しい通知が行くのかなと思いますけれども、そうしますと、今ぐらいの時点では、6月末時点で8900万円残っていたものを大方回収できるという理解でよろしいでしょうか。どの程度残ってますでしょうか。

○水道局 この未収金について、前の分もかなり残ってますので、全部が全部、前年度、22年度の方ではございませんので、額的には劇的に減るということはないんですが、22年度末現在の滞納の方で、それがどれぐらい減ったかということ、過年度分、要は21年度以前の未納分についてはおよそ8%ぐらいしか減ってないんですけども、22年度分、1期から6期分についてはおおむね半分ぐらいは減ってるという状況でございます。

○櫻井委員 ほかの市税なんかでも未収金というのはいろいろ問題になっておるんですけども、水道の場合、特徴として水をとめるというある種強行手段があるということで、ほかよりはうまくされてるのかなという印象を持ちました。

最後の質問なんですけども、これは別にこうしろと言っているわけではないんですが、民間にできることは民間にということがもう随分前になりますけれども、5年ぐらい前にいた総理大臣が盛んにそういうことを言っていたということで、それ以降、いろいろ民間のノウハウも生かしながらということが行われていると。伊丹市におきましても検針等については関電サービスをお願いされているということでしたけれども、それ以外にもいろいろ民間で、世界的に見ると民間で水道事業を運営していくということは多く行われていると。日本では余り一般的ではないですし、またいろんな法律等の問題もありますから、いきなり民間にという話にはならないんだと思いますけれども、一方で日本企業、例えば、私自身、昔銀行で海外融資をやっていたもので、そのときには三菱商事がフィリピンのマニラの水道に、それまでここでやっているような公社のスタイルだったものがそれではマネジメントがうまくないので外資を導入するというので、三菱商事が手を挙げて入ってきたということで、その後劇的に経営が改善されて、非常にきちんと水道も行き渡るようになったし、また適切に料金も回収できているというような状況になっていて、非常に成果を上げていると。個別の会社を余りいっぱい上げるのもどうかとも思いますけども、三菱商事は海外でもいろいろ

水道事業を展開している。

一方で、日本国内ではなかなか日本企業も外国企業も含めて入ってきていないという実情があります。そうした観点で、もしかしたら今後民間活力をもっと導入せよと、ないしは日本企業がもっと海外に出て行って水道事業をやったときに、どうして日本国内ではそれをオープンにしないのかという議論にもなってくる可能性はあると思うんですけども、そうしたときに、こう展望して民間活力の導入の仕方っていうか距離感ですね。今のスタイルのほうがいいっていうのであればそれはそれで一つの考え方だと思いますし、いろいろ工夫していかなくちゃいけない部分もあるのかもしれないと思いますし、その辺についての考え方について教えていただければと思います。

○石割水道事業管理者 水道事業に対する民間委託の考え方ということだと思いますが、まず、水に対するとらえ方ですよね。私どもの伊丹市の水道というふうに限定して考えれば、まず水利権を淀川のほうからとってるということと、それから猪名川、武庫川からとり、そういう水源確保をどうしてるのかということもまず1点ございます。そういうところは公が担うということになれば、そういうことかなと思うんですけども、水利権の確保までも民間がやるということについては非常に難しいのかなというふうにまず思います。

水道事業の管整備を民間に委託するということになれば、管路の全体像がきっちりと把握、民間ってできるのかなと。例えば民間事業者が10年20年同じ業者であるということになれば把握ができるかと思えますけれども、具体的にどの箇所が非常に管が今弱いとか、そのところを修理をすればどこのところの管にまで影響行くかという、ある意味では職人的な経験の勘というものが必要なところもございます。そういうのはやっぱり経験豊かな人でないとまずわからないだろうということとか、あるいは漏水をなるべくとめるということによつて、これまた有収率を高めるということになりますので、漏水をすればそれだけ水道料金ははね返ってきませんから、有収率をいかに高めるかとなれば漏水率をいかに抑えるのかということにつながってきますので、そういう漏水をしてるとこの場所を把握するというのも、これもある意味では職人的な勘が必要なわけです。

そうすると、そういうものすべてを考えますと、そういうことにたけた業者がいてるのかということになるかと、そちらのほうにまたつながっていかうかなと一つ思います。

それから、浄水場のほうでいいましても、今度の施設管理も含めて円滑に給水を行うということになりますので、その配水池等の施設整備ですね、そういうものをどう把握してるのかということもまず一つ必要かなというふうに思います。

そうしますと、水道のマネジメントという全体を見たときに、民間でそれができる業者がいてるのかということになりますと、私どものほうとしては今、そういう情報は持ち合わせていないということになります。最初からこれを建設するということになればまた別ですけども、もう既に水道を布設してかなりの年数がたつてるといふようなところで、これからメンテが必要になるところになるということについて、そういう施設の面での民間委託ということになれば、やはり民間のノウハウを生かせる箇所に限定したものになるかなというふうに思っております。今現在では、私どものほうは営業部門と、それから給水の監視部門について民間委託を推し進めていると、こういう状況でございます。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

○櫻井委員 よくわかりました。実際問題、海外でいろいろ民間企業ベースで給水事業、水道事業をやっているという例はたくさんありますけども、一方で、例えば漏水率にしても数字を見た場合に日本の漏水率の低さっていうのは世界的に見ても際立っているというふうに思いますし、そうした技術的な蓄積も含め、いろいろ総合的に勘案した上で、しっかりと検討するというのは別に変えろという意味ではなくて、今のままでいいのであれば今のままがいいんだという結論ですね。ただ、市民の皆様から、何でほかは民間でやってるのに、日本では公営企業じゃなきゃいけないんだというふうな疑問を持たれたときに、しっかりと答えられるようにしておいていただきたい、これは最後、要望でございます。以上で終わります。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○林委員長 そのほかございませんか。

ないようですので、それでは、質疑を終結いたします。

続いてこれより討論に入ります。

御意見のある方どうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。

本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第24号は、認定すべきものと決定いたしました。



報告第25号

平成22年度伊丹市工業用水道事業会計決算

○林委員長 次に、報告第25号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

○櫻井委員 契約水量についてちょっとお伺いいたします。

契約水量と、それから実水量、実際に給水されてる量は先ほどの話で約半分程度というお話ありましたけれども、まずちょっと事実関係の確認として、そういう率、何%でしょうか。

○水道局 決算書の121ページをお開きいただきたいんですが、そちらのほうに上の段の真ん中に給水量というのが載っております。これが各企業さんが1年間に使った年間の給水量でございます。

一方、その下の段を見ていただいたら基本水量というのがあるかと思うんですが、これが企業さんから申し込んでいただいている契約水量でございます。上の615万6473トン割る下の基本水が1234万3595した数字が給水率となりまして、22年度では49.

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

9%となつてございます。

○櫻井委員 企業のお話ですと、やっぱり契約水量っていうのは実際半分しか使っていないけれども、その分お金払わなきゃいけないっていうので、それはそれで非常に負担があると。伊丹で事業をやめてよそに行かれたり、よそっていうのはこの近くのどっかに、伊丹市外で兵庫県内のどっかに行かれたり、ないしは海外に行かれる場合にはとめようがちょっとないかとは思いますが、伊丹の水道料金がちょっとしんどいなというのも大きな理由ではないにしても小さな理由の一つだという話も聞くところです。

そうしたところで、やっぱり出ていかれる企業をとどめおくということの一つの方策として、契約水量を変更するという事は可能なんでしょうか。

○水道局 まず、工業用水道事業の料金体系につきましては、全国ほとんどの90%を超える事業体で責任水量制を採用をいたしておりますから、伊丹市から出られてほかの市に移られても、そこが工業用水の事業を行っておれば、恐らく責任水量であろうかと思えます。ですから、一概に伊丹市の工業水道事業が責任水量制を採用していることが企業の撤退にはつなげてはならないのかなという気はいたしております。

それとあと、責任水量制を採用しております理由といいますのが、基本的に工業用水につきましては各企業さんからの申し込み水量に応じて水道局のほうが申し込み水量に見合った配水管を布設したり、あるいは水源の確保を行ったりしております。その投資にかかった経費を後年度責任水量として各企業さんに御負担をいただいております。これによって長期にわたって安定的に産業活動に必要な工業用水を安定的供給を図っていくというのでございますので、基本的に契約水量の減量等々についても原則は認めていないというのが現状でございます。

○櫻井委員 済みません。ちょっと私自身、責任水量制という制度に対する理解が不十分なところがあるみたいなんですけど、これもし企業が伊丹から出ていった場合でも、責任水量制の分の料金を払わなきゃいけないということなんでしょうか。

○水道局 伊丹市から撤退された場合は、水道料金の収入はもう入ってこないわけですが、そのかわりに契約水量分を撤退負担金という形で、一部起債の未償還の残高と水利権を確保するために払ってる割賦負担金の未償還の残高と、企業さんの契約水量等々から出した撤退負担金というのを撤退される企業さんから負担をいただいております。

○櫻井委員 そうしますと、ちょっとその撤退負担金の金額はどれぐらいになるのかっていうのはケース・バイ・ケースだと思うんですけども、一方で、新しく別なところに、別な工業団地に行きましたというときには、そこで責任水量制のもとを新たに契約をするんだと思えますけれども、例えば伊丹で使ってた分の半分の水量ということで新たな場所に行ったときに契約をすると、いわゆる責任水量としての契約水量は半分にするという仕組みなんでしょうか。

○水道局 今度新たに他市に行かれまして、実際に今使われてる、今は企業の工業的水使用というのは進んでおりますから、実際に使われてる分だけ行かれた市町村のほうで給水の申し込みをすれば、その契約水量分の水道料金の負担だけで済むという形になると思えます。

○櫻井委員 逆に、企業さんにとって、契約水量の負担が経営判断にどの程度影響を与える

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

のかっていうのもちょっとまだ私自身十分に調べ切れていないところもありますので、またちょっとよく話を聞いて勉強していきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○石割水道事業管理者 他市との比較のお話なんですけれども、工業水道の料金につきましては、例えば伊丹市は27円50銭というふうになっておりますけれども、例えば神戸市であれば42円とか、大阪市であれば35円、大阪府であれば46円というふうに、私どものほうは非常に低料金で提供させていただいておりますので、そういったことも含めての比較になろうかなというふうに思います。

○櫻井委員 多分、行かれる方はそういうところではない地域に行かれるんだと思いますけれども、とにかく一応また私自身勉強させていただきます。

最後にちょっと質問なんですけれども、行政評価結果報告書をしっかり見るというのを今回、一つテーマに思って決算委員会に臨んでおるところなんですけれども、工業用水についての行政評価をちょっと見つけることができなかつたんですが、これはちょっと私が見つけられなかつただけなんでしょうか、どっかに入ってるんでしょうか。

○水道局 工業用水道事業については、ちょっと行政評価の施策の中には今現在入っておりません。

○櫻井委員 それはどうして入っていないんでしょうか。

○水道局 多分、水道事業と比較しまして工業水道事業については、先ほど説明しましたように責任水量制で料金体系採用しておりますので、経営的に見まして非常に今まで安定しておつたということで、特に施策のほうには入れてないんじゃないかと思っております。

○櫻井委員 行政評価の対象するしないというのは水道局さんだけではなくて、総合政策部で判断したりする部分も多分にあるのかなとも思いますけれども、一方で、水道事業もそうですけれども、工業用水の事業においてもやっぱり安定供給っていうのが一番大きなテーマで、そうするとやっぱり例えば断水をなるべくしないであるとか、そういったことは一つ指標として、成果としてしっかり見ていかなきゃいけないと思いますし、そうした観点から、やっぱり行政評価をしっかりと行うべきではなかろうかというふうに思うんですけれども、総合政策部長いらっしゃらないんで、副市長、もしお答えいただければ。

○川村副市長 私もちょうとつぶさには行政評価結果報告書見ておりませんが、施策の数も一応絞り込んでさせていただいておる、それと、ある程度対象者が極めて限定的な事業については施策評価の対象にしておらないというふうにとらえてございます。

ただ、今、委員おっしゃったように、上水と同じように工水についても産業活動に対する安定供給というのは当然のことでございますので、今御意見として伺いをし、今後行政評価、あるいは施策評価の中にどういう形で盛り込むか研究してみたいと思います。

○林委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いてこれより討論に入ります。

御意見のある方どうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して表決に入ります。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

お諮りいたします。

本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第25号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

○休 憩

○再 開

○林委員長 休憩を解いて、会議を続けます。



報告第27号

平成22年度伊丹市交通事業会計決算

○林委員長 最後に、報告第27号を議題といたします。

本件につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 まず、行政評価結果報告書に基づいて、数点質問させていただきます。

まず、135ページに安全快適な市バス事業の推進というのがございます。先ほど西村委員からも成果指標について質問ございましたけれども、施策の目標というところで、利用者だれもが安全快適に移動ができるということが目標になっております。安全というところで先ほど質問があったわけですが、一方快適といったところで考えますと、やはりバスの遅延がないと、時間通りに運行されるということが利用者にとってのある種快適性といえますか、ということだと思っんですね。バスの遅延状況についてちょっと教えていただけますでしょうか。

○交通局 バスの遅延状況についてでございますけども、今現在、市営バスはおおむね順調には運行はしておるんですが、雨天、特に雨になりますと5分、それから10分近くの遅延が発生してるというふうに御指摘をいただいております。ただ、その遅延に関します苦情といえますのは、特段大きな形ではちょうどはしてないという状況にございます。

○櫻井委員 私もいろんな声を聞く中で、以前は結構渋滞などもあって、以前というのは10年とかそういう昔の話ですけども、結構おくれることもあったけれども、最近は時間どおりに行くからかえってびっくりしてしまうとか、そういう話も一方で聞きますし、他方でおくれたらといって、私なんか朝、駅で駅立ちといえますか、活動してますと、市バスがおくれたのを何とかしてほしいといって文句を言われることもあるということでございますが、市民の皆様に対しては、余りおくれてないということであれば、そういったことをしっかりと説明できるように、例えばこの成果指標3つとも今埋まっておりますけれども、

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

何らかの形で、こういう運行状況ですということをお示しいただけるように工夫していただければと思います。

一方で、安全快適な市バス事業の推進の中で、事務事業としまして、市バスサービス向上推進事業というのがございます。こちらを見ますと、総合評価としまして、星が1つとなっておりますけれども、これはどうして低い評価になっておるのでしょうか。

○交通局 これに関しましては、評価に非常に苦慮するテーマでございます。実際にこれは何を指してるかと言いますと、研修を実施するということで、平成21年、22、23ということで、プログラムを固定して構築しまして、民間の講師をお呼びして、乗務員を1日抜いて、いろいろな角度から研修するというふうなことでやってまいりました。そういう意味では、計画どおりに進めてございますし、おおむねカリキュラムのほうも適正にできたものというふうなことで考えてございます。そういう意味で、実行という点から見ますと、それなりの評価をしておるんですけれども、現実問題、これを何をするかというのは、サービス向上、その前段として安全運行ということになります。そうしましたときに、私ども恥ずかしい話ですが、事故件数そのものは決して減ってよくなったというふうなことで胸を張れる状況にはないというふうなことも加味いたしまして、ここについては星一つという評価にしたというところでございます。

○櫻井委員 事故のことについてここで反省をされているということで、一つ理解できるんですけれども、一方で、先ほど来西村議員から質問もありました事故件数、対前年割合というところで、平成18年の数字を見ますと実績が73.5%ということで、これは非常に成績が優秀だったと。ここで、非常に平成18年がよかったがゆえに、その後ずっと上がってきてるのかなとも解釈できるんですけれども、つまり平成17年以前の数字と比べて、特に高くなっている平成21年、22年ごろは、それと比べても悪い数字なのかどうかというのを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○交通局 平成18年につきましては、主に原因が私どもにある、あるいは相手方にある、そういう垣根を外しましてトータルで36件ございました。19年が38件、20年が39件ということになってございます。21年度に54件で、22年度は残念ながらまた57件と、さらにふえたという状況にございます。

これにつきましては、一定、本会議の中でも管理者のほうから御答弁申し上げましたが、その原因といいますか、相手方が一つは自転車等との接触が急増したというふうなことが20年度にございました。21年以降につきましては、そちらのほうが減る傾向にはございますが、今度は車内の事故ということで、車内で転倒されてけがをされるといったことが急増してきたという背景がございます。

私どもとしましては、その原因を一つ一つ、事故の傾向からその原因を突きとめて、それに対応するような形で対策をそれぞれには打ってきておるんですけれども、いろんな形で事故が出てきているというふうなところもございまして、その辺のところの対策がまだまだ不十分というふうな受けとめ方をしております、それに今後そういったことも踏まえて、より効果的な策を講じてまいりたいと、このように考えております。

○交通局 失礼します。18年以前の件数をちょっと参考にお伝えさせていただきますと、

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

委員御指摘のとおり、15年が今年度と同様の57件でございます。それから16年が51件、17年度が49件ということで右肩下がりになってございまして、18年度が今でございますように36件ということで、まさに指標としてはそういった形のところを押さえておったと考えております。

○櫻井委員 そうしますと、過去10年弱を見回すと、平成18年、19年、20年ぐらいは成績が非常によかったと。それ以前とそれ以後は50件前後というので、逆に平成18年から20年までの間、なぜ成績がよかったのかということも気になるところでありますので、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○交通局 失礼します。先ほど次長のほうからも御答弁ありましたように、今現在乗務員指導というのを3カ年計画で進めてございます。ということで、23年度、今年度は22年度から3年という形になってございます。その前が17、18、19ですね、ということで非常に件数が高かった時点に関しまして、研修そのものの方向性を変えていったというような形を基本的に考えてございます。

○櫻井委員 ちょっと今あれこれ聞いてもなかなかそれ以上のお答えも難しいと思いますので、ちょっともしかしたら3年ごとの、前のプログラムがよくて今回のプログラムがそれほどよくないとか、何かいろいろ理由がもしかしたらあるのかもしれないので、さらに分析をしていただければと思います。

次に、もう一つ交通事業に関する行政評価としまして、164ページに交通事業経営健全化の推進という施策がございまして、164ページ。こちらの中事務事業としまして、交通事業経営健全化推進事業というのがございまして。この事務事業のちょっと中身を見ますと、これは事業内容としまして市バスの不採算公共路線、それから生活維持路線に対する補助、超低床バス購入に対する補助ということで内容がなっております、事業の目的が地方公営企業の健全化に資するためというふうにあります。

これはもしかしたら総合政策的な観点からとの質問になるかもしれませんが、この事業内容と事業目的っていうのがちょっとちゃんと合っていないんじゃないかという気がしております。といいますのは、不採算路線であっても補助金を出して、それで運行してもらうということは、ある種福祉目的の、福祉っていうか市民の円滑な交通という目的だと思いますので、そういう意味では、公営企業の健全化に資するということではないというふうに思うんですね。つまり、ある種移動の自由っていうのは広く言えば市民の権利だというふうな考え方もできると思うんですね。海外の事例であれば、例えばニューヨーク市の場合ですと、スタテン島という離れた島があるんですけども、そこからマンハッタン島まで行くのは市民の権利だということで、フェリーは無料になっています。ですから、そういう意味で市民の権利だから、ある程度税金、社会福祉的な観点から税を投入してもやるべきだという、そういう考え方もあると思うんですね。

一方で市長が常々おっしゃっているように、公営企業会計に安易に一般会計から繰り出すべきでないという、公営企業会計に対して一般会計から安易に補助金を出すべきでないという考え方も一方ではあると思います。それとのバランスの取り方だと思うんですが、この事業の目的というのは、そういう意味からすると、やはり福祉目的ではないかと思うんですが、

いかがでしょうか。

これ多分、副市長にお尋ねしたほうがよろていでしょうか。

○川村副市長 お答えになるかどうかわかりませんが、先ほど管理者のほうからバス事業、いわゆる交通政策は、基本的にはまちづくりという御答弁、考えをお披瀝いただきましたが、私も基本的には同様の考え方を持っております。今御指摘のある不採算路線補助あるいは生活維持路線補助につきましては、極めて市の、まちづくりのいわゆる政策に関連した路線、系統を走っていただいておりますということで、先ほど伊丹市については鉄道空白地域というような御指摘もございました。他都市に比べて伊丹市がどれほど不便地域かということについては、いささか異論もございましたが、そういう観点から市バス事業は伊丹市のまちづくり、発展とともに伸長してきたというふうに考えています。そういう意味で、市民の皆様の利便性を確保する、あるいは生活交通手段を確保していくという意味では大きな役割を果たしてきた。そのために交通局の内部留保だけでその路線なり系統を維持するというのはいかなものかということもございまして、政策的な見地から、交通局で賄いきれない部分、経営的な努力を果たしてもなおかついわゆる赤字が継続していくという部分については一定の一般会計からの支援をしておるということでございますので、政策的な支援ということで御理解願いたいと思います。

○櫻井委員 今の御答弁、内容はよく理解できるんですね。つまりまちづくり、そうした都市政策としての路線を維持しなきゃいけないと。であれば、この事業の目的に、事務事業のシートに書いてある事業の目的、地方公営企業の健全化っていうのは違うんじゃないかと。やっぱりここはちゃんとまちづくりなんだったらまちづくりという目的だというふうに明記すべきではないかと思えます。単に、地方公営企業の健全化というふうになると、赤字路線があるから税金ぶち込んでしまえと、こういうふうに誤解されかねないと思うんですね。その辺はちゃんと目的をしっかりと書いていただきたいなというふうに思います。

○川村副市長 櫻井委員の御指摘よくわかりました。

そういうことも含めてですね、言いわけのような形になりますが、先ほど管理者のほうからも、この4月1日から新たに総合政策部の政策室に交通政策担当主幹を置いたと。かつて、平成15、6年度までも交通政策担当というのはございました。ただ、その交通政策担当は極めて鉄軌道分野におけます担当主幹という流れを組んでおりました。それ以後その交通環境もかなり変化、変動してございました。むしろ交通需要、市民の皆様の需要をいかに把握をして、それをマネジメントしていくかというTDM政策のほうへ私ども移行しつつあると。そんな中でその市バス事業についてもそ、そういう位置づけでまちづくりということを冒頭申し上げたわけですが、そういった観点から申し上げますと、今御指摘のあるように、健全化事業というような位置づけの中でのいわゆる不採算路線補助でありますとか、あるいは生活維持路線補助といったようなことについては、少し違和感を覚えるといえるのはよくわかりますので、今後この事業名等々についても少し研究をさせていただきたいと思えます。

○福西自動車運送事業管理者 えらい申しわけないです。補足させていただきます。

164ページにあらわしております経営健全化推進事業、これは、21年度と22年度は

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

こうなりましたよということで星1つを掲げておるわけですが、これが旧のアクションプランが19年度から始まっておりまして、22年度が最終年度となります。このアクションプランの経営健全化推進事業の中、目的が累積欠損金を減らしていこうというところが大きな目的でございまして、当時22年度末で5億1800万まで、このままであったら膨れ上がりますよと、累積欠損金が。これを減らしていきましようというのが、ここの事務事業名であらわしております公共事業経営健全化推進事業ということでございますので、これからの指標についても、事務事業についても、今、副市長のほうから話ありましたように、整理をする必要がある部分については精査をしていきたい、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○櫻井委員 今ちょっと質問しておったのは、その1つ上の交通事業会計補助についてだったんですけども、次聞こうと思ってたことを先に御答弁いただきましたのでありがとうございます。

ちょっと交通事業会計補助についてまた戻りまして、今度事務事業のシートなんですけれども、事務事業のシートは、実は行政評価結果報告書には入ってなくて、伊丹市のホームページの中からアクセスしないと出てこないの、ちょっともしかしたら皆さん持ってなくて、私はプリントアウトして持ってきたんですけども、それで見ながらちょっと質問させていただいておるんですけども、結果としてまちづくりということで、交通事業会計補助の事業をやっているということでお話がありましたけれども、金額として約2000万円ぐらい使っていると。この2000万円の、数字違いますか。2億、ああ本当だ、2億ですね。2億円使っているということですが、2億円の費用対効果といいますか、これ効果はどのように評価されておりますでしょうか。

○交通局 まず、その2億の内訳でございますが、22年度で見ますと他会計補助で私どもとしては2億ちょうだいでます分の色がそれぞれ違っておりまして、不採算路線でちょうだいしましたものが1億2800万ちょっと、共済の追加費用の補助が4400万ちょっと、児童手当の特例給付金補助が164万2000円、子ども手当の給付費補助2200万ちょっと、それと車両の購入費ということで997万5000円ですかね、の分をちょうだいしてございます。私どもとしましては、共済なり児童手当、子ども手当、この辺についてはいわゆる法内の繰り入れというふうに認識してございますので、これはもう制度上のものだというので、評価としてはいかんともしがたいというふうに考えてございます。

それと、車両の購入費につきましても、これもバリアフリーの関係からそれぞれ国、県あるいはその市という、それぞれの役割分担に従って市からちょうだいする分ですので、これも制度内のものということで、残る不採算路線については1億2802万2000円ということになってございます。

この不採算路線の動向につきましては、これまでの経過がございまして、要するに私どものほうで算出いたします営業係数という係数に基づいていただいているわけなんですけれども、これも市との取り決めの中で実施しておるものということでございます。

要は、私どもとしましては、この数年間に大きく不採算路線をカットしてしまった、やめてしまったとか、そういうことではなく、私どもの路線を維持しながらいかに効率化を図る

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

かというふうなことで、全アクションプランに従っていろいろな事業を実施してきました結果、市からちょうどする不採算路線の額が平成18年度には1億4600万ほどいただいてたものが、1億2800万にまで圧縮されたということで、路線なりなんりのサービスについては維持しながら、不採算の部分を減らしてきたというふうにご考えてございますので、そういう意味でこの額のそもそもは不採算路線に対する補助だということで、今、副市長なり管理者のほうから申し上げた点でちょうどしていることということと、あわせてその額自体を圧縮してきているというふうなことで評価してございます。

○櫻井委員 市バスの不採算公共路線、何年前ですか、平成18年という5年ぐらい前ですか、から随分減らしておると、その努力については高く評価するところなんですけれども、ただ、ことしについて言えば1億2000万円ほどそれにつき込んでいます。これだけの一般会計から繰り入れをしているということですから、それに対するある種効果といいますか、これだけ市民生活がよくなったんだと。1億2000万円決して無駄になっていないということを引きちと説明しなきゃいけないと思うんですけれども、そうした意味での効果、そうして数字ではなかなかあらわせないとしても、どういった効果を感じておられるのか、お話しいただきたいなというふうに思っております。

○福西自動車運送事業管理者 数値でもって効果をあらわすのは非常に難しいかと思えます。といいますのは、先ほど来申し上げておりますように、交通政策の観点からの補助、したがって交通政策のいわゆる先ほど私のほうから申し上げましたが欠損補助ですね、一般的に言われる、欠損補助というところまえ方をすべきではないのではないかと。交通政策に対する投資という形でもって考え方を整理していかなければ、事業者サイドだけで見れば、こんな不採算路線は削りましょうという話になってきますので、これは事業者だけで整理をする話ではないということをお自身は認識しております、これは市の交通政策と緊密な連携のもとに、これは走らせておって効果がある分なのか、税をつぎ込んでまで走らす必要があるものなのかということをお、これから議論していきましょうという体制になっておるということを先ほど申し上げましたので、御理解をいただきたいと思えます。

○櫻井委員 今のお話ですと、これからそうした交通政策としての1億2000万円の是非について議論していくという未来形でのお話でしたけれども、そうすると今回は決算委員会ということで、過去についての、平成22年度についてのお話でございます、平成22年度については、この交通政策1億2000万円の妥当性についてはどのようにお考えなんでしょうかね。

○福西自動車運送事業管理者 申し上げるまでもなしに、交通事業も公営企業でございます。公営企業、釈迦に説法になるかも知れませんが、企業性を発揮するという側面と、公共性という側面がございます。これが、片方でも欠けると公営企業の意味がなくなる。公共性という面だけを見るとするならば、これに財政の支出力が必要になってくるのではないかと。したがって、公営企業である限り、企業性と公共性、公共性に伴う財政の支出力、この3つがバランスよく機能することによって公営企業というのはいよいよ正常に機能するであろうと。ところが、御存じのように一般会計の財政が非常に苦しい中で、こういった形で整理していくのかということが、今求められて、この22年度決算を踏まえてということにな

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

りますが、これまでからそういうふうな考え方をずっと維持してまいりましたが、なかなか次のステップへ歩めなかったという反省は大いにしていますが、今後精力的に取り組んでいきたいというふうに考えてます。

○櫻井委員 ちょっと話がかみ合っていないような感じがするんですけども、といたしますのは、別に私はこの不採算路線やめてしまえと言ってるわけでは決してなくて、1億2000万円ものお金をかけてやってるんだから、きっとすばらしい効果があるはずだろうと、だからそれをお話いただけないかといってお願いをしているところなんです。といたしますのは、ほかの、下水道の値上げのときに絡んで常任委員会で市長にもお話いろいろしていただいたんですけども、その中でやっぱり一般会計から安易に繰り出すべきでないということのを再三市長おっしゃっていたと。そうした観点から考えると、これもそれに安易なものではないんだと、非常に効果があるもんなんだということのを、しっかりと市民に対して説明しておかないといけないんじゃないかと。こうした観点からお伺いをしているところなんですけども。この1億2000万円の効果っていうのは、どんなすばらしいものがあるのかというのを、交通局で現場を預かる立場からちょっとお話いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○福西自動車運送事業管理者 先ほど質問と答弁がかみ合っていないというお話がありました。先ほど来、冒頭からこの委員会が始まってすぐから、市バス事業というのは、公営バス事業というのは、伊丹市にとってはもちろん市のまちづくりの政策です。したがって、市のまちづくり資源として必要な市営バス事業というのは、やはり市の交通政策の一環として整理をしていく必要がございますよということをおっしゃっていただきました。

その中で、この1億、先ほど次長のほうから申し上げましたが、18年度、19年度、20年度と非常に金額は削減されてきたと。この分はそこへ投下する経費面で縮減が図れたということもありますし、いわゆる乗車数というんですか、そういったものに、アップに取り組んできたという効果もあろうかと思えます。1億2800万がどれほどの効果があったかというのは事業者だけで判断すべき問題ではないというふうに考えています。

○川村副市長 数値的に申し上げるのは非常に困難ではございますが、先ほど交通局の次長のほうから営業係数ということで申し上げておりましたが、100円の収入を得るためにいかほど使うかということをおっしゃったのが営業係数ということでございまして、それが100を超えますと、収入以上に経費をかけておると。その営業係数、先ほど43系統があるということをおっしゃってありますが、営業係数でいきますと3分の1ぐらいが100円以内で運行できると。いわゆるもうかっているといいますが、収入があるということですが、3分の2はいわゆる不採算の路線になっておると。それにいかほど税を投入するかということでございまして、税を投入しなければ交通局の内部でどれだけ留保があっても、もうかっている路線から不採算のところへどれだけ補てんできるかということ、それも限度がございます。限度がございますので、そういうことからいうと、営業係数125以上について不採算路線補助、あるいは150以上についてはさらなる補助をさせていただいてるということですが、例えば営業係数150以上で申し上げますと、10系統ぐらいある、9ぐらいあるんだと思いますが、ある地域のバス路線を撤退せざるを得ないということになってしまいます。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

そういうことになると、超高齢社会が進展している中、市民の皆様の快適な、あるいは確かな利便性が確保できないということでございますので、地域のどういうんですか、東部でありますとか、先ほど来あります西北部でありますとか、そういったところが市バスの路線から撤退をせざるを得ない、そういう効果、市民の皆さんの利便性に十二分に供してるということではないかなというふうに思います。

○櫻井委員 ちょっとこれ以上突っ込んでももうしょうがないかなという気もしてきましたんで、何でここにこだわっているかといいますと、ある種、すべての事業において、やはり費用対効果というのはしっかり考えていかなきゃいけない。効果といったときには、いわゆる財務的な、収益性というような狭い意味ではなくって、公益性とかそういったものも含めて効果だと。公益性とかそういったところは数字で図れない部分も多分にあるということも十分承知しております。しかし、ある種、主観的、感覚的になるかもしれないけれども、こういった効果があるんですということはしっかりと説明していかないと、これからますます財政事情が厳しくなる中で、なかなか理解が得られなくなってくるのではないかい、そういう心配もあるんで、今から一つ一つの事業について、事業効果ということをしっかり把握していただきたいなと、そういう思いでちょっとしつこく質問させていただきました。

ちょっとこの件はこのぐらいにおきまして、次、収入をふやすためにということで、私どもの代表、幹事長の川上議員から代表質問におきまして、ラッピングバスはふやせそうかというような話もして、多少ふやせそうかというようなお話もあったところなんですけれども、それ以外の収入増のアイデア等、なかなか厳しい中ではあるかと思っておりますけれどもいかがかという、ちょっとそれをお伺いしたいと思っております。

例えば神戸のほうに行きますと、バス停なんかで広告が、バス停に大きな広告が出ておると、いいなあと。結構きれいな感じでやっておりますし、そうしたものを伊丹でできないのかなと思ったら、これは県の条例でできないと。何で県の条例でできないのに神戸はやるんだと言ったら、政令市は対象外だと。何か非常に悔しい思いをしておるところなんですけれども、なかなかいろいろ法制度もあって難しいところあるかと思っておりますけれども、ちょっともしアイデアがあれば教えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○交通局 まず、ラッピングバスにつきましては、平成21年度までは2台ということで、市の空港直便のPRというのが1台と民間の企業が1台の2台でございました。

22年度に入りまして、なかなかふえておらなかったんですけれども、広告代理店のほうにも非常に頑張ってほしいということでハッパをかけまして、22年度に2台、それから23年度に3台ということで、現在7台走っております。

今後ともこのラッピングについては一定の割合でふやしていきたいという思いはございまして、それは活動のほうにも、市内企業とかも回ってほしいということでしてございます。引き続き努力してまいりたいというふうには考えてございます。

ただ、ラッピングには初期投資を伴いますので、大体ラッピングをつくるのに50万から100万の幅でまず必要になってまいります。その後に広告料ということで、年間50万程度がかかってまいりますので、頑張って営業は続けますけれども、そうとれるもんでもない

というところは御理解いただきたいなというふうに考えてございます。

あと、おっしゃってるバス停等の広告、これにつきましては私どもも悩ましいところがございます。おっしゃってるのは多分上屋とかにいろいろ広告がかかっているものというようなことかと思えますけれども、大きく分けて、道路法の制限を受けるもの、道路法と私どもでしたら県の広告条例、屋外広告条例の適用を受けると。この両方をクリアしないとできないよということになってございます。そういう意味で、私どもは中核市でも政令指定都市でもございませんので、一応県の広告条例をそのまま適用されるということで、県のほうに聞きますとなかなか難しいということで、それは許可がいただけないということになってございます。

もう一つ、これは広告主のほうがその、バスの停留所にどれだけの広告価値を見出しているかという点も問題がございます。そうした中で具体的にお金をとって広告を得れそうなどころといたしますのは、阪急伊丹のターミナル、あるいはJR伊丹のターミナルというところぐらいかなと。あとは、塚口についてはごらんのような状況で、広告を打てるなんていうような状況にはございませんので、そうすると、まず広告代理店のほうともいろいろ調整するんですが、そこに広告主がつくというふうなことが非常に難しいという面があって、上屋についても困難であるというふうなことを考えてございます。

そんな中で、標柱につきましては、イオンのオープンによりまして、JR伊丹に2カ所ですかね、3カ所かな、のイオンの広告を初めて標柱に採用することができました。これにつきましても、標柱につける広告はいわゆる歩道面にしか向けられないという制限がございますので、そういう意味でも広告の価値がなかなかとりにくいということは御理解いただきたいなと思うということでお願いしたいと思っております。

それから、あわせまして、バス停のネーミングライツということも今現在検討しております。こちらのほうは神戸市が実施しております。いろいろ研究しておるんですけれども、なかなかこれ広告料ということではなくって、いわゆるスポンサー料的なもので、バス停に副停名をつけて企業名を載せるというようなことで、これは何かものにできないかなということで、現在のところ検討を進めておるところでございます。

いずれにしても、企業さんのほうといろいろ営業していかないと、待っていてもなかなかというところもございますので、広告代理店のほうにも十分調整しながらやってまいりたいなということで考えております。

○櫻井委員 いろいろ考えてらっしゃるということで、ありがとうございます。

あと、バスの利便性を高めるということで、一つ思うところは、乗り継ぎの場合、日本では余り一般的ではありませんけれども、欧米、特にヨーロッパなんかですと、バス乗りかえるときに、すぐ乗りかえて次のバスに乗るとき、30分以内ですとか1時間以内ですと、ただで乗りかえられるというのが、広くあります。そうすることによって、路線の本数とか、路線をいろいろ組み合わせなくても、乗りかえることによっていろんなところに行けると。ある種、実質的に均一料金で行けるということで、利便性も高まって、お客さん乗りやすくなるということもあるんじゃないかと思うんですけれども、一方でICカードなんかも普及してきましたから、そうした計測も技術的にも可能な環境が整ってきたのではなかろうか

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

というふうにも思うんですが、この乗り継ぎの割引というのは可能なんでしょうか。

○交通局 乗り継ぎの割引につきましては、現在実施してございまして、カード、IC回数カードを御利用のお客さんですとか、ICカード、ICカードといいましても私どものi t a p p yのハウスカードじゃないとできないんですけれども、を御利用のお客さんにつきましては、1時間間の乗り継ぎ割引がゼロではございません、100円ということで、300円で2路線乗れるというふうな割引になってございます。

現在、これの利用者も結構いらっしゃいまして、私どもも1時間という乗り継ぎ割引の時間を延長したらどうなるんだという、延長したらもう少し御利用がふえるんじゃないかとか、あるいは利便性が増すんじゃないかというふうなことも含めて検討はいたしております。ただ、なかなか、仮にそれで潜在的な需要を掘り起こすことができなければ、私どもとしては利幅だけが落ちていくというふうなこともなりますので、その辺のところは慎重な検討が必要かなというふうに考えております。

○交通局 ICカードの部分なんですけれども、一定ICの部分で今ちょっとお話しさせていただきましてi t a p p yだけではなく、ICOCAでありますとか、今スルッとKANSAIのPiTaPaも一応可能ということでさせていただいております。

○櫻井委員 いろいろ、済みません、私も余り市バスを使ってないというのがばれてしまいましたけれども、うちの地域は駅まで近いのでちょっと余り乗る機会がないんですけれども。

あとそうですね、普通ってた高校の目の前は結構阪急バスと市バスと走ってまして、ちょっと古い記憶かもしれませんが、結構一生懸命ダイヤなんかで競合していたような記憶もあるんですけれども、余り細かいところでけんかするよりは、乗客の利便性に従って協議しながらダイヤを組んではどうかというふうにも思うんですけれども、他社との協力関係というのは、どのような状況になっておるのでしょうか。

○交通局 競合してる路線で提携といいますとなかなか難しいんですけれども、現在検討させていただいてるような段階ですと、昆陽里のバス停に現在やったら阪神バスさんがおられますけれども、そちらのほうのバス停について、従前から共同でそちらのほうにもバス停置けないかというふうな話がございました。一定、尼宝線の完全複線化といいますか、そちらのほうを整いますと同時に、今度、今ダイヤ改正を予定はさせていただいてるんですけれども、その中で一定、そちらの昆陽里のほうにも、私どもバス停を置かせていただくような形に協議のほうはさせていただいたりとか、そのような提携といいますか、協力のような話は随時はさせてはいただいております。

○櫻井委員 私が通ってた高校っていうのは県立伊丹高校なんですけれども、総監部前の辺は阪急バスと、路線的にかぶってるところがあるのかなと。阪急バス自身は川西能勢口の駅まで行くんでしょうけれども、重なっているところで何かこう、阪急バスがちょっと前にすると、今度市バスのほうがまたちょっと前にしたりとかっていうので、お互い何か待ってる乗客を全部とって、次、後から来たバスは空っぽのまま行くみたいな、空っぽというか新たな乗客を乗せられないまま行くような、そういった何かしのぎ合いがあったやに聞いておるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○交通局 バス会社といいますのは、私も交通局行って初めて知りましたけれども、かなり

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

壮絶なしのぎ合いをするものでございまして、先ほど総務課長が申し上げた、阪神路線の昆陽里に私どものバスが乗り入れるということだけで何年もの交渉を要しております。それぐらいやはりお客様の奪い合いというふうなことが出てくるところで熾烈にやっておるということは御理解いただきたい。

もう一つ、ダイヤの件に関しましては、これは非常に難しいんですね。といたしますのは、同じ路線を民間とうちが走っているのであれば、そういうダイヤの調整によってお客さんを両方のパイでふやしていこうというふうなことは考えられるんですけども、今おっしゃってる、例えば県高前の分といたしますと、阪急は川西まで延ばしていくという路線のその中の一部分ということになります。私どもは山本団地のほうに行く分の一部ということで、そうしたやっぱり総距離なり目的地が全然違う中でたまたま寄ってくるということですので、その中でダイヤを調整を図るなんてことは、これはもうほとんど、不可能とは言いませんけれども非常に困難を伴うというふうなことがあって、かつ民間同士、あるいは官民ともにですけども、そういったしのぎを削っているというところは御承知おきいただきたいなというふうに思います。

○櫻井委員 市バスと阪急バスで競合してるところ、そんなにたくさんはないと思いますので、お互いにとってそれほど営業的に、経営的に響くようなことではないかと思えますけれども、ただ、よその地域におきまして、いろんな複数のバス会社が、会社なり、公営バスなりが競合することによって、共倒れの状況になって経営がもう危なくなると。結果として、市民にとって非常に暮らしにくくなるというような事例も少なからずあったやに聞いておりますので、現時点においては大きな問題ではないかもしれませんが、一応今後、頭の隅に置いていただきたいなというふうに思います。

次に、今後の収支の見通し、課題といたしますか、についてちょっとお尋ねをしたいんですけども、バスの方針、それから団塊の世代の退職に伴う退職金など、団塊の世代ってもう既に退職されてると思うんですけど、今後退職金です、これは今、交通局にいらっしゃる方だけでなく、かつて交通局に在籍されていて、今、市役所の別の部署にいらっしゃる方の退職金も含めて、今後の見通しといたしますか、交通局に対する負担としてどのような状況になっているのか、お聞かせください。

○交通局 車両の更新についてお尋ねがございましたので、私ども現在、乗り合いで申しますと88両、プラス貸し切りのほうで大型2両を所有してございます。それらの車両のうち、平成23年、ことしから32年までの間に、これまでの計画によりますと、73両の車両の買いかえといたしますか、更新を予定してございました。これは、NOx・PM法という排ガス規制の法律に従って、適合車でない場合は12年で、13年目の車検、更新といたしますかね、ができないということで、事実上最長乗りましても12年11カ月をもって、この阪神地域では乗れないというふうな規制がございまして、今でもあるんですけども、それによって12年11カ月が限度ということで車両更新を進めなければならないというふうな事情がございまして、こういった計画になってございました。それに従って車両更新を続けてまいったわけですけども、平成24年度をもちまして、一応NOx・PM法、23年度に3両、24年度に3両、合わせて6両を更新しますと、残りの車両については現行法のNO

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

x・PM法の枠の中では適合車ということになりますので、必ずしも12年11カ月でもって廃車というなり売却ということをしなくてもいいというふうなこともございましたので、この辺のところを今後、25年度以降について見直して、少しでも長く乗ることによって新規投資を抑えながら、なおかつ車両更新の時期が一定の時期に偏らないように、できるだけ平準化を図ってまいりたいと、このように考えております。これによって、一定そういう新規投資を抑えながら減価償却に係る費用を平準化して、より効率よく乗ってまいりたいというふうに考えてございます。

ちなみに23年から32年までに、ざっとですけれども、新車で全部、73両を買いかえますと19億ほどの投資が見込まれております。それを何とかできるだけ、乗れるものについては長く乗って、4億でも5億でも圧縮してまいりたいと、このように考えております。

○交通局 そのほかの退職手当の部分について御説明させていただきます。

団塊の世代の退職といたしますのは、交通局の場合かなり以前に大量退職のほうがございますして、平成12年から15年まで、この間で平均で大体13人から14人程度、1年に退職していた時期がございました。この当時でございますと、平均で年間3億3000万から4000万の間の平均的な退職手当を支給していたという時期がございます。

一定その後は低減してございまして、交通局の場合ですと、平成22年、23年は定年退職がゼロということになっております。また24年度以降ですね、32年ぐらいの間でございますと、この22年から32年の間の11年間ほどで予定退職、定年退職者が14人、ですから年平均でございますと1.3人ほどという形になっておりますので、かなり定年退職の数は少ない。ですから、他部局に比較すると若干そこら辺若い職員が多いので、この10年ほどは少し定年退職の数は少ないというふうなことになってくるかと思えます。

ただ、それ以降でございますと、先ほど御説明させていただきましたとおり、若い職員が多いということは、それ以降の職員がどんどん退職していくということになりますので、平成33年から51年まで、この19年間でございますと159人、これが年平均でございますと8.37人ほどという数になってきますので、この部分でございますと定年退職の数もふえますし、先ほど御指摘にありましたように退職手当の増も一定見込まれますので、この分について若干問題かなというふうなことでは考えてはおります。

○櫻井委員 よくわかりました。ありがとうございます。

最後に、公営企業決算書の216ページの特別乗車料についてちょっとお伺いをします。これの大半は高齢者市バス無料乗車証だと思うんですけども、まずちょっと内訳を教えてくださいませんか。

○交通局 特別乗車料の部分なんですけれども、5億9700万円ということで、こちらのほう固定という形でなっております。

戦傷病者、原爆被爆者でありますとか身体障害者、それから知的障害者、精神障害者等と、それから高齢者というふうな割合でなっておりますして、そちらのほうでそれぞれ内訳という形になっております。

具体的にそちらのほうの内訳のほう申し上げますと、まず原爆被爆者の方、こちらのほうが200万円、それと身障者、知的障害者、精神障害者含みました、こちらのほうが6500

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

万円、それと高齢者の方、こちらのほうが5億3000万円、これを合わせまして5億9700万円という形の内訳で計上させていただいております。

○櫻井委員 ちょっと、高齢者の市バス無料乗車証5億3000万円というお話でしたけれども、これの計算式みたいなものが以前あったかと思うんですが、それも教えていただけますでしょうか。

○交通局 こちらのほうなんですけども、実際のところ計算式で言いますと、こちら、従前、平成17年までは交付枚数掛ける市との福祉措置によります乗り合い自動車特別乗車証に関する覚書のほうでルールを一定決めておりまして、そちらのほうでその交付枚数に対する金額をそれぞれきちんといただいております。その枚数の部分と、現在、固定ということになりますのでかなり乖離というものはあるんですけれども、一定本来ですと、そのルール上でいいますのは、例えば高齢者の場合でいいますと、200円掛ける、平成2年当時に乗客の流動調査を実施いたしまして、そのときに平均で7.3日、月、御利用いただいてたということで、その往復分ですから、200円掛ける7.3掛ける2掛ける交付枚数掛けることの12月分ということで計算式といいますか、一定根拠というものはなっております。

ただ、平成18年度の健全化の関係で、市の財政状況も苦しくなったということで、こちらのほう固定化されておりますので、実際のところ、本来の部分、例えば22年決算でいいますと、高齢者の交付枚数が2万840枚ございますので、これをそのまま計算しますと7億3000万円を超えるような数字になってしまうんですが、一定この分については5億3000万円とどまっておるといふような形となっております。そのルール上の根拠の部分と実際のいただいている金額とは若干差があるというふうなことでございます。

○櫻井委員 そうしますと、今後高齢化がどんどん進んでいくと、いわゆる高齢者の乗車する方の割合もどんどんふえていくであろうというふうに予想されます。一方で、そうした方がこれまでどおり乗っていただいても、今度無料乗車証を持っているということで、交通局にとっては運賃収入は入らないと、追加的に入るわけではないと。5億3000万円ですと頭打ちということになるかと思えますけれども、交通局の収益という立場に立って見た場合に、これは今後にとって非常に、どの程度負担になるとお考えなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○交通局 このままの市内人口に対する高齢者の人口割合というのを統計なんかで見ているんですけれども、平成10年度には7.6でありましたものが、今や13.5ということになって、22年度で13.5ということになってございます。この間の動向を見て今後の第5次総計等に先立って実施されました見込み等を見ましても、やはり高齢化がずっと進んでまいりますので、進めば進むほど苦しくなることは間違いございません。その中で、高齢者の方に無料パスで、要するに単価はどんどん下がってくるというふうな形になってまいります。普通に定期を利用されてる方であれば割引の分を入れて170円程度なんですけれども、パスがふえて、それを御利用になるお客様がふえて、負担金としては定額ということになりますと、単価がどんどんどんどん下がって行って、今、多分140円台ぐらいになっているかなと思えますけれども、これがどんどんどんどん下がっているということになりますと、はっきり申し上げて、私どもとしては厳しいと。

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

そんな中で、私どもとして努力してまいりますのは、定期なり現金なりを、乗って、御乗車いただいているお客様、例えば私どものターゲットとしましては、市内人口に占める就労人口の割合、こちらのほうも下がってまいっておりますけれども、それでも今現在50%以上いらっしゃいますので、こういった学生さんでありますとか、働いておられる方の移動について極力お客様として乗っていただくということを努力しながら、どこまで行けるのかなというふうなところ、ここまでいったら倒れますというふうなことはちょっと今の段階でももちろん申し上げることもできませんし、そういう試算はいたしておりますませんが、考えるとしたら、そういうことでの努力を積み重ねていくということになろうかと思っております。

○櫻井委員 別にこうしろと言ってるわけではないんですけれども、頭の体操としまして、仮に無料乗車証というこの制度を廃止してしまったという場合に、交通局の収入としては、これはふえるというふうにお考えでしょうか。

○交通局 これまでも他市においても、神戸市さんもそうですし尼崎市さんにおいてもそういったことで廃止と、あるいは制度を変えていくと、変えて一部負担ということに切りかえておられる事例を見ておりますと、例えば直近ですと去年の10月から尼崎市さんが有料化に踏み切っておられます。そうした中で状況を見ますと、やはり決定的に有料化という1点で、それが尼崎市さんの場合ですと50円の負担と、200円の運賃が50円の負担というふうなことでスタートされましたけれども、それでも乗車率が30%以上落ちたと、半期で、半年で30%落ちたというふうなことを聞いてございます。通期になると60%という見込みでございます。

そうしますと、それをそのまま私どもに当てはまることはないとはしましても、相当な打撃になるかなと。それで実額分をちょうだいできたとしましても、トータルとしては今の5億3000万を下回るのではないかと、計算上の話ですけれども、いうふうなことも試算されます。そういった中で、どんなやり方によるとか、やり方次第ではという点はあるにしても、それが私どものほうに即、増収に結びつくというふうなことはちょっと展望できないというのは現実でございます。

○櫻井委員 尼崎市さんは最初は50円とか、ないしは有料の定期を販売すると。それから徐々に値段を上げていくという、そういう設計になってたかと思うんですけれども、ちょっと尼崎市さんの事例を見ると、なかなか厳しいところがあるということで理解いたしました。

別にどうしろというわけではないんですけれども、5億3000万円ということについて、これはまさに都市政策であり、高齢者福祉政策という観点からやっておるんでしょうけれども、一方でそれが交通局にとって大きな負担になっておるというようであれば、それはそれで、その5億3000万円という金額が妥当なのかどうかということも含めて検討しなきゃいけないなとも思ったんですけれども、また引き続きちょっといろいろ分析、検討、他市の事例を含めて研究させていただきたいなというふうに思います。

○川村副市長 今、委員のほうからございましたように、頭の体操としてということでございました。近隣他都市の動きでありますとか、動向についても、私どもも承知はしておりますが、現時点で伊丹市としてこの高齢者政策、特別乗車証を発行するという高齢者施策については、今の時点では改廃の考え方は持っておりませんが、交通局、交通事業の経営とい

2011年9月定例会・決算審査特別委員会（特別会計・公営企業会計）

う観点も含めまして、平成2年度の調査結果が正しいのかどうかという、そういう検証も含めまして、今後検討俎上には乗っていくんであろうなというふうには思っておりますが、施策としてこれを廃止をすとか、あるいは改正をすとか、そういうことは今現時点では具体的に決めたものはないということで、御理解願いたいと思います。

○櫻井委員　る質問させていただきましたけれども、これで最後の発言にしたいと思いますが、交通局におかれましては、黒字決算を続けておられるということで大変頑張っておられる、いろんな努力をされてきてるということは、これまでも一応承知しておったつもりですけれども、本日の審議においても、また十分理解できたところでは、また、いろんな問題も、課題もあろうかと思っておりますけれども、頭の体操っていいですか、いろんな可能性ないしはいろんなリスクに対して柔軟に検討いただければというふうに思います。以上です。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○林委員長　ほかございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方どうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。本件を認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○林委員長　御異議なしと認めます。よって、報告第27号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に審査を付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

これをもって委員会を終わります。

以　　上